

平成25年第3回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○平成25年第3回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	4

第1号 (9月2日)

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	5
○欠席議員	6
○地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者	6
○議会事務局職員	6
○開会及び開議の宣告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○報告第14号～認定第3号の一括上程、説明	8
○散会の宣告	15

第2号 (9月4日)

○議事日程	17
○本日の会議に付した事件	17
○出席議員	17
○欠席議員	17
○地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者	17
○議会事務局職員	18
○開議の宣告	19
○諸般の報告	19
○一般質問	19

16番 遠藤 実 君

再生可能エネルギー導入の推進について	20
那珂市のPR推進について	30

20番 木村 静枝 君

平和行政・平和教育について	38
---------------	----

19番 石川利秋君	
那珂市財政健全化プランについて……………	49
6番 木野広宣君	
胃がん検診について……………	55
市民の健康づくりの推進について……………	59
1番 筒井かよ子君	
こども発達相談センター「すまいる」の開設とその後について……………	63
那珂市の特産品について……………	67
3番 小宅清史君	
シティプロモーションについて……………	71
行政評価のあり方について……………	77
○散会の宣告……………	79

第 3 号 (9月5日)

○議事日程……………	81
○本日の会議に付した事件……………	81
○出席議員……………	81
○欠席議員……………	82
○地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者……………	82
○議会事務局職員……………	82
○開議の宣告……………	83
○諸般の報告……………	83
○一般質問……………	83
8番 中庭正一君	
東海スマートI.Cについて……………	83
核融合西地区について……………	87
道路について……………	89
7番 古川洋一君	
スポーツの振興について……………	94
○議案等の質疑……………	102
○議案等の委員会付託……………	102
○請願陳情の委員会付託……………	102
○散会の宣告……………	103

第 4 号 (9月19日)

○議事日程	105
○本日の会議に付した事件	105
○出席議員	105
○欠席議員	106
○地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者	106
○議会事務局職員	106
○開議の宣告	107
○諸般の報告	107
○発言の一部取り消し及びそれに関連する執行部の発言の取り消しについて	107
○産業建設常任委員会調査事項報告、質疑、採決	107
○教育厚生常任委員会調査事項報告、質疑、採決	109
○発議第2号の継続調査報告、質疑、採決	110
○発議第3号の継続調査報告、質疑、採決	112
○発議第5号の継続調査報告、質疑、採決	113
○議案第49号～認定第3号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決	114
○請願第1号の審査報告、質疑、討論、採決	119
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	120
○意見書第1号の上程、説明、質疑、採決	121
○議員派遣について	123
○委員会の閉会中の継続（調査・審査）申出について	123
○意見書第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	124
○閉会の宣告	125
○署名議員	127

那珂市告示第78号

平成25年第3回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

平成25年8月23日

那珂市長 海野 徹

記

1. 期 日 平成25年9月2日

2. 場 所 那珂市役所

平成25年第3回那珂市議会定例会会期日程

(会期18日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘要
第1日	9月2日	月	午前10時	本会議	1. 開会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 議案の上程・説明
			本会議 終了後	全員 協議会	1. 全員協議会
第2日	9月3日	火		休会	(議案調査)
第3日	9月4日	水	午前10時	本会議	1. 一般質問(議案質疑通告締切・正午まで)
			本会議 終了後	委員会	1. 議会運営委員会
第4日	9月5日	木	午前10時	本会議	1. 一般質問
第5日	9月6日	金	午前10時	本会議	1. 議案質疑 2. 議案の委員会付託 3. 請願・陳情の委員会付託
第6日	9月7日	土		休会	
第7日	9月8日	日		休会	
第8日	9月9日	月	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第9日	9月10日	火	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第10日	9月11日	水	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第11日	9月12日	木		休会	(議事整理)
第12日	9月13日	金		休会	(議事整理)
第13日	9月14日	土		休会	
第14日	9月15日	日		休会	
第15日	9月16日	月		休会	(敬老の日)
第16日	9月17日	火	午前10時	全員 協議会	1. 全員協議会
第17日	9月18日	水		休会	(議事整理) (討論通告締切・正午まで)

日 次	月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	摘 要
第 1 8 日	9 月 1 9 日	木	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前 1 0 時	本会議	1. 委員長報告及び質疑・討論・採決 2. 閉 会

○応招・不応招議員

応招議員（22名）

1番	筒井かよ子君	2番	寺門厚君
3番	小宅清史君	4番	福田耕四郎君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	8番	中庭正一君
9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君
11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	助川則夫君	14番	君嶋寿男君
15番	武藤博光君	16番	遠藤実君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
21番	海野進君	22番	木内良平君

不応招議員（なし）

平成25年第3回定例会

那珂市議会会議録

第1号（9月2日）

平成25年第3回那珂市議会定例会

議事日程(第1号)

平成25年9月2日(月曜日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第14号 平成24年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率の状況について
- 報告第15号 平成24年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による資金不足比率の状況について
- 報告第16号 平成24年度那珂市一般会計継続費精算報告書について
- 議案第49号 那珂市営住宅条例の一部を改正する条例
- 議案第50号 平成25年度那珂市一般会計補正予算(第2号)
- 議案第51号 平成25年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第52号 平成25年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第53号 平成25年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第54号 平成25年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)
- 議案第55号 平成25年度那珂市水道事業会計補正予算(第1号)
- 認定第 2号 平成24年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 平成24年度那珂市水道事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(22名)

1番	筒井かよ子君	2番	寺門厚君
3番	小宅清史君	4番	福田耕四郎君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	8番	中庭正一君
9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君
11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	助川則夫君	14番	君嶋寿男君

15番	武藤博光君	16番	遠藤実君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
21番	海野進君	22番	木内良平君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	松崎達人君
教育長	秋山和衛君	監査委員	萩谷眞康君
企画部長	山田行雄君	総務部長	宮本俊美君
市民生活部長	秋山悦男君	保健福祉部長	萩野谷康男君
産業部長	宮田俊三君	建設部長	小林正博君
上下水道部長	岡崎隆君	教育部長	檜山英夫君
消防長	根本榮君	会計管理者	柏村泉君
行財政改革推進室長	平山俊夫君	危機管理監	富田慶治君
総務部次長	川崎薫君		

議会事務局職員

事務局長	城宝信保君	事務局次長	深谷忍君
次長補佐	渡辺荘一君	書記	二方尚美君
書記	萩谷将司君		

開会 午前10時13分

◎開会及び開議の宣告

○議長（福田耕四郎君） おはようございます。

平成25年第3回那珂市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は22名であります。欠席議員はおりません。定足数に達しておりますので、ただいまより平成25年第3回那珂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（福田耕四郎君） 議案等説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、市長、副市長、教育長、企画部長、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、上下水道部長、教育部長、消防長、会計管理者、行財政改革推進室長、危機管理監、総務部次長の出席を求めています。

なお、各種会計決算の認定がありますので、萩谷眞康監査委員の出席を求めています。職務のため、議会事務局より事務局長、次長補佐、書記が出席をしております。本日の議事日程及び行政概要報告については、別紙のとおり、お手元に配付をしております。

◎会議録署名議員の指名

○議長（福田耕四郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、20番、木村静枝議員、21番、海野進議員、22番、木内良平議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（福田耕四郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月19日までの18日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から9月19日までの18日間と決定をいたします。

なお、審議日程等については、議会運営委員会、助川則夫委員長から同委員会決定事項として報告されております。その決定事項に従った会期日程表を配付してあります。

◎報告第14号～認定第3号の一括上程、説明

○議長（福田耕四郎君） 日程第3、報告第14号から認定第3号まで、以上12件を一括議題といたします。市長から、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 平成25年第3回那珂市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様のご参集を賜り、まことにありがとうございます。提出いたしました議案等の概要説明に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

日ごろ議員の皆様には、市政の進展と行政運営の円滑な推進のために、格別なるご高配を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、先月8月24日に、毎年恒例の那珂ひまわりフェスティバルが実行委員会のご尽力により盛大に開催され、約4万5,000人の家族連れや観光客でにぎわいました。那珂市においてはもとより、近隣住民の皆様の間にも既に那珂市のまちの夏のイベントとして定着した感もあり、今後も本市の魅力を発信する最大の地域資源として、活用を図ってまいりたいと思います。

また来月10月5日には、昨年度に引き続き第2回となる事業仕分けを実施する予定になっております。本市が進めております事業の内容について公開により討論を行うことで、施策の透明性の確保はもとより、行政運営の住民参加の機会の確保という観点からも、より効果的、効率的な行政改革の推進に寄与できるものと考えております。ぜひとも議員の皆様にも会場にお越しいただきまして、行政運営の状況について改めてご確認いただければと存じます。

今後とも市民一人ひとりが輝くまち、未来に夢が持てるまち、那珂市の実現を目指し、職員とともに一丸となって取り組んでまいりますので、引き続き議員の皆様にはご助言、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、ご挨拶といたします。

それでは、概要の説明のほうに入ります。

本定例会に提出いたしました報告案件のうち、平成24年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律に関する報告が2件、平成24年度那珂市一般会計継続費の精算によるものが1件の計3件でございます。

続いて、その概要についてご説明をいたします。議案書をごらんいただきたいと思います。

1 ページをお開きいただきたいと思います。報告第14号 平成24年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率の状況について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成24年度決算に基づく健全化判断比率を下記のとおり報告いたします。

まず、下の表の左側の項目ですが、健全化判断比率の欄でございまして、実質赤字比率、以下4つの指標となっております。その右の平成24年度欄は、那珂市の平成24年度決算に基づく比率でございます。一つ右の早期健全化基準、また一番右奥の財政再生基準欄は、財政健全化団体及び財政再生団体となるかどうかを示す国が定めた基準でございます。早期健全化基準は、いわば財政状況の黄色信号、財政再生基準欄は赤信号を示すものでございます。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、黒字決算であることから表示はありません。

続いて、実質公債費比率につきましては、平成24年度は10.6%となり、前年度と比べ1ポイント減少いたしました。

最後に、将来負担比率ですが、こちらは38.4%となり、前年度比23.0ポイント減となりました。いずれの指標につきましても早期健全化基準を下回る数値となっており、平成24年度におきましても、那珂市の財政状況は健全な状態であるということを示しております。次のページに監査委員からの平成24年度健全化判断比率審査意見書を添付してございますので、ご参照いただければと思います。よろしく願いをいたします。

続いて、3 ページをお開きください。

報告第15号 平成24年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による資金不足比率の状況について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成24年度決算に基づく資金不足比率を下記のとおり報告します。

まず、資金不足比率ですが、収益事業を行う企業会計、特別会計ごとの資金不足額の事業規模に対する割合を示すものでございます。下の表の左側に対象となる公営企業会計である水道事業会計、下水道事業特別会計及び農業集落排水整備事業特別会計がございまして、いずれの会計も資金不足額がありませんので、表示はございません。こちらも国が定めた経営健全化基準の20%をそれぞれ下回る数値となっており、平成24年度は健全な状態であるということを示しております。次のページに監査委員からの平成24年度資金不足比率審査意見書を添付してございますので、ご参照いただければと思います。よろしく願いをいたします。

続いて、5 ページをお開きください。

報告第16号 平成24年度那珂市一般会計継続費精算報告書について。

平成24年度那珂市の一般会計継続費については、次のとおり精算したので、地方自治法施

行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により報告するものです。

地域公共交通活性化事業に係る継続費については、精算が完了したので、報告書を提出するものでございます。なお、実績額合計は310万8,000円でございます。

以上でございます。

続きまして、提出いたしました議案の概要についてご説明を申し上げます。

今定例会に提出しました議案のうち、条例の一部改正が1件、平成25年度補正予算が6件の計7件でございます。

続いて、その概要についてご説明いたします。

6ページからお願いいたします。

議案第49号 那珂市営住宅条例の一部を改正する条例。

提案理由、概要につきましては、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）の改正に伴い、同法を引用する条文を整理するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第50号 平成25年度那珂市一般会計補正予算（第2号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ3億8,792万7,000円を追加し、189億1,942万2,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、議会費については、議員の研修事業において原子力安全対策特別委員会外2委員会の視察研修費等を、また議会改革推進事業において、議会議場のマイク、カメラ等の設備改修費を計上するものでございます。

総務費については、財産管理事務費において、旧ニコン寮の解体費用を計上するものです。また市税等過誤納還付金において、震災に伴う雑損控除の申告による個人住民税の還付金を増額するものです。

民生費については、母子生活支援措置事業において、4月から母子自立支援施設入所者がふえたことにより扶助費を増額するものでございます。また民間保育所補助事業において、保育士等処遇改善臨時特例事業として保育士の人材確保対策を推進するため、処遇改善に取り組む民間保育所に対しての補助金を計上するものでございます。

衛生費については、未熟児養育医療給付事業において、受給者の増により扶助費を増額するものでございます。

農林水産事業費については、担い手育成支援事業において、経営体育成支援事業により、中心経営体への農業用機械導入等に対して補助金を計上するものでございます。また土地改良基盤整備事業において、県単かんがい排水整備事業による横断管布設がえの工事請負費等を増額するものでございます。

商工費については、茨城県雇用創出等基金事業を活用した特産品ブランド化推進事業及び静峰ふるさと公園等台帳整備事業の新規事業を計上するものでございます。

土木費については、道路改良舗装事業において、サーボ跡地の仮置き土砂搬出に係る委託料等を計上するものでございます。

消防費については、消防救急無線設備・指令センター共同化整備事業において、今年度の負担金を計上するものでございます。

教育費については、T T非常勤講師配置事業において、加配措置のない学級にT T非常勤講師2名を配置するための報酬等を、また、芳野小学校校舎整備事業において、資材・労務単価等の高騰に伴い、工事請負費等を増額するものでございます。

災害復旧費については、単独災害復旧事業において、市道の災害復旧箇所の増により工事請負費を増額するものでございます。

諸支出金については、国県負担金等返納金において、児童扶養手当給付金の国庫負担金精算返納金を計上するものでございます。

また歳入については、歳出補正予算との関連において、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰越金、市債を増額し、繰入金を減額するものでございます。

議案第51号 平成25年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ1,558万3,000円を追加し、28億8,147万5,000円とするものでございます。

歳出の内容としては、総務費及び下水道建設費の職員人件費において、人事異動に伴う職員手当等の差額を、また災害復旧費の単独災害復旧事業において、災害管路施設の調査設計委託料を増額するものでございます。

また歳入については、歳出補正予算との関連において、繰入金、繰越金、市債を増額するものでございます。

議案第52号 平成25年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ213万2,000円を追加し、1,513万2,000円とするものでございます。

歳出の内容としては、総務費の公園墓地管理事業において、霊園管理システム更新費用等を計上するものでございます。

また歳入については、歳出補正予算との関連において、繰越金を増額するものでございます。

議案第53号 平成25年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第2号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ183万6,000円を追加し、10億1,485万1,000円とするものでございます。

歳出の内容としては、総務費及び農業集落排水整備事業費の職員人件費において、人事異動に伴う職員手当等の差額を増額するものでございます。

また歳入については、歳出補正予算との関連において、繰越金を増額するものでございます。

議案第54号 平成25年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ3,616万円を追加し、41億5,616万円とするものでございま

す。

歳出の内容としては、諸支出金の償還金及び一般会計繰出金において、平成24年度の事業費確定により精算額を計上するものでございます。

また歳入については、歳出補正予算との関連において、繰越金を増額するものでございます。

議案第55号 平成25年度那珂市水道事業会計補正予算（第1号）。

予算総額に資本的支出1,652万7,000円を追加し、5億9,705万3,000円とするものでございます。資本的支出の内容としては、企業債償還金について、特定被災地方公共団体に係る補償金免除繰上償還分を追加するものでございます。

議案については以上でございます。

続きまして、提出いたしました認定案件についてご説明を申し上げます。

今定例会に提出しました認定案件は、平成24年度各種会計歳入歳出決算の認定についてが1件、水道事業会計決算の認定についてが1件の計2件でございます。

続いて、その概要についてご説明をいたします。

認定第2号 平成24年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について。

平成24年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、地方公共団体（平成22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものでございます。

一般会計決算につきましては、歳入総額205億4,933万4,000円、歳出総額191億7,218万1,000円、歳入歳出差引額は13億7,715万3,000円となりますが、翌年度繰り越すべき財源4億87万6,000円を差し引いた実質収支額は9億7,627万7,000円でございます。

概要としましては、平成23年度が東日本大震災に伴う災害復旧関係関連事業により、歳入歳出額が大幅に増加していたことから、相対的に減少しております。

歳入は、平成23年度から災害復旧事業が繰り越されたことにより繰越金が増加する一方、固定資産税等の減収により自然な減となったことに加え、震災復興特別交付税が減となっております。

また歳出は、道路改良舗装事業や安心・安全対策両宮排水路整備事業の増に加え、中学校における屋内運動場耐震補強事業の増により普通建設事業が増加する一方、災害復旧事業に係る下水道事業特別会計等への繰出金や災害復旧が進んだことにより、災害復旧費が減となりました。平成23年度と比較しますと、歳入総額が11.5%の減、歳出総額が7.7%の減となっております。

次に、特別会計でございますが、まず、国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額57億7,164万1,000円、歳出総額54億5,714万円、歳入歳出差引額は3億1,450万1,000円でございます。世帯数が増となっている中で、1人当りの医療費の伸びなどにより給付額が増加しております。

下水道事業特別会計につきましては、歳入総額29億590万5,000円、歳出総額26億5,388万

5,000円、歳入歳出差引額は2億5,202万円となっておりますが、繰越明許費に係る財源3,059万9,000円を差し引いた実質収支額は2億2,142万1,000円でございます。災害復旧工事を進めるとともに、前年度に引き続き、向山、下菅谷、寄居、瓜連地区の整備に加え、福田北の整備、額田北郷、門部台、後台地区の実施設計計画を進めております。

公園墓地事業特別会計につきましては、歳入総額1,610万9,000円、歳出総額1,330万1,000円。歳入歳出差引額は280万8,000円でございます。

農業集落排水整備事業特別会計につきましては、歳入総額8億5,819万6,000円、歳出総額8億3,040万9,000円、歳入歳出差引額は2,778万7,000円でございます。災害復旧工事を進めるとともに、鴻巣Ⅱ期地区の管路施設整備等を行いました。

介護保険特別会計につきましては、歳入総額38億9,217万9,000円、歳出総額38億1,693万6,000円、歳入歳出差引額は7,524万3,000円でございます。平成23年度のサービス給付状況については、利用件数、給付額ともに前年度に対して増加しているところでございます。

上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計につきましては、歳入総額1億314万6,000円、歳出総額8,999万8,000円、歳入歳出差引額は1,314万8,000円ですが、繰越明許費に係る財源399万8,000円を差し引いた実質収支額は915万円でございます。事業区域内の街区道路や歩道等の整備を行いました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額4億7,651万8,000円、歳出総額4億7,614万円、歳入歳出差引額は37万8,000円でございます。

以上、各種会計歳入歳出決算の概要説明でございます。

認定第3号 平成24年度那珂市水道事業会計決算の認定について。

平成24年度那珂市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めます。

経営の状況については、収益的収入及び支出において総収益11億4,975万7,664円で対前年度比71万9,565円の増に対し、総費用は9億8,865万8,737円で対前年度比1億8,200万114円の減となり、消費税を差し引き1億4,388万8,472円の当年度純利益を計上することができました。資本的収入及び支出においては、収入2億4,469万8,169円で対前年度比2億368万638円の増に対し、支出4億8,786万1,718円で対前年度比1億1,146万9,360円の増となり、差し引き2億4,316万3,549円の不足額は過年度分損益勘定留保資金等をもって補填をいたしました。

以上、水道事業会計決算の概要説明でございます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（福田耕四郎君） 続きまして、監査委員の意見を求めます。

平成24年度那珂市歳入歳出決算審査意見書及び平成24年度定額運用基金の運用状況に関する審査意見書、平成24年度那珂市水道事業会計決算審査意見書、以上3件を一括して報告願います。

萩谷眞康監査委員、登壇を願います。

〔監査委員 萩谷眞康君 登壇〕

○監査委員（萩谷眞康君） それでは、平成24年度那珂市歳入歳出決算審査について、意見を申し述べます。

審査対象としまして、平成24年度一般会計歳入歳出決算、同じく国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算、同じく下水道事業特別会計歳入歳出決算、同じく公園墓地事業特別会計歳入歳出決算、同じく農業集落排水整備事業特別会計歳入歳出決算、介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算、同じく上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算、それから後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。

審査期間と場所ですが、平成25年6月21日金曜日から平成25年8月19日月曜日まで、那珂市役所5階総務課分室外で行いました。

審査概要について。審査に当たっては、各会計歳入歳出決算証書類、その他政令で定める書類等について、関係諸帳簿と照合し、関係職員の説明を求め、現金出納検査及び定期監査の結果を参考とし、決算その他、関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行が適正かつ効率的に行われているかなどに主眼に置いて実施しました。

第4、審査結果。地方自治法第233条第2項の規定により、平成24年度那珂市一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算並びに関係諸帳簿、証書類等を審査した結果、決算計数はいずれも正確であり、その内容及び予算執行状況についても適正であると認めました。決算等の概要及び意見は別添のとおりであります。

平成25年8月20日。

那珂市長 海野 徹様。

那珂市監査委員 萩谷眞康、同じく 加藤直行。

引き続き、平成24年度定額運用基金の運用状況に関する審査意見を申し述べます。

審査の概要として、この審査は、地方自治法第241条第5項の規定により、市長から提出された運用の状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、現金出納検査の結果を参考として、基金の運用が適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施しました。

審査期間及び場所。平成25年6月21日金曜日から平成25年8月19日月曜日まで、那珂市役所5階総務課分室外で行いました。

審査の結果。審査に付された下記及び運用の状況を示す書類はいずれも適正に作成され、基金の運用が適正かつ効率的に行われているものと認められました。審査の対象はこの記に書いてあるとおりです。

平成25年8月20日。

那珂市長 海野 徹様。

那珂市監査委員 萩谷眞康、加藤直行。

それから、平成24年度那珂市水道事業会計決算審査について、意見を申し述べます。

審査期間及び場所。平成25年6月21日金曜日から平成25年8月9日金曜日まで。那珂市

役所5階総務課分室外。

審査概要。審査にあたっては、地方公営企業法第30条の規定によって作成された決算諸表及び附属書類等について、関係諸帳簿と照合し、関係職員の説明を求め、現金出納検査及び定期監査の結果を参考とし、決算その他、関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、事業の経営が適正かつ効率的に行われているかなどに主眼を置いて実施しました。

審査結果。審査に付された決算諸表及び附属書類は、関係法令の諸規定に準拠して作成されており、計数的に正確であり、経営及び財政状況について適正に表示されていると認められました。決算等の概要及び意見は別添のとおりであります。

平成25年8月20日。

那珂市長 海野 徹様。

那珂市監査委員 萩谷眞康、同じく 加藤直行。

以上であります。

◎散会の宣告

○議長（福田耕四郎君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

なお、この後、全員協議会を開催いたしますので、議員及び関係者においては11時10分、全員協議会室にご参集を願いたいと思います。

散会 午前10時57分

平成25年第3回定例会

那珂市議会会議録

第2号（9月4日）

平成25年第3回那珂市議会定例会

議事日程(第2号)

平成25年9月4日(水曜日)

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(22名)

1番	筒井かよ子君	2番	寺門厚君
3番	小宅清史君	4番	福田耕四郎君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	8番	中庭正一君
9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君
11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	助川則夫君	14番	君嶋寿男君
15番	武藤博光君	16番	遠藤実君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
21番	海野進君	22番	木内良平君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	松崎達人君
教育長	秋山和衛君	企画部長	山田行雄君
総務部長	宮本俊美君	市民生活部長	秋山悦男君
保健福祉部長	萩野谷康男君	産業部長	宮田俊三君
建設部長	小林正博君	上下水道部長	岡崎隆君
教育部長	檜山英夫君	消防長	根本榮君
会計管理者	柏村泉君	行財政改革推進室長	平山俊夫君
危機管理監	富田慶治君	総務部次長	川崎薫君

議会議務局職員

事務局長	城宝信保君	事務局次長	深谷忍君
次長補佐	渡辺莊一君	書記	二方尚美君
書記	萩谷将司君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（福田耕四郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。欠席議員はおりません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（福田耕四郎君） 議案等説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は本定例会の冒頭に報告したとおりであります。

出席者名簿を議席に配付いたしましたので、ご了承を願います。

本日の議事日程については、別紙のとおり、お手元に配付してあります。

◎一般質問

○議長（福田耕四郎君） 日程第1、一般質問を行います。

質問事項については、お手元に配付のとおりであります。

質問者の質問時間は1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

また、関連質問は認めません。

これより順次発言を許します。

◇ 遠 藤 実 君

○議長（福田耕四郎君） 通告1番、遠藤 実議員。

質問事項1. 再生可能エネルギー導入の推進について。2. 那珂市のPR推進について。

遠藤 実議員、登壇を願います。

遠藤議員。

〔16番 遠藤 実君 登壇〕

○16番（遠藤 実君） おはようございます。議席番号16番、遠藤 実です。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

那珂市発展のため、また、市民福祉向上のため質問し、提言してまいりますので、執行部におかれましては、明快かつ前向きな答弁をお願いいたします。

まず1番目の再生可能エネルギー導入の推進について質問をいたします。

近年の高度経済成長を通じて、人間の社会経済活動による化石燃料の使用や大規模な森林伐採等により、大気中の温室効果ガスの濃度は急激に増加しました。これが地球温暖化の原因と考えられています。今年の夏はまた暑かったですね。そして最近のゲリラ豪雨、また先日の竜巻、これら異常気象も温暖化の影響と言われております。なんとかしなければなりません。

また、東日本大震災時の原発事故後の日本では、原発政策の見直しが進み、エネルギー源の多様化が強く求められています。温室効果ガスを抑制し持続可能な社会を築くため、省エネルギーの推進とともに再生可能エネルギーの積極的な導入が必要不可欠です。

再生可能エネルギーとは、太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱などをエネルギー源として永続的に利用できるものを変換して得られるエネルギーのことを言います。

那珂市においては、地形・風土を考慮しますと、やはり太陽光発電を主として考えざるを得ません。今後の技術革新や諸事情により、事情が変わってくれば別ですけれども、まずは再生可能エネルギーとして太陽光をメインに据えて今回の質問では取り上げます。

市は、今年度第2次那珂市環境基本計画を策定しました。この計画期間は今年度から10年間です。そして、この第4章で目標達成のために取り組むこととして、計画の体系図を示しました。今回も議長の許可をいただきまして、皆さんに資料配付させていただいております。その中で、この資料1をごらんください。表ですね。この中で環境目標として7つ、こう縦に示されていますけれども、その2番目、低炭素社会づくりの推進と。この取り組みの中でこの右のほうを見ますと、この3番目に再生可能エネルギー導入の推進というのをうたっています。そして、その内容を見てみますと、ページめくっていただきまして資料2の裏側にこの3ということで、再生可能エネルギー導入の推進というのがあります。これを見ますと、家庭や事業者における再生可能エネルギー導入の普及啓発を行いますと。制度の変更や技術の進展に応じて多様な再生可能エネルギーの導入展開を図りますとあります。

この取り組み、非常に大事です。では、この普及啓発をどのように行うのか。また、この導入展開というのをどのように図っていくのかお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

那珂市環境基本計画におきましては、低炭素社会づくりの推進を環境目標の一つに掲げ、家庭や事業者における再生可能エネルギー導入の普及啓発を行うとともに、地球温暖化防止対策の一環として公共施設において、再生可能エネルギーの導入を行うこととしております。

なお、この普及啓発につきましては、国の施策や補助制度などの情報提供を広報誌等で引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） では、現在市内ではどのように再生可能エネルギーを導入しているのでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） 那珂市における公共施設での再生可能エネルギーの導入の現状でございますが、平成13年度に那珂聖苑に太陽光パネルを設置しております。また、本年度は市町村再生可能エネルギー導入促進補助事業を活用しまして、防災拠点、避難所である中央公民館、総合センターらぼーる、ふれあいセンターごだい、ふれあいセンターよこぼりの4施設に太陽光発電施設を設置してまいります。

設備の概要でございますが、太陽光パネルのほかに非常時における必要最低限の電力を確保して、防災無線、携帯電話、MCA無線機、照明器具、ラジオが半日程度使用できる蓄電設備を計画しております。そのほかにLEDソーラー街路灯を各施設ごとに2カ所設置する計画をしております。また、民間資本を活用した一の関調節池太陽光発電所設置を本年度設置することとしております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 今回の答弁で、民間資本を活用してこの役所に隣接している調節池ですね。ここに発電所を設置するということですが、この目的はまず何か。そして、これはどれぐらいの規模の発電になるのか。

また、あの大震災のようなときにはどのように活用されるのかをお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） お答えいたします。

一の関調節池太陽光設置事業につきましては、再生可能エネルギー導入を推進するとともに、市の公有財産を有効かつ効率的に活用し、健全な財政運営に資することを目的としております。以上の目的を持って事業者を公募し、平成25年2月18日に株式会社日電を事業者として決定いたしました。発電規模につきましては、事業者の計画予定の中で、太陽電池出力で1,350キロワット、推定年間発電電力量は138万4,984キロワットアワーとなっております。

また、震災時において株式会社日電が株式会社東京電力に、例えば売電ができなくなったといった場合に、市の電力供給をお願いしております。その供給方法につきましては、発電施設からの電力を100ボルトに変換してコンセントからの電力供給を考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 100ボルトに変換するということね、ぜひ非常時にも活用していた

だきたいなというふうに思いますね。そして、今年度中に先ほどの答弁、4カ所、中央公民館、らぽーる、ふれセンよこぼり、ごだいの4カ所にも設置するということですね。今の答弁ですと、必要最低限の電力を確保するということですが、実際に地震のとき、先ほどもちょっと震度4の地震がありましてびっくりしましたけれども、やっぱりいつくるかわからないなと改めて思いました。震災のときに停電をして、大勢の住民の方が避難するというようなときには、その4施設においては、何がどの程度できるんでしょうかね、具体的に教えてください。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

実際の停電時を想定した場合、まず事務室の1室を照明することにより避難所開設に向けての活動が容易になります。その際、防災無線、携帯電話、MCA無線機を活用することができ、災害対策本部からの情報を伝達することも役立つと考えております。また、各地の被災状況を把握するためにラジオ等による情報収集や避難所入り口付近にLEDソーラー街路灯を設置することで避難する方への誘導がしやすくなると考えております。これらの蓄電による電源確保は、時間にして半日程度を想定し、設置計画を進めております。あくまでも初動対応を円滑に行うために効果があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） では、最低限の役割は果たせそうかなというふうに思います。これらの大きな避難所、いわゆる拠点避難所にはこれぐらいのレベルが必要だというふうに思います。ただ、細かいことではありますけれども、あくまでも初動ということで、貴重な電源ですので、その電力を長持ちさせるために今の蛍光灯からLEDに切りかえて、少しでもこの照明を長続きさせるようなことはできないでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えします。

4カ所の公共施設に導入する再生可能エネルギーに関しましては、ただいま申し上げましたように、必要最低限の電源確保という点で設置していくものでございます。平成25年度工事におきましては、LED等の省エネ施設の改修に関しましては、補助対象外ということになりますので、現時点での導入は考えてございません。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） では、今後の整備について期待したいというふうに思います。

さらに申し上げますと、市内には指定避難所が41カ所あります。特に拠点避難所には優先的に整備すべきだというふうに思います。

そこで、先ほどの答弁でふれあいセンターがもう一つ抜けていますね。よしがあります。

ここにも設置をしていただきたい。また、その外にも市内に点在している外の避難所にも段階的に設置をお願いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） ふれあいセンターよしのにつきましては、屋根の構造がちょっと専門家の診断の中では、つける構造にないということから今回は設置しないこととしております。それから、公共施設への太陽光発電施設の導入につきましては、10分の10の補助をいただきまして整備することとしておりますが、それ以外の施設については、現在のところ導入計画はございません。

また、市の単独事業として太陽光パネル等を設置していくことにつきましては、市全体の実施計画とこれに対する財源確保から見て余裕がございませんので困難と考えております。

いずれにいたしましても、今後とも国や県の再生可能エネルギーに関する新たな制度や取り組みに対する動向を注視しながら、本市にとって有利で有効なものがあれば活用してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 導入計画はないということですが、それでは、その各避難所での電源確保をどう考えているかということですよ。あのような震災時にそれらの避難所が開設されてどう対応するのかということになると思います。

一方、避難所と指定されておりまして、地域にも密着な重要な施設として小・中学校がありますね。これらの学校にも、その屋上などを利用して太陽光発電設備を設置する自治体がふえています。また、学校に設置するということは、日常から環境学習に活用できるということでもまた価値ある事業だと考えます。さらに、これに関しまして、自治体の予算を使わずに公共施設に太陽光発電を設置する方策として、全国で取り組まれている事業があります。

それは八王子市などで行っている屋根貸し事業です。屋根を貸すということですね。その内容は、例えば1校当り50キロワット以上の太陽光発電を民間事業者を設置してもらいます。設置してもらって、その50キロワットのうち、1割以上の電力を学校の消費電力として無償で提供してもらおうということで、設置スペースの賃借料としてみなすよということなんです。つまり市と民間事業者の間には金銭の受け渡しはありません。こういう手法も考えながら、いざというときの拠点の整備に力を入れていただきたいというふうに考えますけれども、どうでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（檜山英夫君） お答え申し上げます。

太陽光発電施設の学校校舎への設置につきましては、構造上の強度の問題がどうかといったような調査、また、必要に応じまして補強が必要になってまいります。また、校内への設置についても、安全面、児童・生徒を預かっておりますので、安全性の問題や敷地の問題等

も考慮する必要がございます。

さて、議員おっしゃいますような八王子の事例もございましたように、全国の20以上の自治体では学校の屋根貸しをしているという、そういう事例もございましたので、今後は自治体の負担がなく設置し、使用料の収入を得ている事例等の参考事例がありますので、また防災上の観点、そういった面からも今後よく研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） ぜひ研究していただきたいと思います。これは公共施設の中でも学校ということに関しては、やっぱり環境学習にも使える、非常に有効だと思います。

実はこれは、お隣の東海村でも今年から公共施設の屋根貸し、土地貸し事業として村役場や中丸コミセン、白方コミセンで実施することとなりました。村の担当者にお聞きしたところ、メリットとしては、当然その使用料が入る。その太陽光システムの設置する設備の固定資産税も考えられるということですね。そして、またこの設置に関して地元業者を優先的に活用するということによって、地域産業の活性化につながっているということ。さらに住民にとっては、災害時の緊急電源として使えるということ。特段その半面デメリットはないだろうということでした。財源を投資しなくても、発電システムを導入して非常時にも使用できる仕組みがあります。ぜひ前向きに検討していただきたいと考えます。

次に、家庭及び事業所における導入の取り組みについてです。

もう一度この資料2を見ていただきたいと思うわけですが、資料2の最初の部分です。資料2最初の部分に環境目標の数値目標というのが出ています。目標としては、平成32年度に本市における温室効果ガス総排出量を平成2年度比で15.2%削減を目指しますというふうにあります。この目標は、行政だけではなく市民の方、事業者さんとともに協力して進めていかなければなりません。そこで、多くの自治体で住宅用太陽光発電システムを設置した家庭へ補助金を交付しており、その補助金を活用して設置に取り組む方がふえています。補助内容としては、自治体によって差はありますが、県内においては大体1キロワット当たり2万円から5万円、上限額は10万円から20万円というところが多いようです。このような補助制度を導入して家庭における取り組みを支援してはと考えるますが、どうでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えいたします。

太陽光発電システムなどの新エネルギー普及促進につきましては、基本的に国が主体となって取り組むべきというふうに考えております。また、太陽光発電施設の導入価格は年々下がってきている状況にあり、国の補助金についても毎年下がってきております。

また茨城県では、平成23年度より補助金を廃止しております。市の住宅用太陽光発電に対する一般家庭の補助につきましては、このような現状にあわせ財政的な余裕もございませんので、国の補助金に上乗せする補助制度の導入については、難しいというふうに考えていま

す。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 難しいという答弁ですね。施設の導入価格は年々下がっているということですが、やっぱりまだかなり高額ですよ。一般的にはやっぱり150から200万円というふう聞いております。そのうち1割でも補助していただくと各家庭はかなり助かりますね。そういう家庭の取り組みの支援としてぜひ考えていただきたいと思うんです。ちなみに近隣では、水戸、東海、日立、常陸太田、常陸大宮、城里、ほとんどの自治体が実は導入しています。これは住宅政策としてももう既に外と比べておくれをとっていますね。ぜひ導入していただきたいなと再度お伺いします。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） 近隣で那珂市、ひたちなか市等は実施していないということで、外のところは実施しているということは情報としては入ってきておりますけれども、一般ご家庭で太陽光発電システムを導入した場合に、現在の制度の中では電気を売って収入を得られる固定価格買い取り制度、あるいは余剰電力買い取り制度といったものもございまして、そういったシステムを導入した家庭の方が利益に結びつけることもできる制度が整ってきているわけでございます。このようなことから、国の補助金に上乘せする形で市の単独助成というものを税の公平な再配分、あるいは財政的な要因、そういったことを判断しまして難しいなというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 土地を買ってうちを建てて移り住むというようにときに、那珂市にはないねというふうな話もやっぱり出てきますね。そういうふうなこともございますから、ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。

次に、再生可能エネルギーに関連する事業所さんのほうへの支援もお願いしたいと思いますが、これについては、いかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） 企業や団体につきましては、国の制度が整ってまいりましたので、そういった制度を活用していただければというふうに考えています。

市といたしましては、国の施策の普及啓発や補助制度などの情報提供を広報誌等で引き続き行ってまいりたいと、このように考えています。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 本当に官民一体となってやっていく事業だと思いますから、お願いしたいと思います。

さらに、耕作放棄地への太陽光発電システムの設置の可能性というものを取り上げたいと思います。

農業は、那珂市の基幹産業であり非常に重要です。しかし、後継者不足など国内外の諸事情により、厳しい状況でその結果として耕作放棄地が市内でもふえています。そこで、このような土地に太陽光パネルを設置することを支援してはどうかと思います。ただ、農地にも農用地、第一種、第二種、第三種と種類がありまして、優良農地にまで設置するということではありません。そこはやはり本来の目的である農作物を生産していただきたい。しかし、そうではなく、どうしても遊休農地になっているところを有効に活用できないかと考えます。

そこで、まず那珂市内の農地の状況を確認したいと思います。市内の農地区分はどのようなになっていますか。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

市内の全体の農地面積でございますけれども、4,485ヘクタールでございます。そのうち農用地がおよそ半分の2,205ヘクタール、残りが第一種、第二種、第三種と呼ばれる農地でございます。その外、市街化区域の農地がございます。市街化区域の農地につきましては、このうち132ヘクタールで約2.9%となっております。

なお、第一種から第三種の農地の比率でございますけれども、転用等の申請があった時点で農地の広がり、宅地の混在等によりケースごとに拾っておきますので、農業委員会としては、明確なものは算出はしていないということでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 農用地が半分ですね。そうすると、おそらく一種、二種、三種あって優良農地でない二種、三種等が大体2割程度ぐらいでしょうかね。そこで耕作放棄地がどれくらいあるかというのも、今の答弁によると明確ではないということです。ただ、これらはいずれにしても、農地法5条の許可を得ないと転用できませんから、農業委員会でもこれに関する相談があればしっかりと対応していただきたいというふうに思います。

現在までに、この農地を転用して太陽光発電システムを設置している箇所というのは市内にどれぐらい、何件ぐらいあって、それは個人での申請なのか、法人での申請なのかというと、どういう状況ですか。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

現在までの農地転用の許可となりましたものについては、全体で6件でございます。そのうち、個人が4件、法人が2件でございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） はい、わかりました。まだ数は少ないようではございますけれども、いずれにしても、今後このような方向性は必要になってくると思いますので、今後の動向を注視していただきたいというふうに思います。

さて、今まで申し上げてきた取り組みに関しまして、さらに推進していただきたいために基本計画の一部、これ見ると本当、基本計画の一部なんですよね、再生可能エネルギーに関しましては。その一部ではなくて導入方針とか推進条例、これを策定して強力で押し進めていただきたいと考えます。これに関しましては、既に兵庫県洲本市や神奈川県鎌倉市、愛知県新城市や長野県飯田市など、先進的な自治体は制定して推進しております。また、山口県宇部市では導入方針を定めています。ぜひ那珂市でも前向きに推進していただきたいと思いますが、答弁を求めます。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） お答えいたします。

昨年度、第2次那珂市環境基本計画を策定したところでございますが、この計画に基づき環境市民会議を本年度立ち上げることでございます。この市民会議は、市民、地域コミュニティ、環境にかかわる市民活動団体、公共団体、事業者などの代表者や学識経験者などで組織し、環境活動に対する支援や市民の暮らしにかかわる環境問題の調査、情報交換、提案などを行っていくものでございます。

再生可能エネルギーにつきましては、太陽光、風力、小水力、地熱、バイオマスによる発電によるものでございますが、今後の国・県の動向やそれぞれの特徴や課題を見きわめながら本市に見合った導入方法など、環境市民会議を通しまして、幅広く意見交換し、調査研究をしてまいりたいと、このように考えています。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 本年度中に環境市民会議を立ち上げるということでございます。ぜひ、環境に関して市民と協働で進めていただきたい。その中で、この再生可能エネルギーについて本市に合った導入手法、これを明確に示して、その方針や条例を制定していただきたいというふうに思っているわけでございますけれども、再度部長に答弁を求めます。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山悦男君） 仮に、再生可能エネルギー導入推進の条例化をすることとなりますと、市民あるいは事業者に対して責務を課したり、財政の手当てをするということになりますので、条例化することの趣旨、あるいは目的、費用対効果の明確化、市財政の負担規模など、市民のだれもが納得いくものであることが必要だというふうに考えています。再生可能エネルギーの推進は積極的に進めていく必要があると認識はしておりますが、条例化だけを先行しても「絵にかいたもち」にならないとは限りませんので、ここはあせらず環境市民会議などで十分に論議し、考え方を熟して取り組んでいきたいと、このように考えてい

ます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 私も「絵にかいたもち」とするのは本望ではございません。ぜひ、その会議での議論、しっかりとやっていただいて、私もしっかりとその議論を見据えていきたいというふうに考えます。

では、最後に市長から再生可能エネルギー導入の推進について見解をお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

部長が答弁した内容と若干ダブる部分もありますけれども、再生可能エネルギー導入の推進で今後どう取り組むかということでの質問ですけれども、再生可能エネルギーとは、広義には太陽、それから地球物理学的、生物学的な源に由来し、自然界によって利用する以上の速度で補充されるエネルギー全般を指すものだと思っております。狭義には多彩な利用形態のうちの一部を指し、太陽光、それから風力、波力、潮力、水の流れですね、流水、それから地熱、バイオマスなどが挙げられますが、化石燃料の有限性ですね、限りあるということ。それから二酸化炭素の大量排出によって地球温暖化が進んでいるということ。また、二酸化炭素を出さないウラン燃料はさきの震災の事故で信頼性を著しく喪失したということから、こういった再生可能なエネルギーの導入が指摘されて今次々と導入されているというところでございます。

太陽光発電は、外の流水とかいろいろありますけれども、議員ご指摘のように、那珂市にとってはやっぱり平たんであって、水は川の流れぐらいしかないわけですね。ですから、一番地域に合った方法だというふうに思っています。ただ、残念なことにお日様勝負なんですね。太陽、日中だけしか発電できないということがあります。

〔「市長、端的にお願いいたします」と呼ぶ声あり〕

○市長（海野 徹君） 一応、答弁を用意したので、お話をしますけれども、那珂市は先ほどの一の関の調節池、ここに民間の発電所をやると。その外にも議員はご存じかもしれないけれども、外の地域で別な方法のあれも計画されているということです。

〔「それも申しあげましたので、総括……」と呼ぶ声あり〕

○市長（海野 徹君） 総括はね、再生エネルギー、特に太陽光発電については、議員は出してくれと、補助金をね、ということなんですけれども、税金は初期の投資が大変だということはよくわかるんです。ただ、これもすべて税金で投入するわけですね。市民の皆さんからお預かりした税金を一部に投入しなくてはならないという部分もあります。ですから、これもよく検討してそれがいいのかどうか。ただ、私としてはそれはそぐわないんじゃないかというふうに思っています。

それから、直接やったらいいだろうと、直接いわゆる行政として発電をやろうと、やれば

いいんじゃないかという話もあるんですけども、それも初期の投資もかかるし、今一の関の事例があります。それから、まだこれ一応報道はしているんですけども、具体的ではないんですけども、その外に市有地で南向きの斜面地があるとか、そういったところも今アプローチをかけているということなので、そういったことも含めて今後そういうふうな貸すという、貸して地代、それから固定資産税、そういったものをいただくような方向での展開をやっていきたいというふうに思っております。それと、ちょっとこれ反問権ではないんですけども、ちょっとお聞きしたいことがあるんですけども。

〔「反問権ですね」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 時間をとめてください。

○市長（海野 徹君） 議員ね、ちょっとお聞きしたいんですけども、大変ソーラー発電に造詣が深いんですけども、導入されているんですか、ご自宅で。

○議長（福田耕四郎君） 大きい声でお願いをいたします。

○市長（海野 徹君） ご自宅でソーラー発電をやっていますか。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 那珂市の補助をお待ちしております。

○市長（海野 徹君） わかりました。補助はちょっと無理なんで十分ペイというか、採算がとれますので、ぜひご自分で初期の投資がちょっと難しいかも。銀行から融資を受けてやっていただければというふうに思っています。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） ちょっと今の発言は環境基本計画の私が申し上げているような家庭や事業者とともに進んでいくというふうな考えとちょっと違うのではないかと。自分は自分でやれという発言に聞こえましたけれども、それは真意はどうですか。これは反問権の途中だと思いますけれども。

○市長（海野 徹君） いや、もう私のほうはいいですから、反問権は。

○議長（福田耕四郎君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時36分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

○16番（遠藤 実君） 大変申しわけございません。議長には大変申しわけないと思っております。今の市長の話は市民、事業所と共同で進めていくようなこの再生可能エネルギー導入の推進ということについて、自分でやってくださいよということですね。だから、市民は

市民でやってくれと。市はそういったことは面倒見ないよというふうな趣旨に聞こえましたけれども、その真意はどうか。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（海野 徹君） 計画を立てています。その中で別に門前払いをしているわけじゃなくて、できるものはやってくださいということですよ。ですから、計画どおり、いろんな行動計画を策定して実施していきたいということです。ですから、ちょっと極端に言うてしまうとあれなんだけれども、やっぱり自分でできるものはおやりになったらいかがですかということですね。だから、この太陽光に決めている、計画に決めていることは皆さんと話し合いをしながら具体的に策定をしていくということです。よろしいですか。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） またちょっとここで長引きますと、次に行けませんので、あれしますが、ただぜひこういった財源の問題があるから屋根貸し事業を提案しているんですよ。市の財源を削らずに設置できるということがあるので、これは大いに検討してすぐ導入していただきたい。東海の担当者もここ3年がまず屋根貸し山場だと言っていましたよ。買い取り制度の中で、この3年がという意味合いがございますよね。早急に検討して実現していただきたいというふうに要望しまして1番目の項目は終了いたします。

では続きまして、2番目の項目、那珂市のPR推進について質問をいたします。

このテーマについては、昨年年第3回定例会で質問をしております。那珂市のPR、外の自治体に比べて相当におくれをとっていると私自身は感じております。担当職員の方々も懸命に努力をされておられますけれども、それでもこのPRに関しては、外の市町村も努力しております。自治体間の競争に1歩も2歩もおくらせていると感じております。さらに埋没しないように、より一層の努力を期待いたします。

さて、そのために私は昨年、市の魅力発信の手法として現状をお聞きしたところ、広報誌とホームページによる情報発信とパブリシティ、これが両輪だという答弁でした。パブリシティというのは、市の情報を積極的にマスコミに出して報道してもらおうということですね。ただ、これは必要なんですけれども、ただ私当時もこれはマスコミに主導権があって、記事として取り上げてくれるかどうかは向こうの判断なんだ。これは待っているだけでは後手後手だろうと指摘はしました。

市では現状として、どのような活動を行っていますか。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） お答えいたします。

市みずからの情報発信としましては、従来からの発信手段である広報誌やホームページを基本に行っているところでございます。ホームページについては、今年の3月、よりわかりやすいものにリニューアルをし、さらに4月から新たな情報発信ツールとしてツイッター、フェイスブックを導入し、若い世代の方々に対してもより身近な情報をよりスピーディに発

信しているところでございます。

一方、パブリシティ活動につきましては、昨年6月から市長の定例記者会見を開始した外、県庁記者クラブへの投げ込みや報道機関へ直接情報提供するなど、積極的に情報発信を行っております。また、昨年開局したいばキラTVにつきましては、ひまわりフェスティバルをはじめとしたイベントや市のPRの手段として活用し、さらに、那珂ふるさと大使につきましても、折に触れ県内外で那珂市のPRをしていただいているところでございます。

この後も、那珂市の魅力発信のため市みずからによる情報発信あるいはパブリシティ活動など、さまざまな手法を用いて積極的に情報発信を展開していきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 頑張っているということだと思います。では、それがどのくらいの効果を及ぼしているのか。市民感覚で果たして那珂市は目立っているのかなということですね。市長の今の定例記者会見もしくは記者クラブの投げ込み、やっていますけれども、どのくらい結果が出ているかということなんでございます。

その現状というのを私の事務所でちょっと調べてみました。お手元の資料3をごらんください。調査は今年の7月24日から昨日9月3日までの40日間で全部チェックしています。調査対象は那珂市内で約1万3,000部購読されているわけですが、朝刊紙ね、半分以上超える約7,000部、これが読売新聞、あと市内3,500部ぐらいがこれが茨城新聞ですね、この2紙でチェックをしました。ですから、市内の約8割の部数の朝刊紙のうち、市町村を取り上げた記事を対象にどの市町村が取り上げられている割合が高いかというのを調査してみました。この表のとおりです。1位は県庁所在地ですから水戸市で128件、掲載率は14.7%、以下2位のつくば市54件、3位の笠間市の51件とこう続きますけれども、那珂市はというと、13件で25位、この割合は1.49%ですね。パブリシティに力を入れているはずの那珂市ですが、これが数字ですので、これが現状でございます。

もう少しちゃんといろいろと調査すれば別かもしれませんが、これが現状です。非常に少ないと思います。実際、調査してみても私もびっくりしております。もっと、那珂市、出てきてほしいなというふうに思います。あと実際この那珂市の中の件数も市のPRというよりも、例えば団体とか、学校の行事とか、そういった部分もありますから、そういったところを差っ引くともっと市のPRとしての数字は少なくなってしまうんですね。これをどう考えるかということなんです。少なくとも私は今のままでは今のパブリシティはうまくいっていないなというふうに感じます。ですから、市執行部の方もこれはまずこういうことだという認識をしていただきたいというふうに思うんです。ですから、もっといろいろやっていかなければならないということになるんですけれども、昨年も提案した水戸の梅大使のような観光大使、これを使ってはどうかということね。これは那珂市の花をイメージしたひまわり大使とかというのを、名前は何でもいいですけども、これを選任して各種イベントや市の特産品

のPRに活用していただきたいと、やはり思うんですけれども、これはいかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

現在、観光大使として所有権は商工会にあるということでございますけれども、ひまわり大使のナカマロちゃんを観光大使として、現在は使用しております。現状としては、観光大使としての期間がまだ短いということもありまして、知名度も低いということですので、当面はこのナカマロちゃんをメインとして市の観光大使として市内外に浸透させたく、知名度を上げるということで取り組みを行っていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 観光大使ナカマロちゃんを活用したいということですが、ナカマロちゃんいいですよ、いいと思います。着ぐるみのナカマロちゃんだけでなく、それもいいけれども、こちらもダイレクトに使えるそういう方々というのを公募して選任していただければなというふうに考えております。このようなPRに関しては、そもそも行政は苦手ですよ。しかし、どんどん発信していかなくてはおくれをとる。では、この広報戦略に関して既存の発想に新しいアイデアを取り入れていくために、柔軟な発想を持つ民間の方々に協力を依頼して、意見を出し合う会議体を持ってはどうでしょうか。それも若い方を中心に場合によっては突拍子もないようなアイデアを出してもらおうということも必要じゃないかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） お答えいたします。

市の広報戦略のため民間の方々を募集してはどうかと、議員ご提言でございますが、人物の選定や経費等の問題もあり、現在のところは予定しておりません。しかしながら、市の広報戦略として民間の知恵を活用することは有益なことでございます。今後、関係部署と十分協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） ぜひお願いしたいと思います。今、ご当地アイドルとか、ゆるキャラね、いろいろ出ています。それもおそらく最初は発想された当初はなんだそれというようなものだったと思うんですよ。一笑に付されるというか。それが今どんどんこうPRとして今県知事選でもガルパンがあれだけ目立っている。いろいろキャラがPRに使われている。経済効果も持っている。こういう状況になるのをだれが想像したでしょうかねということですよ、最初。だから、やっぱりそういうふうになってきているので、今後はなにが当たるかわかりません。ですから、今そういったものを柔軟に取り入れていくことも必要だろうというふうに思いますので、ぜひ発想の転換をお願いしたいというふうに思っております。

では、続いてそのゆるキャラの活用という観点から、商工会のキャラクターのナカマロちゃんですね。やはりさらに使っていただきたいというふうに思います。今の活動実績というのはどういったものでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

まず着ぐるみが活動の主体ということになりますけれども、着ぐるみについては、平成23年の9月にできたばかりということで、それ以降のことになりますけれども、活動状況としましては、今年4月からということに限らせていただきますけれども、観光協会のナカマロちゃんということで、カミスガ関係に2回、それからいばキラテレビに2回、八重桜まつり、茨城県人会連合会懇親会、いばらき夏の観光キャンペーン2013、水戸ホーリホック那珂市の日、なかひまわりフェスティバル2013ということで、4月以降でございますけれども、9回活動をしております。また、商工会におきましても、各種イベントでナカマロちゃんのほうで活動をしているということを伺っております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 頑張ってくれているようですね。私もナカマロちゃんかわいいなと思いますし、愛すべきキャラクターだというふうに思っております。ただ、市民の方にお聞きすると、まだちょっと認知度がいま一つかなというふうに思います。ですので、もっと広めるためにグッズなんかをもっとつくって進めてはどうかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

ナカマロちゃんのグッズの製作ということでございますけれども、現在その製作販売につきましては、那珂の商工会が著作権を持っておりますので、共同でぬいぐるみを製作しまして今年8月、できたばかりでございますけれども、朝霞の市民まつりからイベントでの一般販売を開始をしております。これからも各種イベントなどでぬいぐるみ、それから新たにピンバッジなども製作を考えておりますので、それらグッズを積極的に販売するとともに市のPR活動に活用していきたいと考えております。ちなみに現在までナカマロちゃんのぬいぐるみについては、商工会自体で約150、観光協会として30ほど販売をしております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） ぬいぐるみはいいですね。その外のところではそういうピンバッジ、携帯ストラップとかいろいろやっています。ぜひやってほしいなと思いますね。

あと、また、この夏はいろいろな自治体でポロシャツに地元のキャラクターをデザインして着用され始めました。那珂市でも職員の方が茨城県のPRのポロシャツを着ておられました。

たし、茨城愛だというふうな精神は大変すばらしいというふうに思います。また、せっかくなら地元のキャラクターのPRにも一役買っていただければなというふうに思いますので、ポロシャツを含めてそのこれからちょっと秋冬になってきますから、着るものに関してプリントしてPRしていただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

ポロシャツということをございますけれども、そういうものの製作につきましては、製作する時期、それから価格、その外にポロシャツの外にもジャンパーとか、あるいははっぴとかいろんな種類があると思うんですけども、これから使うに当たって何が最良でPR効果がある商品になるかということを経験した上で製作については、していきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 製作していきたいということですから、応援したいと思います。また、外の自治体では、住民票とか戸籍謄本にもこういったキャラクターをプリントしています。今、那珂市ではヒマワリのプリントしかしていないんですけども、こういったところにナカマロちゃんなんか登場させてもいいかなどと思いますが、そこらはどうでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、住民票、戸籍謄本等の行政関係証明書に市章、市の花木鳥等イメージアップを図るイラストをプリントすることの可否につきましては、特に法令に定められるものではございません。全国各市区町村の裁量で実施しているところでございます。ゆるキャラ等のイラストについても同様でございます、ナカマロちゃんのイラストをプリントすることは十分に可能であると考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） また、広報誌ですね、広報誌にもナカマロちゃんのデザインを登場させると市民に認知度が広がりますね。たまたまちょっと先日、常陸大宮市に行ったら広報誌があったので、見てみると、あそこはひたまるちゃん、ひたまるくんというのかな、そういうキャラクターなんですけれども、それが広報誌に表にプリントしてあって、裏にはそういうコーナーがあって、そのひたまるが行くみたいなこと、毎回いろんなところでこういう活動をしていますよという囲み記事で写真を載せてPRしているんですね。ああいうのを毎回、毎回送られてみると愛着が沸くなど確かに思いました。そういうふうなことはできないですかね。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） 議員おっしゃるとおり、広報誌、あるいはホームページ等においてもナカマロちゃんを継続的に紙面に登場させることにより常に市民の皆さんの目に触れていただくことも一つの手法として有効な手段であると考えております。広報なかにおいてもナカマロちゃんのコーナーを設けるなど、積極的に活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） こういうふうにナカマロちゃんを全面的に市が活用していくためには、やっぱり著作権は商工会が持っているんですかね。なので、その使うたびに、今使用許可をもらっているんだと思うんですけども、そうじゃなくて、使用に関する協定書みたいなもの、包括的な、こういったものを締結するともっと使いやすくなるかなと。そうすると、もっとPRも1歩も2歩も先に進んで出るようになるかなと思いますので、そういった締結に向けて考えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

現在は主に産業部の観光課において、それから、観光協会において商工会との話し合いのもとに観光PRが中心になりますけれども、使用しておりますけれども、今後については、議員からもありましたし、今、企画部長のほうからもありましたように、いろんな面で使いたいということもありますので、市のイメージアップ、それから、PR活動の一つとして市の各部署において有効に利活用ができるように商工会のほうと協定を結びたいと、そういう方向でいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 大変いいことだと思います。進めていただければと思います。

最後に、ご当地プレートを作成してはと再度提案いたします。いわゆるオリジナルナンバープレート、これをご当地プレートとよく言うんですが、これも昨年取り上げました。これには、原付バイクのナンバープレートが近年各自治体でPRアイテムとして活用されている背景があります。資料4ですね。見ていただきますと、これはプレートの県内版として8つの市のものを載せました。また資料5では、全国版として特徴的なものを載せました。どれも見るとわかるとおり、工夫を凝らして見ているだけでも楽しくて、いいなど。なんとか多くの人に自分のところをPRしたいというふうなことがあふれていますね。このプレートが市内のみならず、水戸やひたちなかなど、市外を走り回ると、那珂市の走る広告塔として宣伝効果があると思います。現在、導入している自治体、全国で215に上りまして、昨年に比べて倍増しています。県内においても昨年につくば、高萩、石岡だけでしたけれども、県内でも倍増以上ですね。積極的に地元をアピールする本気度というのが今問われています。ぜひ早期に導入をと考えますが、どうでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

オリジナルナンバーを導入にあたりまして、2点ほど課題を上げさせていただきたいと思
います。

まず、ナンバープレートの導入経費の問題でございますが、現在、那珂市の場合、年間
500枚ほどを4万円で作成しておりますので、1枚当り80円になります。しかし、新たなデ
ザインのナンバープレートになりますと、新たに金型代として100万円、500枚作成いたし
ますと、1枚当り400円という形になりますので、最低でも120万円程度の作成費用が必要
となるということでございます。

そして2番目の問題ですけれども、話題性の問題ですが、導入した市町村、今議員さんお
っしゃったように200以上ある中で、その多くはその地域に由来した全国的に知名度の高い
題材を取り入れたものになっているということで、このような中で那珂市がいかに注目度
の高いものをつくることができるかというのが大きな課題となっていくと思われま
す。那珂市の50ccから125ccのバイクですが、約2,800台の登録がされておりますけれども、バイクは
自動車と違いまして遠乗りはせず、市内ないしせいぜい近隣への移動であるために、市のP
R、動く広告塔としての役割は低いのかなと思っております。しかし、議員
の提案に対しましては、私全否定するつもりはございません。まずやらなくてはならないの
は、市のPR、市のイメージアップをどうするかという広報戦略、要するにグランドデザイ
ンを考えることが重要であると考えております。それが決まれば、このデザインがプレート
ばかりでなくて、那珂市のあらゆるものに形を変えて広がっていき、自分たちのまちのイメ
ージやアイデンティティーのこだわりや誇りを映した未来のまちの紋章になるだろうという
ふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） なかなか難しいんですね。そのグランドデザインが大事だと。その
とおりだと思いますが、そのグランドデザインというのはいつ決まるんですかね。昨年も私
も提案いろいろとしておりますけれども、何をメインに据えてどうイメージアップを図って
いくんですかね。これを決めなければいけないんですよ。これをやっているところはどん
どん先に行っていますから。先行自治体と差が広がるばかりなんですよ、本当に。ですから、
私はまず今回、現在のパブリシティだけじゃまずだめですよ。メインをナカマロちゃんに
据えていろんな媒体を使って売り出してはどうですかと、私は提案を今しております。それ
がだめだと言うんだったら早く決めていただいて、どんどん市民に提案していただいて、
我々はそれをじりじりして待っているんですよ。那珂市をもっと売り出していかなければい
けないと思っているから。やるにはあれもこれもそれもやらなければだめなんです、PRと
いうのは。だから民間では高いお金をかけて広告宣伝にどんどん使っているわけでしょう。

それでもなかなか広がらないものなんです。ですから、いろいろと今できない理由はあるでしょうけれども、悠長に構えている暇はないから、どんどんやりましょうと、私は提案をしています。それがだめだと言うんだったら、逆に那珂市はこれでやるんだというのを早く出してほしいんですね。ナンバープレートにしたって、現状より100万円ぐらいかかると。これは広告だから仕方がないんです、かかるけれども。もし仮にこれナカマロちゃんプリントして市内をぐるぐる回ればそれまず市民の中で認知度が上がるでしょう。市民の中で認知度の低いゆるキャラが全国的に爆発的に人気があるなんてないですよ。やっぱり市内でまず認知度を上げて、じわじわと外へ。いろいろなところへ出かけて行って、イベントに出かけて行って、認知度を上げてグッズもつくって売る。それで、ここを主にする。そういったふうに前向きにやっぱり捉えてほしいなというふうに思っています。一つ一つは効果がなくてもそれ全部いろんなことをやることによって、那珂市のPRが高まるんだというふうに思いますので、ぜひ前向きにこのプレートも導入してほしいんですけれども、ただ、こういったところをトータルで、やっぱりこれは市長にお聞きしなければいかんと思いますから、市長にこのPR推進について見解を伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（海野 徹君） なかなか戦略的に3分という時間で思いを全部お話しするのは難しいんですけれども、かいつまんで言いますと、以前に比べて広報PR戦略は格段に進歩したと私は思っております。お調べいただければわかると思います。記者会見も私の代になってから始めました。それから、投げ込みも多分私の代になってからでしょう、始まったのは。三十何社ありますけれども。いずれにしても、情報発信については、自治体運営における大変重要な基本戦略だと思っておりますので、これはしっかり取り組んでいきたいと。

議員は多分おっしゃりたいことはもうちょっと那珂市を外に向けてアピールしてくれと、宣伝してくれということだと思えます。それについては、現在もやっておりますけれども、遠藤議員にとってはちょっとご不満かもしれないけれども、私たちは私たちのペースでやっていると。それはもうちょっと加速してやるということと、それからパンフレットなんかも今まで多分有楽町のPRセンターとか、今のところは置くスペースもありますけれども、各区役所、東京都の、そういうところは置いてなかったと思うんですね。1部、私東京行くときなどは必ず持って行って、宣伝していますし、PRセンターなどは前置いてきたこともあります。ですから、そういったことで、首都圏、特にお客さんが集まる場所、そこに置いて那珂市の知名度アップのための働きかけは大々的にやっていきたいと思っておりますので、どうかご安心をいただきたいと思えます。

また、いろいろじりじりしているというお話でしたけれども、投げかけてください、行政へどんどん。聞く耳は持っていますし、いつでも鍵をかけないで玄関あけていますから。いつでもおいでいただいて結構なんです。市長室にお見えになったことが一度もないみたいなので、一度気軽に胸を開いておいでいただくことを私はお待ちしておりますので。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 大変温かい歓迎をちょうだいして感激でございます。そうなんです。私はやっていないとは言っていないわけです。そういうのは始まっていらっしゃる。ただ、私が言いたいのは、外からどう見られているか。評価というのは自分がするものではありません。他人がするものでございますので、頑張ってやっているのはこれは逆に当然でございます。外から那珂市をもっと見てもらう。よりよく見てもらうための方策を、さらにお願いをしまして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告1番、遠藤 実議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたしまして、再開11時20分といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

一般質問の前でございますけれども、平成25年度産の米の放射性物質検査の結果についてご報告をいたします。

市内で採取した平成25年度産米を県に提出したところ、平成25年9月3日に放射性物質検査を実施したところ、次のとおり結果が出ましたので、ご報告をいたします。

市内瓜連地区において採取した平成25年度産米の放射性物質検査を実施したところ、放射性物質は検出されませんでした。

以上、ご報告をいたします。

◇ 木村静枝君

○議長（福田耕四郎君） それでは、通告2番、木村静枝議員。

質問事項 1. 平和行政・平和教育について。

木村静枝議員、登壇を願います。

木村議員。

〔20番 木村静枝君 登壇〕

○20番（木村静枝君） 今回は、平和行政・平和教育についてお伺いいたします。

まずはじめに、平和行政についてお伺いいたします。

8月15日の終戦記念日に防災無線などで市民に黙禱を呼びかけてはどうかという提案です。

安倍政権は集団的自衛権の行使に向けて暴走を始めています。

集団的自衛権とは、国連憲章で武力行使が違法化されたもとで、大国による侵略戦争、軍事介入を正当化するためにつくられたものです。自衛とは関係ありません。

日本の場合、米国と海外で肩を並べて武力行使をすることにつながります。その具体化を進めようとしています。今、シリアを舞台に世界中が緊迫しています。政府軍が反政府勢力に化学兵器を使ったとして米国などが軍事攻撃を企てているからです。国連の調査や決議を待たず、一方的な断定によって介入しようとしています。ちょうど10年前、アメリカはイラクが大量破壊兵器を持っているからと攻撃をしました。しかし、大量破壊兵器は見つかりませんでした。確かな証拠もないのに行動を決めてしまったイラク戦争のときと同じようなことがまた繰り返されようとしています。イギリスは議会が反対して軍事行動を断念しました。シリアの近隣諸国をはじめ、欧州や米国内でも反対行動が広がっています。武力攻撃により、傷つき命を落とすのは大部分が無辜の市民です。

日本は、第二次世界大戦でアジアの人々2,000万人、国内310万人を超す犠牲者を出しました。広島・長崎には世界で初めての原子爆弾が落とされ、20万人余の市民の命が亡くなりました。68年たった今でも原爆症に苦しんでいる人が大勢います。死者も毎年何千人となっています。戦後68年がたちました。戦争体験者は高齢化し、年々少なくなっています。戦争体験を語り、平和について考える機会が少なくなっています。しかし、これを風化させるわけにはいきません。記憶をとどめおかなければなりません。そうしなければまた戦争を引き起こすからです。

ドイツの大統領であったヴァイツゼッカーは、連邦議会でドイツが犯した罪に対する反省の演説で、過去に目を閉ざす者は結局のところ、現在にも盲目となります。非人間的な行為を心に刻もうとしない者は、また、そうした危険に陥りやすいのですと語り、国内外で感動的な評価を受けています。

8月15日は、日本が第二次世界大戦でアメリカなどの連合国に負けた日です。戦後の世界政治は、日本、ドイツ、イタリアが引き起こした不正不義の侵略戦争を二度と再び起こしてはならないという決意を原点に出発しました。戦後の日本も野蛮な侵略戦争と植民地支配の根本的反省の上に、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることがないようにするとの決意を憲法に書き込みました。これは日本が国際社会に復帰する誓いでもありました。8月15日のNHKの報道によりますと、8月15日を終戦の日と答えられなかった人が33%もいたということです。

そこで質問ですが、8月15日の終戦記念日に防災無線などで黙禱の呼びかけをしてはと思いますが、ご答弁をお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） お答えいたします。

8月15日が戦没者を追悼し、平和を祈念する日と閣議決定されていることを踏まえ、市役

所においては、毎年正午に来庁されている市民の皆さんとともに職員全体で黙禱を捧げております。また、各家庭や事業所における黙禱の実施につきましても、広報誌により協力の呼びかけを行っております。今回、その周知の方法について議員より防災無線の活用をご提案をいただきましたが、防災無線は本来緊急事態発生時の放送を想定していること。また今回のような戦争に関する事柄については、市民の中には相入れない考えの方、複雑な思いを抱いている方がいるかもしれないということを考慮しますと、一律に耳に入ってしまうといった周知の方法については、多少の懸念がございます。また、近隣市町村の中で防災無線により住民に黙禱を呼びかけているのは茨城町と城里町2町にとどまっているという実態もございます。来年の実施につきましては、さらに周辺の状態を調査の上、関係課と協議しながら決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） この前の広報誌ですね、黙禱をするようにというお知らせがありました。那珂市も取り組んでいるんだなという思いをいたしました。しかし、広報でお知らせしただけでは8月15日は正午は忘れてしまうんですね。ですから、もう一歩進んでサイレンなり、防災無線でその時刻に、正午にその呼びかけをしてほしいと思います。

それから、緊急事態発生時を想定していると、防災無線は、だから、できないということですけども、夕方5時の時報は緊急ではないと思いますが、防災無線で放送していますよね。それをどういふふうな理由で放送しているのか。それから、黙禱をするかしないか、これは放送しても個人の自由ですから、強制するものではありませんので、特に問題はないかと思うんですが、この2点についてお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） お答えいたします。

時報につきましては、防災無線のいわゆる機能はちゃんと働いているかという確認のために時報を流していることでございます。さらに、議員おっしゃったように、個人の考え方であろうというご意見でございますけれども、我々行政がそこまで周知してしまうことによって、市民に対してのいわゆる思い出したくない。そういう方もいらっしゃるかと思います。その辺につきましても、周辺の状態を鑑みながら今後とも考慮してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 戦争を思い出したくない。心の傷を広げたくないという思いはわかります。そういう方は切っただけがいいわけですし、聞かなければいいわけですよ。選択肢はあるわけです。だれもがしなくてはいけないとか、そういうことではありません。かつて、那珂一中では、国旗掲揚をする時間にはトイレにしようとしてどこにしようとして国旗のほう

を向いて直立不動の姿勢をとらなければならない。こういうことがやられていましたけれども、今はそういうことはないと思いますが、教育長、どうなんですか、今は。教育部長でもどちらでも結構です。

○議長（福田耕四郎君） 教育長。

○教育長（秋山和衛君） 一中は確かに国旗掲揚をしております。そして、生徒がそこに国旗の掲揚台に行ききちんと掲げております。ただ、トイレに入っている者も直立してというところは確認しておりませんが、子供たちは国旗に対して敬意を表しているということはやっていると思います。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） そういうふうにしなくても、子供にはそういう強制的なことをさせ、市民にはそうでないという不統一なところがありますが、この辺はもう少し、考えていただきたいと思います。実際に、実施している茨城町、それからお隣の常北町、ここはちゃんと正午にサイレンを鳴らして1分間の黙禱をお願いしますということで毎年やっています。この茨城町と常北町の状況などを聞いたことがありますか。お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） お答えいたします。確かに防災無線により放送している市町村については、先ほど申し上げましたように、茨城町、城里町でございます。流していることに対して市民からの苦情につきましては、どちらもございませんという情報は得ております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 私の出身は茨城町です。毎年、お盆に実家へ行きますと、正午にサイレンが鳴り、黙禱の呼びかけがあります。今年もありました。集まった親族で黙禱をいたしました。その後、やはり戦争の当時の話になりました。ほとんどもうめいっ子、おいっ子になりましたから、戦争のことがわからない。例えばびっくりしたのは、自衛隊の妻であるめいは、慰安婦はお金をもらっていたんだそうですよねと、こう言うんですね。これには私も驚きましたね。お金をもらっているからいいというようなそんな問題ではないんですよね。いかにその慰安婦が人間を非人間的な扱いを受け、最後には性感染症などで亡くなっていく。「からゆきさん」という本などを読みますと、日本からもアジアのほうへたくさん慰安婦が行きました。その人たちは、今シンガポールの大きなオウギヤシのもとに眠っていると。いつか旅行に行ったときに聞きましたけれども、帰るに帰れない。で、みんな異国の地で命を落としていったんだと。それこそ読むにたえないような内容が書いてありました。一体こういうことを理解しているのだろうか。それから、その実態などが正確に伝えられていない。やっぱりこの危険を感じました。そういう戦争の記憶を思い出したり、それから、戦争や平和について話し合うよい機会なんですよ。ですから、ぜひこれは那珂市でも検討していっ

ていただいて実行していただきたいと思いますが、これは市長にお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（海野 徹君） ちょっと突然のご質問で、先ほど慰安婦のお話がありましたけれども、木村議員もご存じだと思いますけれども、進駐軍が来たとき、これは実は公務員の売春婦といますかね、慰安婦がいたことはご存じですね。ご存じですね。

○20番（木村静枝君） ちょっともう一度。

○市長（海野 徹君） 公務員のいわゆる肉体の防波堤として日本政府がその慰安婦を募集したと。それが国家公務員としての位置づけにあったということをご存じですね。

○20番（木村静枝君） はい。

○市長（海野 徹君） 戦争とか、そういったものが入ってくると、これは橋下知事なども発言をしていろいろ指摘を受けていますけれども、これはそういう事態が起こってくるということは、もう長い歴史の戦争とか、そういった中で出てくるあれで、それをじゃ、表に出してどうするか。それが成長過程の小学生・中学生に周知させるということが本当にいいことなのか、どうなのか。もうちょっと精神的に上の年齢になってやったほうがいいだろうという意見もあると思います。ですから、そういった負の遺産を見てもらうということは無駄ではないと思います。風化させないということから言えば、そういった負の遺産みたいなものも展示、あるいはそういった事実を継承していくということも大事なことだと思っていますけれども、今すぐやるかどうかということについては、もうちょっと内部でもんでからやるかやらないか。そういう機会があるのかどうかともわかりませんが、機会を設けて議論をしてみたいというふうに思っています。あとの質問はいいですね。

○議長（福田耕四郎君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） いろんな人それぞれによって戦争の体験、思いを思い出すのは千差万別だと思います。ですが、そういうきっかけをつくってやるということはやっぱり行政の義務ではないかと思っておりますので、検討をお願いいたします。

戦争体験者が少なくなっている今、戦争体験を語る会や那珂市における戦争の記録や写真展の開催なども実施してはどうかと思いますが、その点についてご答弁を求めます。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） お答えいたします。

本市では、平成2年9月に制定した核兵器廃絶平和宣言の趣旨に基づき、毎年8月に原爆パネル展を開催しており、本年度も8月6日から2週間、市立図書館において実施したところでございます。このような市民の意識に訴える取り組みは継続して実施していくことは重要でありますので、今後とも内容を考慮しながら取り組んでまいります。

一方で、提案がございました戦争体験を後世に伝える取り組みも、また大変有意義なことであり、特に将来を担う子供たちに戦争の悲惨さや平和のとうとさを語り伝えることは、我が国はもとより世界の平和を守るために非常に重要でございます。

本市では、平成17年度に戦後60年の節目の事業として歴史民俗資料館における特別展示の外、広報なかで特集記事を企画した経緯もありますが、実際に戦争を体験された方が年々高齢となっていており、詳細な記録、あるいは資料の保存は喫緊に取り組まなければならない課題であると認識してございます。今回のご提案を参考に今後の取り組みについて具体的な手法などを考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 毎年8月に原爆のパネル展を開催しているということは、これは高く評価します。市民の反応などはいかがでしょう。お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） お答えいたします。

市立図書館においてパネル展を今回開催してございました。今回のパネル展の実施の結果でございますが、これまで中央公民館とか、市役所の1階ロビーで行ってございましたパネル展示でございます。本年度、市立図書館を会場としましたところ、市内外から多くの方に見に来ていただくことができました。来場者数の実数は不明ですが、141の方にアンケートに協力していただきました。特に該当者の中で十代以下の方が52人と最も多く、小学生と思われそうですが、たどたどしい文字ながら率直な感想を書いてくれました。びっくりした、怖い、かわいそうなど少なからずショックを受けた様子がありますが、戦争や原爆の恐ろしさを知った。戦争反対、今の生活がどれだけ幸せかわかった。平和は大切といった感想から、今回の展示のメッセージをしっかりと受け取ってくれたものと実感できました。また、これからは展示してほしい。また来たい。もっといろいろ知りたいといった頼もしい内容もあり、これらの感想から今後とも特に子供たちに平和について学習する機会を継続して提供していく必要性を改めて認識いたしました。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 大変素晴らしい効果があったと。それから、市民の声も具体的に聞かれて私たち自身もやっぱり考えさせられるということがあります。今年8月24、25日、これはある市民団体が那珂市の市図書館をお借りいたしまして、やはり戦争のパネル展を開催いたしました。2日間で137の方が見られたということです。それで、感想も寄せられたということで、たった2日間でありましたけれども、いやいやよかったなと思っております。そういう場を提供する市の保証もぜひ今後ともよろしく願いいたします。

第1次那珂市総合計画の後期基本計画の中に、平和行政を基本方針の一つとして掲げるといっていますが、このことを評価するものです。平成17年度の戦後60年の節目に行われた行事には私も見に行き参加しております。歴史民俗資料館で行われましたが、展示品も那珂市を知る上で大変興味深く参考になったと思えました。また、元この那珂市の町長であっ

た浅川泰郷さん、亡くなられましたけれども、のシベリア抑留の話、それから、仲田義一さん、元教師をしていた方のお話などがありまして、本当に那珂市も戦時中こういうことがあったのかと仲田さんのお話などによりますと、この那珂市の上空をグラマン戦闘機が爆弾を積んで飛んだと。パイロットの顔がよく見えるほど近くを飛んだんだというのを聞いて、本当に生々しい体験を伺ってよかったなというふうに思っております。ぜひこういうことを、今後も10年に一遍とかでなくて、もうそういう方がどんどん亡くなっていきますので、これから毎年開いてほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） はい、お答えいたします。

先ほど、申し上げましたとおり、平和事業を継続して実施していくことが重要と考えております。毎年実施しているパネル展のような取り組みの外、どのような事業なら毎年実施できるものか、今後考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 次に、平和教育に移ります。

教育委員会の役割と教育委員会の事務局の役割についてまずお伺いします。

原爆や戦争の悲惨さを描いた漫画「はだしのゲン」これがそうですが、この「はだしのゲン」が松江市立小・中学校の図書室で自由に読めなくなってしまった。閲覧禁止になってしまったわけですね。現在は閲覧制限が撤回されまして、学校に一任されたということですが、これには多くの市民の反対意見や抗議があつてのことです。朝日新聞によりますと、閲覧制限の要請は当時の市教育委員の事務局レベルの判断で決められ、教育委員会会議に報告されていなかったということですが、この内容ですと、教育委員会を無視して勝手に事務局が閲覧制限をしていたこととなりますが、本来の教育委員会の役割は何なんですか。お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（檜山英夫君） はい、お答えいたします。

教育委員会の役割はというお尋ねでございますが、教育委員会は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の定めによりまして、教育に関する事務を処理するため、都道府県や市町村に設置されます合議制の地方教育行政機関でございます。教育・学術・文化を含む事務を行うためには政治的な独立性が必要なため、地方公共団体の首長部局から独立した執行機関となっております。教育委員会は、教育行政の継続性を確保するため学校教育をはじめ、生涯学習、社会教育などに関する事務を管理執行することが主な役目でございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 教育委員会と教育委員会事務局との関係はどのようになっているか、

お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（檜山英夫君） お答え申し上げます。

教育委員会には、その権限に属する事務をつかさどるために教育長が置かれているところでございます。また、事務を処理するためには、事務局が置かれています。まず教育長がその事務を統括しまして、職員の指揮監督を行っているということでございます。

なお、教育委員会には、教育行政の基本的方針を決定し、日々の教育事務の執行については、専門的な行政機関であります教育長及び事務局が執行しております。また、教育委員会の協議が必要な案件が生じた場合には、定例会の外、教育委員会を臨時に開催しまして、協議、報告等を行い、また、ご意見をいただきそのようなことで進めております。そういったことが事務局との関係として日々の事務を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 那珂市では、教育委員会との関係は守られているのか。今回のような場合には、どのような対応をするのかお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（檜山英夫君） はい、お答えいたします。

今回、行われたような場合にはどのような対応かということでございますが、教育行政の基本的な方針に関することや、重要な案件につきましては、教育委員会定例会、あるいは臨時会におきまして、議案として議決をいただいたり協議を行っているところでございます。今回、議員からありましたような教育委員会が各学校に対しまして、学校図書閲覧を制限するように要請するような場合には、まずは教育委員長に相談の上、その対応を判断することになってございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 松江市の場合も撤回されるときに教育委員会会議を広く開いて閉架を解いたということでございますけれども、市教育委員会はやはり原理原則を大切にしてほしいと思います。

今、教育委員会をなくせの声もあり、また日の丸、君が代問題で一部の自治体で強制の動きがあると記述した教科書を県教育委員会が圧力をかけて不採択にさせるなど、教育の危機を感じています。安倍政権の教育再生の路線のもとで、このような政治的介入が行われようとしていますが、教育の政治的独立性を守るため、ぜひ今後も頑張ってくださいと思います。

次に入ります。

「はだしのゲン」が松江市立小・中学校の図書館で自由に読めなくなってしまった問題が

ありますが、那珂市ではそのような動きはあったのかお伺いします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（檜山英夫君） お答え申し上げます。

今回の松江市のような事案に対しましてですが、那珂市内の小・中学校におきましては、松江市のような問題は起こってございません。また、この件についての一般の方や保護者の方などからの問い合わせも入ってございません。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 「はだしのゲン」は那珂市の小・中学校の図書室に整備されているのかお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（檜山英夫君） はい、お答え申し上げます。

学校図書につきましては、学校長の権限によりまして選定されているところでございます。また、整備についても学校長の権限において整備されているところでございます。当市におきましては、小学校6校、中学校で3校が「はだしのゲン」の図書を整備をしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） そうすると、小学校では5校半分ちょっとでない。中学校では2校が整備されていないということです。読みたくても読めない状況があるわけですが、今後の購入計画はあるのかお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（檜山英夫君） はい、お答え申し上げます。

議員おっしゃるとおり、ただいま私の答弁にありましたように、小学校では5校、中学校では2校の7校整備はされてございません。

なお、学校図書の選定整備につきましては、学校長の権限により行っていると先ほど答弁しております。なお、図書購入費は毎年予算計上しております。小学校11校でございますが、1校当たり平均しますと46万9,000円、さらに中学校5校ですと、1校当たり72万5,000円が予算25年度でございますが、予算化しておりますので、あとは学校長の中で図書司書の方とか、または児童の声とか、そういったことを判断しながら図書の整備については、考えていただいとうということでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 図書費が大分1校当たり伸びている。私が議員になったころは本当にお粗末でびっくりしたんですけども、その後、かなりこの充実されてきたというように市

民の方からも聞いておりますけれども、校長の権限ということです。

「はだしのゲン」は、650万部を超すベストセラーです。約20カ国語に翻訳されています。昨年度からは広島市平和委員の平和教育の教材にも使われているそうです。平和教育の一環として、やはり各校に配備、整備していただきたいと私としては思います。

展示のときに、那珂市の図書館には「はだしのゲン」はあるんですかと何回か聞かれたそうですが、私も読んだことがないので、行って聞いてみましたら、4巻と5巻だけがありました。それで4巻と5巻を借りて今読んでいるところなんですけれども、やはり私たちが戦争中に育った生活環境、人々が話していたこと、私たちがいろいろな防空訓練などをしてきたことなどが如実に書かれていて、本当に思い出しました。忘れていたことをね。大人が読んでも非常におもしろい参考になる本ですので、ぜひまだ読んでいない方は読んでごらんになってはいかがでしょうかと思います。

教育長は、「はだしのゲン」をどう見ますか。一部の恣意的な判断で学校図書の閲覧が制限される事態をどう考えておられるか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育長。

○教育長（秋山和衛君） 「はだしのゲン」につきましては、私も再度読み直しをしました。

らぽーの図書室のほうに10巻全部そろっておりまして読んでみました。これは漫画家の中沢啓治さんが自身の被爆体験をもとに描いたものでございます。中沢さんは昨年12月に亡くなっております。内容ですけれども、主人公は6歳で被爆し、家族を奪われた中岡元という者が主人公となり、悲しみの中からけなげに生き抜く姿、ゲンの天真爛漫な行動力、悩む姿や原爆に負けない生命力、激動の時代を必死に生き抜いている姿を描いたものでございます。戦争を体験していない児童・生徒にとって、戦争と原爆の恐ろしさを伝え、平和のありがたさを知る上では大切な作品の一つであると考えております。ただ、表現の中に特に10巻ですね、最後のあれですけれども、10巻の中に悲壮な場面もあり、児童・生徒の発達段階に応じた教育的配慮も必要であるというふうにも考えます。

学校図書につきましては、先ほど部長のほうからもありましたように、学校の先生方、児童の希望、それから学校によっては保護者からの要望等、そういうものを含めて図書を購入するというところでございます。よほどのことがない限り、学校図書の閲覧を制限するというようなことは教育委員会としては、考えておりませんし、今後も慎重に判断していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 私も今教育長がおっしゃったことに同感をいたします。言論の自由が侵されてはなりません。この戦争への道に進むときは必ず言論の弾圧があります。ですので、ぜひともそのような考えで教育に当たってほしいと強く望みます。

アメリカの有名な映画監督オリバーストーン氏は、若い世代にはたとえ本当に残酷でむご

いものであっても真実を伝えるべきだ。今は歴史の真実の部分が取り除かれ、浄化したようなものを教えている。本当の歴史は心を揺り動かすものであり、エキサイティングなものだ。そのために映画や漫画を活用するのもよいだろうと語っております。

次に、質問移ります。

中学生を被爆地広島へ派遣してはどうかということです。これは前にも質問したことがあるのですが、いかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（檜山英夫君） はい、お答えいたします。

中学生を被爆地広島へ派遣してはとのご提案でございますが、中学校におきましては、それぞれの学校で歴史の時間に戦争を理解させる授業の工夫改善に取り組んでいるところでございます。例えば、歴史の時間を使いまして、外部講師を招いて戦争体験の話をしていただき、また、当時の様子についての理解を生徒たちに深めていただいております。また、ビデオや写真などを使いまして、原爆とか、当時の様子やその後の放射能の恐ろしさ、そういったものをわかる学習を行っているところでございます。このような指導を行っているところでございますので、現在のところ、広島への中学生の派遣は考えてはございません。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 来年はアメリカのオバマ大統領も広島の平和祈念式典には参加するのではないかとというようなこともささやかれております。ビデオや写真、話を聞いた上で、さらに実際にその場へ行ってみるということは非常に大切なことです。現場で肌を感じる事が一番の教育になります。

今、教育現場は大変忙しい。しかし、いつかはそのような計画をしてほしいと希望いたしまして、私の質問を以上で終わりにします。ありがとうございました。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告2番、木村静枝議員の質問を終了いたします。

再開を午後1時といたします。

なお、昼休み中でございますが、議員会役員会を開きますので、12時40分、第2委員会室にご参集を願います。

以上です。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 1時01分

○議長（福田耕四郎君） それでは、再開をいたします。

午前に引き続きまして一般質問を行います。

◇ 石川利秋君

○議長（福田耕四郎君） 通告3番、石川利秋議員。

質問事項 1. 那珂市財政健全化プランについて。

石川利秋議員、登壇願います。

石川議員。

[19番 石川利秋君 登壇]

○19番（石川利秋君） 議席番号19番、石川利秋でございます。

通告に従いまして、那珂市財政健全化プランについて一般質問を行います。

平成16年度から国庫負担金の廃止、縮減、国からの地方への税源移譲を含む税源配分の見直し、地方交付税の改革からなる三位一体の改革が行われました。その結果、本市の主要財源である地方交付税は大きく落ち込み、平成20年度当初予算において約11億円にも及ぶ財源不足が生じる大変厳しい財政運営を強いられております。

また、国においても平成19年度末時点で、国の債務残高が849兆2,396億円になり、国民1人当りの債務が約665万円の借金を抱えている計算となります。現在は1,000兆円を超えております。このため平成21年3月に本市を取り巻く厳しい社会経済環境に適応した持続可能な自治体の形成に取り組んでいくため、那珂市財政健全化プランを作成しております。実施年度は平成21年度から25年度の5カ年であります。策定された財政健全化プランは、事務事業の進め方をゼロベースからの見直し、かつ経費の徹底した節減・合理化の道筋を示すものであります。

また、財政健全化プラン推進計画によりますと、施設管理経費の抑制及び施設管理主体の見直しや事務事業の見直し等が示されております。

それでは、ここでお伺いをいたします。財政健全化プランが最終年度ですので、現在までの施設管理経費の抑制及び管理主体の見直し等についての取り組み状況及び成果等についてお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（平山俊夫君） はい、お答えいたします。

財政健全化プランの取り組み状況及び成果ということでございますけれども、平成21年度から平成24年度までの4年間の主な成果をお答えいたします。

瓜連地区公民館8館でございますけれども、管理主体の地域の移管につきましては、平成21年度にそれぞれの自治会、当時は区でございましたけれども、協議を重ねまして平成22年4月から自治会管理となっております。

また、幼稚園の統廃合につきましては、平成22年3月に戸多、木崎幼稚園を閉園いたしま

して、平成24年4月に芳野幼稚園に統合したところでございます。また、額田保育所の民営化につきましては、平成22年度に地権者の協議を開始し、平成24年度に額田保育所民営化検討委員会を組織し、これまでに民営化ガイドライン等につきまして検討委員会を4回、保護者説明会を2回開催し、民営化に向けた協議をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 4年半が経過しておりますけれども、目に見えた成果等が少ないのかなというふうに思っております。

次に、教育支援センター設置事業についてお伺いをいたします。

平成10年に教育相談室を商工会館2階に開設し、翌年、教育ふれあいセンター内の教育相談室とあわせて適応指導室ひまわり教室を開設しております。さらに、平成16年4月に教育ふれあいセンターを教育支援センターと名称を変更し、不登校児童、生徒に対応する指導や教育相談の支援体制を強化するとしております。県統計課によると、小学生の昨年度における長期欠席者は1,470人で理由の最多が病気で571人、不登校が502人であります。また、中学生の長期欠席者は2,989人で理由の最多は不登校が2,238人、病気が539人であります。

それでは、ここで本市における児童・生徒の不登校数及び学校復帰状況等についてお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（檜山英夫君） はい、お答えいたします。

不登校とは、病気の欠席を除いて学校を年間30日以上休んだ状態を言っております。

那珂市において、平成24年度の不登校数は小学校では11名、中学校では17名でございました。不登校の対応としまして、学校では完全解消に向けまして家庭訪問を繰り返したり、手紙を渡したりしながら関係を切らないようにしてございます。また、那珂市教育支援センターの適応指導教室などを紹介しまして、学校以外での心の安定を図る場所を設けております。

学校復帰状況につきましては、不登校の中で1年間すべて休んだ児童・生徒につきましては、1名ございました。その他の児童・生徒につきましては、出席と欠席を繰り返している状態でございます。また、改善の見られる生徒・児童もおります。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 不登校の小学生たちの居場所、適応指導教室を公立図書館につくる計画を東京都杉並区が進めております。図書館に白羽の矢が立った理由を井出教育長は職員や利用者らさまざまな人が常について、社会に開かれている反面、みずから求めない限りは人に干渉されない。他者とのほどよい距離間が保てる場として適切だと考えていると述べております。また、いろいろな年代の人が利用するため、不登校の子が通っても本人にも周囲に

も違和感がないと考えたと。また、文科省によると、仙台市では宮城の図書館や岐阜県北方町の町立図書館に適応指導教室を開設しており、子供たちは図書館職員に心のゆとりを持って接することができる。また、社会性を身につけ自分の存在を自分で肯定的に受けとめるような経験を積める場としても図書館はとてもよいと述べております。

本市においては、教育支援センター設置事業に本年度も1,370万6,000円を計上しております。現在は教育支援センターを商工会2階に設置しておりますが、杉並区同様図書館に支援センターを設置することにより、市の財産である商工会2階についても賃料を得るなど財源確保を図り、そして、教育支援センターの目的である諸問題の解決に最善を尽くすべきではないかと思っておりますが、いかがなものかお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（檜山英夫君） はい、お答え申し上げます。

図書館に支援センターを設置してはとのご提案でございます。市の教育支援センターに訪問する保護者や児童・生徒につきましても、外の方に会うのを嫌がる方が多いと聞いております。教育支援センターの図書館への設置につきましても、議員ご提言のように効果を上げている自治体もございますが、今までの訪問者は不特定多数の方に会うこととなりますので、利用者の意見などを聞いていく必要もあるかと思っております。

また、現在の市教育支援センターには、相談室が3部屋、その外に児童・生徒が通級する部屋、またプレイルーム、電話相談を受けている事務室がございます。これらの施設を図書館に用意するには図書館の改装も必要となってくるなど、いろいろな課題も多いものと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） ただいまの答弁によりますと、児童・生徒が通所する部屋やプレイルーム等のために図書館の改装も必要とのことですが、24年度の実績によりますと、来所相談が306回ですが、電話相談と訪問が311回と多いのではないかと思います。また、開室回数は129日で通所述べ人数は69人ですので、1日平均いって9人なので、場所的な問題もあるのではないかなど。

文科省によりますと、適応指導教室は、平成22年度現在で全国に1,223教室あり、設置場所は学校の空き教室や公民館など、さまざまに図書館に設けた先行例もあると述べておりますので、利用者の意見を聞くなど、あり方を試行錯誤していただきたいと思っております。

次に、体罰教員アンケート結果について伺います。

文部科学省によりますと、大阪市立桜宮校での暴力事件を受け、児童・生徒や保護者にアンケートするなど、綿密な調査を実施した結果、全国の小・中・高校などで、体罰をした教員が6,721人に上ることがわかりました。

それでは、ここで本市における体罰教員アンケート結果についてお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（檜山英夫君） はい、お答えいたします。

体罰アンケートの結果についてお答え申し上げます。

那珂市では小学校で1件、中学校で2件の体罰が明らかになりました。その体罰の内容でございますが、小学校ではある子をいじめた児童数人に対しまして、指導をしているときにその指導の話を聞いていなかったその児童への体罰でございました。また、中学校では部活動の中で起こった体罰でございました。

教育委員会としましては、校長会において体罰は絶対あってはならないという指導をしております。さらに、教職員向けの体罰防止のための資料を作成し、各学校へ配布をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） ぜひそのように取り組みをお願いしたいと思います。

次に、図書館運営事業について伺います。

市立図書館建設総工事費は13億3,321万6,500円を投じ、平成18年10月15日に開館しております。また、運営費については、本年度7,438万8,000円を計上しておりますが、ここで図書館の利用者状況等について伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（檜山英夫君） はい、お答えいたします。

図書館の利用状況でございますが、過去5年間の利用者数を申し上げますと、平成20年度は37万8,982人、21年度は36万8,847人、平成22年度は34万9,869人、23年度はこのとき震災のため約半年間休館となりましたので、17万6,153人でございました。平成24年度は34万7,565人が利用されているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 本年4月に佐賀県武雄市の図書館が民営されました。1カ月で来館者が前年同期の5倍となる10万人を突破し、好調なスタートを切ったと。10万人ということは年間の来館者が120万人であるというふうに思われます。運営はツタヤを展開するカルチュア・コンビニエンス・クラブ（CCC）であります。市にとっては運営費の削減とサービスの向上がねらいで館内にはコーヒーチェーン店のスターバックスが玄関わきに出店し、館内にはコーヒーを飲みながら自由に本が読める。余り図書館を利用しない若年層を引き込む工夫で、市によると若年層の利用者も1割ふえており、さらにCCCが賃料として武雄市に年間約610万円を支払っております。また、宮城県多賀城市の菊地健次郎市長が武雄市の図書館を今春視察し、CCCと誘致交渉を進めてきました。その結果、7月11日、レンタル大手ツタヤを運営するCCCと連携すると発表されております。CCCが公立図書館にかか

わるのは運営を受託している佐賀県武雄市に次いで2例目であります。

それでは、ここで伺います。カルチャ・コンビニエンス・クラブ（CCC）については、本年5月2日と25日及び7月12日の3回、新聞報道がされておりますので、執行部においても財政健全化に基づいて図書館管理経費の抑制及び管理主体の見直し等について、CCCと協議をされたものと思いますので、協議内容と経過等について伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（檜山英夫君） はい、お答えいたします。

市の財政健全化に基づきまして、図書館管理経費の抑制及び管理主体の見直し等について協議されたのかとのお尋ねでございますが、ただいま議員からのお話ございました、そのような動きがあるのは存じておりましたが、ツタヤの運営会社でありますカルチャ・コンビニエンス・クラブ（CCC）との協議はしてはございません。しかし、那珂市の図書館では、利用者の利便性を図るため、開館時から管理システムに全国でも例のない手のひら認証を取り入れ、図書貸し出し数も同規模市町村の中では全国でも上位にランクされ、多くの皆さんに利用されているところでございます。

管理運営のコスト削減の観点からの指定管理者制度の導入につきましては、議員からもお話がありましたが、全国でも初めての事例として4月から運営開始いたしました佐賀県武雄市の動向や現在指定管理者制度の導入をしている図書館の状況等を調査してみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 前段でも述べましたが、新聞報道されたにもかかわらず協議がされなかったということは、財政健全化プラン計画的に積極的に取り組まないなど、行動が伴わなければ効果は期待できません。また、手のひら認証を取り入れた結果、全国でも上位にランクされたとのことですが、本市における図書館の年間利用者数は平均約36万人であります。前段でも述べましたが、武雄市の人口は約5万1,000人で本市より少ないにもかかわらず民営化されたことにより、年間利用者は120万であります。さらに本市の図書館が民営化されれば運営費7,438万8,000円が削減されるばかりでなく、賃料収入が610万円得られるので、市は図書館の民営化に積極的に取り組むべきではないかと思えます。

次に、しどりの湯の管理事業について伺いをいたします。

しどりの湯の事業経緯によりますと、平成6年度に地域農業基盤確立農業構造改革事業、ウルグアイウランド対策の産地形成促進施設として認定を受け、平成7年度に竣工し、事業費1億6,018万5,000円でうち7,000万円の補助を受けております。平成8年10月に開設し、平成14年3月まで旧瓜連町で直営、その後、旧瓜連町のふるさと振興協会により管理運営を行っております。那珂市に合併後、平成18年11月に那珂市直営で再開しましたがけれども、再開後利用者は以前に比べ減少し、売店の収支も悪化しております。

このような中、平成24年9月29日に第1回那珂市事業仕分けが実施され、しどりの湯管理事業については、判定結果、不用であります。しかし、市の対応シートによりますと費用対効果や必要性などについて十分検討し効果的な運営の方針を定め9月議会で報告しますと述べておりましたが、報告がされておられません。

そこで報告されなかった理由等について、お伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） はい、お答えいたします。

しどりの湯につきましては、現在、社会福祉協議会のほうに指定管理のほう委託をしております。今年度で切れるということもあり、その後、どのようにしどりの湯を事業計画して予算立てするかということについておおむね9月ごろまでにはある程度決めておかなければ間に合わないんじゃないかということで、議員がおっしゃったように9月ごろまでにはということでお話をしたと思いますけれども、しどりの湯に関しましては、市民の健康増進、憩いの場として利用されているということ。それから、国の補助事業であるということなども踏まえまして、現在、市の関係機関、それから県などと協議を進めております。若干時間がかかっておりますけれども、12月の定例会ごろまでにはある程度一定のご報告ができるように現在話を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 私は、しどりの湯について効率的な運営は無理と考えております。そこで、施設の運営管理等で成果を出しております龍ヶ崎市の施設をご紹介させていただきます。

ここで資料1をごらんいただきたいと思います。

本市で事業仕分けを行う4日前に下菅谷地区環境防犯推進協議会の90名が龍ヶ崎市のごみ焼却施設最終処分場、農業公園豊作村、温浴施設の湯ったり館等を視察したときの資料でございます。上部はそれらの配置図で、下部の写真は資料2のクリーンプラザ・龍の会議室において職員から説明を受けているところでございます。

それでは、資料2をごらんください。

中段に①のゴミ焼却施設における排熱ボイラーで蒸気や温水を送り、蒸気タービンで発電し、施設の照明や電気の設備に供給し、また温水は温浴交流センター湯ったり館に供給しており、しどりの湯のように重油は使用しておりません。さらに、焼却灰については、本市では群馬県草津町のウィズウェイストジャパンに処分委託料を年間約1億8,300万円支出しております。しかし、龍ヶ崎においては、クリーンプラザ・龍の場内に最終処分場を整備しておりますので、運搬費等については、わずかであります。

次に、資料3と4をごらんいただきたいと思います。農業公園豊作村には、総合交流ターミナルやレンタル農園が整備されており、野菜づくりなどで汗をかき、資料5と6の湯った

り館で入浴したり、マッサージコーナーやカラオケなどで楽しいひとときを過ごすことができる。また、2階には宿泊施設も整備されております。

ここで資料7をごらんいただきたいと思います。私は平成12年6月4日に龍ヶ崎地方塵芥処理施設等を視察を行いました。その15日後の平成12年第2回定例会において質問した会議録のコピーであります。湯ったり館等においては、かなりの収入を得ておるのとはわかるのではないかと思います。

また、資料3をごらんいただきたいと思います。本市のしどりの湯と龍ヶ崎の湯ったり館の利用者数と使用料でございます。しどりの湯の利用者数は5年間で19万5,400人ですが、湯ったり館の利用者は106万323人で約5倍強であります。また、しどりの湯の使用料金は5年間で1億2,713万円ですが、湯ったり館の使用料金は約5億4,600万円であります。さらに、しどりの湯においては、指定管理料を5年間で9,800万円を支出しているなど、財政健全化プラン推進改革による施設管理経費の抑制及び施設管理等について経費に比べて事業の内容や効果に問題があります。今後は待ったなしの課題に総力で取り組んでいただき、具体的な成果を上げることを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告3番、石川利秋議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時33分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

◇ 木野 広 宣 君

○議長（福田耕四郎君） 通告4番、木野広宣議員。

質問事項 1. 胃がん検診について。2. 市民の健康づくりの推進について。

木野広宣議員、登壇を願います。

木野議員。

〔6番 木野広宣君 登壇〕

○6番（木野広宣君） 議席番号6番、木野広宣でございます。

通告に従い質問をさせていただきます。

平成24年の第3回定例会でも質問させていただきましたが、今回今年2月にピロリ菌の保

除適用もされましたので、再度本市における胃がん検診の対策についてお伺いさせていただきます。

我が国のがんによる死亡者数は、年間30万人以上に及び1680年以来、死因の第1位を占めております。その中でかつて国民病とも言われた胃がんは、その死亡者数では肺がんの増加で1990年代に2位となりましたが、その発症者数は依然として最も多く、我が国では毎年12万人の方が胃がんにかかり5万人の方が亡くなっております。最近では、この胃がんの原因の95%以上がピロリ菌の感染由来であると発症することが明らかになりました。そして、今現在、実に3,500万人もの日本人がピロリ菌の保菌者だと言われております。ピロリ菌は1982年に発見され、その研究者らに2005年、ノーベル医学生理学賞が授与されました。

ピロリ菌は、正式な名前が「ヘリコバクターピロリ」と呼ばれる細菌の一種であります。その大きさは3ミクロン、つまり1000分の3ミリで肉眼で見えることは不可能であります。胃の粘膜をすみかにしています。最近では、このピロリ菌を早期に除菌することが胃がんの予防が可能になることが立証されましたので、現在は胃がんの専門医たちによりまして、胃がん撲滅プロジェクトの取り組みが開始されております。

胃がん研究者の第一人者である北海道大学がん内科学の浅香正博特任教授は、次のように語っております。ピロリ菌は胃の粘膜に生息する菌で、子供のころに衛生状態のよくない水を飲んだことなどで感染すると考えられております。そのため、上下水道の整備がされてこなかった世代に感染者が多く、今の若い世代では激減しております。感染によって胃の委縮が進むと一部が胃がんに進展していきます。

最近の研究で胃がんのほとんどがピロリ菌によることがわかっております。これまで胃がんは生活習慣病と言われておりましたが、1994年にWHOの国際がん研究機関がピロリ菌は胃がんの因子であると認めましたが、日本ではなかなか認められませんでした。2008年にまとめた研究で、除菌によって胃がんの発生を抑えることがわかりました。その後も、除菌と胃がんの関係を位置づける研究成果が次々に発表されるようになったのであります。

50歳代以降の場合は、内視鏡の胃炎の診断をした後、ピロリ菌の検査をして感染していれば除菌を行い、さらに委縮があれば経過診察に移行して、委縮が進んでいない人は除菌後の胃がんになる可能性は極めて少なくなります。仮にピロリ菌の感染者が、5年間で受診する割合を全体の50%の方が受診すると、胃がんで亡くなる人を現在40年間続けてきた年間5万人亡くなるというその数が3万人に減少することができるということでもあります。

若年者では、ピロリ菌に感染する人は5%前後で推計では男女とも30代までに除菌すればほぼ100%胃がんになりません。中学か高校の身体検査などにあわせて全員にピロリ菌の無料検査を実施し、感染者がその段階で除菌すればこの世代以降の人は将来胃炎はもとより胃がんの発症率はほとんどなくなり、医療費の大幅な削減にも貢献できると思われれます。

私たちは胃がんはピロリ菌の感染症であり、除菌と検診で撲滅できると、このように語っております。今は一般のお医者さんの間でもピロリ菌が胃がんの原因であるという事実は既

に常識となっているようであります。

このようなことから、今年2月21日にはピロリ菌感染胃炎の除菌について、健康保険の適用が認められるようになりました。これはピロリ菌胃炎に対して7日間薬を飲み続けて治療する方法でございます。高齢者のピロリ菌感染者は、8割に及ぶとの報告もあります。団塊の世代も数多く感染していると見られております。ピロリ菌感染が慢性胃炎を引き起こし、そこから胃潰瘍や十二指腸潰瘍、委縮性胃炎を経て胃がんへと症状が進んでいくということでもあります。ピロリ菌感染胃炎をきっちりと治療していれば、ほぼすべての胃の病気を防げるという期待も広がっております。

今回の保険適用の拡大は、胃がんの芽を摘むチャンスを広げたという意味で極めてその意義は大きいことでもあります。これまで尽力されてこられました専門医たちは、それで今年は2013年を胃がん撲滅元年と位置づけました。

本市にありましても、市民の命を守る、市民の健康を守るということは、行政の取り組むべき最優先課題であります。だれしも胃がんにはかかりたくありません。もしその予防方法があれば市民はこぞって希望するのではないかと思います。胃がん撲滅元年にあたり、本市におきましても、胃がんを予防し、胃がんで亡くなる人を1人でも減らしたいとの強き方針を打ち出していただき、胃がん撲滅への対策を積極的に推進してほしいと要望いたします。

そこで、まず本市で実施している胃がん検診の現状と課題についてお伺いいたします。胃がん検診に対する年間の予算はいくらぐらいかお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） お答えいたします。

平成24年度の胃がん検診のための委託料は784万7,000円でございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） 次に、受診者数は何人ぐらいなのかお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 24年度胃がん検診受診者数は2,360人でございます。

○議長（福田耕四郎君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） ピロリ菌保持者の追跡調査では、感染していた人の3%が胃がんになっていて、除菌すれば胃がんの発生率がその3分の1になるとの意見があります。ピロリ菌検査を実施し、保有者には除菌すれば胃がん予防に大きな効果が期待できますので、ぜひピロリ菌検査を実施してはどうかと思いますが、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） お答えいたします。

厚生労働省はピロリ菌感染と胃がん発症に因果関係があることは認めております。しかしながら、ヘリコバクターピロリ抗体の胃がん検診については、死亡率減少効果の有無を判断

する証拠が不十分であるため、住民検診、職場検診等の対策型検診として実施することは進められない。ただし、人間ドックなどの任意型検診として実施する場合は、検診提供機関は死亡率減少効果が不明であることと不利益について十分説明する責任を有し、その説明による個人の判断による受診は妨げない。このようにがん検診ガイドラインにおいて示しております。

したがって、現段階では、市が胃がん検診としてピロリ菌検査を実施する状況にはないと考えております。

○議長（福田耕四郎君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） 残念ながら前回の答弁と同じような返事でありました。バリウム検診とABC検診でありますけれども、簡単にいってしまえばバリウム検診というのは、これまでの検診、ABC検診はこれからの検診というふうに言えるのではないかと思います。もともと胃がんになるもとを予防するという1次予防、そしてできてしまった後で早期発見、早期治療する。どちらがいいかということを考えれば、やはり先に原因を除去することのほうがすぐれものではないかというふうに思っておりますし、両方とも検診した結果でチェックが入って精密検査が必要となることになれば、内視鏡、つまり胃カメラで診てもらおうという順番になるわけでありまして。結果的には、そういう対象の方は胃カメラにもなるわけなので、この2つの検診を比べたときには、やはり2つとも一緒に受ける必要はないのかというふうに思うわけでございます。どちらの検診のほうがすぐれものかと申し上げれば、今申し上げましたように、胃がんの原因のほとんどがピロリ菌ということが特定される時代になりましたので、簡便さや費用の面から見てもまた苦いというか、バリウムを飲む必要もなく、簡単な血液検査で済んで、またはピロリ菌がいるかどうかすぐわかるこのABC検診のほうが私はすぐれものだと思っております。胃がん検診というとバリウムを飲むレントゲン法が一般的であります。前回も説明させていただきましたが、最近注目を浴びているのが血液による検査方法です。この検査の特徴は何といっても手軽に受けられるという点であります。レントゲンのように食事の制限もなくわずかな血液をとるだけで、診断が可能なのであります。従来のレントゲン法と比べてみると、まず利点として、1番、胃がんの発見率が高く特にがん検診の目的である早期がん、つまり助かる胃がんの発見率が高いこと。2番として、検査が受けやすく多数の検診が可能。3番として、レントゲン被曝などの問題がなく安全性が高い。4番として、費用が安いなどであります。これからの胃がん検診は、血液検診が主になっていくものと思われまして。

実は、今年度、東京都町田市では、10月から5年間で全成人を対象にピロリ菌の無料検査を行います。また、兵庫県の篠山市では、胃がんリスクの検診の無料クーポン券を発行して、40歳と20歳を対象に行っています。茨城におきましても、9月1日の新聞に出ておりましたけれども、市町村のがん検診を50%目指すとありました。

那珂市としましても、ぜひ検診率アップに向けてご検討くださることを要望し、この質問

を終わらせていただきます。

次に、市民の健康づくりの推進について質問させていただきます。

我が国における高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が増大しております。健康づくりや疾病予防を積極的に推進するための環境整備が要請されております。このような中、国民健康づくり運動として健康寿命の延伸、生活の質の向上を実現するため、健康づくりや疾病予防を積極的に推進する。そのため、早急に法的基盤を含め環境整備を進めるとの指摘がありました。

これを受けて政府は、健康日本21を中核とする国民の健康づくり、疾病予防をさらに積極的に推進するため医療制度改革の一環として平成14年3月に健康増進法案を提出しました。8月2日に公布され、その対策として運動教室や運動自主活動支援等の活動など、また、その他の事業を通じて健康増進、体力改善の老化防止、生活習慣病を予防するために積極的に事業に取り組んでいくことが大事である。また、高齢化の進展に伴い介護保険などの予算規模は増加することが予想されております。

ここで議長の許可を得ましたので、資料を見ていただきたいと思います。これは先日、平成22年の市町村別平均寿命が公表されたところであります。那珂市は男性の平均寿命が80.2歳、女性の平均寿命が86.8歳といずれも、茨城県内では2位となりました。これは大変喜ばしいことであります。

初めに、平均寿命とは何なのか。どのように算出するのかお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 平均寿命の算出方法ですが、我が国の死亡状況が今後変化しないと仮定し、各年齢の者が1年以内に死亡する確率や平均してあと何年生きられるかという期待値を死亡率や平均余命などの指標によってあらわしたものでございます。

平均寿命は、出生児、つまりゼロ歳児の平均余命を指して言うものでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） 次に、平成22年の平均寿命は5年前の平成17年に比べて男女とも大きく寿命を延ばしました。男性は平均寿命が78歳から80.2歳と2.2歳ふえ、女性は85.1歳から86.8歳と1.7歳ふえております。順位でも男性では県内23位から2位に、女性は27位から2位と大躍進しております。このような成果を上げた具体的な理由がありましたら、ぜひお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 平均寿命は各年齢の死亡する確率によって出されますので、乳幼児などの死亡数によっても大きく影響を受け、その数値は変動してまいります。今回、那珂市がこのような喜ばしい数値となりました要因は、特別な事業や活動の成果というよりは、市民の健康に対する意識の高まりが平均寿命を押し上げたものと考えております。

なお、本市のシルバーリハビリ体操指導士会、ひまわり山の会、総合型地域スポーツクラブひまわりなどの団体は熱心に自主的な活動に取り組み、これらの団体の参加者は年々増加し、市民の健康づくりに大きな役割を果たされており。

また、食生活改善推進協議会は、食生活の面から市民の健康づくりに寄与されており。平成24年の市民アンケート結果では、自分は健康である、どちらかといえば健康であると回答された方が全体の75.5%いらっしゃいました。また、アンケートに回答された方の93%以上の方が食事や栄養のバランスに気をつけている、散歩や運動を行っている、たばこやお酒を吸ったり飲んだりするのを控えている、健康診断を受けているなどの健康対策をとっています。こうした市民の一人一人の健康に対する取り組みが、今回の成果に結びついたものと推察しております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） 今、答弁いただきましたように、那珂市の方も全体の75.5%の方が健康であると答えられました。そして、市民の健康に対する意識は年々高まっていることがわかります。

そのことを踏まえて、健康マイレージについて質問をさせていただきます。

健康マイレージは、健康診断受診者、健康のための教室、活動、講演会への参加者、スポーツ教室や大会への参加者等にポイントを与えて、ポイントに応じて施設サービスや景品等をプレゼントすることにより、健康増進についての意識を高めるための新たな取り組みであります。平成19年度には静岡県の袋井市が最初に取り組み、茨城県においても平成22年度につくば市が取り組みました。

健康マイレージの現状についてお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） お答えいたします。

議員のご指摘のとおり、平成19年度に静岡県の袋井市が全国に先駆けて実施しました新しい事業であります。静岡県では、現在県が中心となって、その普及に取り組んでいると聞いております。

茨城県内におきましては、平成22年度のつくば市に続いて、平成24年度には神栖市が開始しております。全国的に見ますと健康マイレージに取り組んでいるのは現在までのところ、まだ全国でも一部であり14市町村に限られ、まだ広まっていない状況にあると考えます。

○議長（福田耕四郎君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） 健康マイレージを市で導入するときには、どのような事業や活動にポイントに付与できるかお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 健康マイレージのポイントの付与対象でございますが、健

康診断受診者、健康のための講演会参加者、介護予防教室、食育教室、スポーツ教室などの参加者、健康のための行事、活動の参加者、禁煙の成功者、健康診断の数値が前年度より改善した人、スポーツ大会の参加者などが考えられると思います。

○議長（福田耕四郎君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） では、健康マイレージは、市民の健康に対する意識づくりに大きく役立つと考えますが、市は導入する意思があるかをお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） はい、お答えいたします。

健康マイレージは取り組み方法によっては、市民の健康に対する意識高揚のきっかけづくりになると考えますが、既に実施されております市町村の現状を見ますと、対象事業の範囲の拡大や魅力ある景品の確保に苦勞しているようにも見受けられます。当市におきまして、実施するにあたり、財政事情が厳しい中で景品に係る費用やサービスに提供できる施設が少ないなどの問題、課題があるかと思ひます。

これらのことから、健康マイレージは1市町村が単独で実施するというよりも、広域的に実施するほうがより効果的であると考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） それでは、那珂市としましては、今後どのように健康の増進を進めていくのか説明をお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 先ほどの答弁と重複する部分もございますが、平成22年の那珂市の平均寿命は県内2位まで躍進いたしました。これは食生活改善推進委員さんによる食育活動をはじめとして、健康やスポーツの推進活動に参加していただいている市民の皆様の活動の成果と考えております。

今後とも、現在の活動を引き続き実施するとともに、活動のさらなる充実を図り、より多くの市民の方に健康についての意識を高めていただくことで、健康寿命の延伸を図ってまいりたいと考えます。健康寿命とは2000年に世界保健機関WHOが初めて提唱した概念でございます。

健康寿命にはさまざまな定義がありますが、我が国では、客観的な日常生活に制限のない期間の平均を主たる指標に、主観的な自分が健康であると自覚している期間の平均を副指標に相互に補完性のある評価をしています。平成25年度から今後10年間の国民健康づくり運動の指針となる健康日本21第2次対策においては、具体的目標の第1番目に平均寿命の延伸と健康格差の縮小を掲げました。平均寿命の伸び以上に健康寿命を延ばすことは、持続可能な社会保障制度を維持する上で極めて重要であるとしています。

市町村ごとに健康寿命の統計データはありませんが、参考までに2010年の茨城県の健康

寿命は男性71.32歳で全国第4位、女性は74.62歳で全国第7位でございます。この茨城県の健康寿命と本市の平均寿命の差を計算しますと、男性は8.88歳、女性は12.18歳となります。つまり平均しますと、本市の男性は約9年間、女性は約12年間に介護や医療を受けるなど、日常生活に制限される期間であると言えます。

本市の健康づくりの目標として健康寿命を延ばし、さらに平均寿命と健康寿命の差を縮小していくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） 今、ご答弁いただきましたが、厚生労働省が健康日本21の取り組みの一環として、平成20年度から新たに展開する国民運動で適切な運動、適切な食生活、禁煙といった健やかな生活習慣の爽快感を国民一人一人が実感し、自発的に生活習慣を改善していくことを目指し、特定健診、特定保健指導をはじめとするハイリスクアプローチとともに、産業界を含めて健康づくりに関するさまざまな機関がポピュレーションアプローチとして国民運動を積極的に展開することにより、社会全体により生活習慣を実践する機運を醸成し、国民の行動変異を促すこととあります。

那珂市は、住みよさランキングで上位に入ってきたわけでありますから、ぜひとも多彩な健康づくりのために、さらなるご尽力をお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告4番、木野広宣議員の質問を終了いたしまして、暫時休憩をいたしましょう。

再開を2時10分といたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時12分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

◇ 筒井かよ子君

○議長（福田耕四郎君） 通告5番、筒井かよ子議員。

質問事項 1. こども発達相談センター「すまいる」の開設とその後について。2. 那珂市の特産品について。

筒井かよ子議員、登壇を願います。

筒井議員。

〔1番 筒井かよ子君 登壇〕

○1番（筒井かよ子君） 議席番号1番、筒井かよ子でございます。

通告に従いまして質問させていただきます。

1番. こども発達相談センター「すまいる」の開設とその後についてお伺いいたします。

那珂市に住みたい、住んでよかったと実感できる生活環境の充実には治安、インフラ、福祉、教育など、さまざまな面が考えられますが、今回は子育て環境の点から考えてみたいと思います。「はえば立て、立てば歩めの親心」、子供の成長はご両親にとっては未来への希望であり、生きがいでもあります。何事もなく健やかに成長してくれることを望んでやみません。しかし、子育ては育児書どおりにはいかないことが多く、いろいろな場面で不安や悩みを抱えて過ごすこともままあります。特に発達に関する不安は大きいものです。将来を担う子供たちが、よりよい環境の中で成長してゆけることは大変重要であります。一人一人の子どもの尊厳と自由が等しく尊重され、安心して住み続ける町の実現のため、教育的及び医療的側面からの総合的な援助を行うとともに、その保護者を支援する拠点施設となることを目的として、今年4月から、こども発達相談センター「すまいる」の運営が開始されました。そして、開設から5カ月が過ぎました。開設に当っては、我が子の発達に不安を覚える保護者の方々からの熱心な要望があり、ここに至った経緯があります。

そこで、保健・福祉・教育の観点からしますと、どのような点で多くの要望があったのでしょうか。お願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） お答えいたします。

保健センターのどんどろクラブや幼児の教育相談室、社会福祉協議会が実施しているおもちゃの図書館ひよこ教室などを利用している保護者の方からは、早期に発達障害を含むすべての障害児が利用できる療育の場の設置と分散している相談窓口の一本化、継続した支援体制の整備をしてほしいという要望が多く寄せられておりました。

また、就園、就学時の特別支援に関する情報をわかりやすく提供してほしい。最初の一步が踏み出せないなので、もっと気軽に相談できる場所が欲しいという要望もございました。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） このように大きな期待のもとに開設いたしましたが、開設後にこのセンターを市内の多くの方々知ってもらうために、どのような方法で皆さんにお知らせしておりますか。伺います。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 健康推進課で実施しております乳児家庭全戸訪問、各種母

子健康診査事業において、こども発達相談センター「すまいる」のパンフレットを全員に配布しております。

また、すまいるで実施している事業等を広報なかで連載し、すまいるではどのような相談ができるのかを周知しております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 保護者の皆さんはいろいろな情報によってこのセンターの存在を知ったことと思います。そして、現在何名の方が相談センターを利用されているのでしょうか。お願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 相談件数で申し上げます。開所後、1カ月の5月14日時点の相談件数は83件でした。その後、ふえておまして最新の9月3日現在の相談件数総数は155件と5月の時点より72件の増となっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 155名という多くの方々が利用されていらっしゃるのことがわかります。相談に訪れていらっしゃる皆さんの相談内容というのはどのようなものなのでしょうか。お願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） お答えいたします。

言葉が出ない。言葉が繋がらない。発音が気になる。言葉のやり取りが難しい。発達が気になる。日常生活などのかかわり方を相談したい。集団生活になじめない。友達と遊べない。療育など訓練や福祉サービスについて相談したい。就園、入所、就学のことについて相談したいなどのさまざまな相談が寄せられております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 多岐にわたるご相談に対して、実際の活動内容はどのようになっているのか。教えていただきたいです。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 各種相談といたしまして、随時行っている電話相談や来所による個別相談、年7回実施する保健所主催を含む発達支援相談、直接施設を訪問し、施設職員の相談やその施設に通う在籍児の保護者の相談にも応じる巡回発達相談、また、子供の発達の様子を把握し、かかわり方や支援のための手がかりをつかむことを目的とし、保護者の同意のもとに発達検査等も実施しております。

療育教室といたしましては、まず幼稚園入園前の乳幼児とその保護者を対象とし、親子で

参加する集団のここに教室がございます。現在、4クラスで1クラス月2回実施しており、現在定員を超えております。8月1日現在で、総定員40組のところ、43組の方がご利用なされております。

次に、個別指導小集団のおひさま教室ですが、こちらは子供の特性を生かしながら、苦手さを支援していく教室で、ほぼ定員枠いっぱいの49名の方の利用となっております。

その他、ポータープログラム、これは発達障害の乳幼児に対する早期教育プログラムでございます。ポータープログラムの指導教室があり、月1回で9組の親子が通級しております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） さまざまな教室で多くのお子様たちが通われていることがよくわかります。子供が成長してゆく過程にはさまざまな変化があらわれます。発達の段階で起こる状況に保護者の方々は一喜一憂され、時には外のお子さんと比較して必要以上に悩んだり、苦しんだりすることもあると思います。敏感に感じ取るのは、やはり母親ではないでしょうか。もちろん、お父さんもご家族も深くかかわることは言うまでもありません。心の悩みを受けとめてくれるセンターがあることは、保護者にとっては非常に安心できることです。そこで保護者の方を対象とした心身のケアの教室などは開催されているのでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 今年度はペアレントトレーニングの講座を開催いたします。定員10名で現在広報なかで受講生を募っているところです。年3回の受講を通して親としてどのように子に接していけばよいのかを考える講座を予定しております。これからも各種教室、講座を開催する予定であります。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） ご家族の方は、時には周囲から発達障害に対する誤解もあるのではないかと思います。誤解の解消にはどのように対処されているのか。お願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 発達障害は子の障害の特性により、さまざまな姿が見られますので、まず発達障害とはどのような障害なのかという理解者の裾野を広げていくことが大切かと思われま。特に気になる行動や発達のおくれなどはその障害の特性からのもので、しつけによるものではないことをお知らせしてまいりたいと考えております。これらのことが理解されないために、保護者、特にお母さん方がおまえのしつけがなっていないからとか、だれだれさんの家では子供のしつけができていないなどの誤解が生じるようになっております。

発達障害とは何かを市民の方に知っていただくためにも、これからも広報なかのすまいる

コーナー等を利用してお知らせいたしますとともに、さまざまな機会を利用して発達障害に対する誤解の解消に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 大変重要な位置を占めているこの発達相談センター「すまいる」ですが、近隣の市町村の中で那珂市のこのセンターはどのような評価を受けていると考えられるでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） 過日、茨城県発達障害者支援センター主催による発達障害者支援委員育成研修会におきまして、先進市町村として講座の一部を当センターの職員が講師となって担当いたしました。那珂市こども発達相談センターの運営等について事例を紹介いたしました。発達についての総合的な相談窓口として各種相談事業や療育指導を行い、保健・福祉・教育の関係部署を統合した本市のセンター方式は、先進的なモデルとして期待されていると自負しております。

なお、参考までに、発達障害の相談や療育に関するセンターを設置しておりますのは、水戸市以北の市町村では、水戸市、ひたちなか市、那珂市、東海村、日立市の4市1村でございます。他市は、対象児を三、四歳からの受け入れ、あるいは福祉部門か教育部門のどちらかの色合が濃い、このように認識しております。

一方、本市の特徴でございますが、先ほど申しましたように、保健・福祉・教育の縦割りの弊害をなくし、ゼロ歳児から受け入れる相談支援体制をとっていることでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 外の市町村には余りない体制をとっているということで、大変心強く思います。今回、打ち合せの中でさまざまなお話を伺うことができました。その中で感じたことは、那珂市の発達障害児の療育に関しまして、人材その他の面でさらに配慮していただきたいと痛感いたしました。障害を持っている、あるいは疑いのあるお子さんに対する支援について、市長はどのようにお考えをお持ちでしょうか。お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（海野 徹君） はい、お答えいたします。

考えを示せということなんですが、こども発達相談センターにつきましては、議員の皆様のご適切なアドバイスやお力添えをいただきまして、本年4月に開設することができました。大変ありがたく思っております。

振り返ってみますと、2年前、発達障害児をお持ちのお子さんの3人のお母さん方から障害児福祉についての要望を直接お受けいたしました。その際に障害を持って生まれてきた子の子育ての大変さ、周りの人の偏見や中傷などで子供の療育の仕方を悩んでいる。将来の幼

稚園に入ることですね、就園。それから学校へ入る就学をどうしようか。そして、那珂市は集団で療育を受けられる場はないので、隣の水戸市などでお世話になっていることなど、さまざまな不安や悩みをお聞きいたしました。私はこのこども発達相談センターを心身の発達におくれのある、またはその疑いのある乳児及びその保護者とその関係者のための総合的な相談を受けられる窓口にしたいと考えておりました。そのためにも私の考えを職員に指示し、今後も相談支援体制の充実・強化を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 市長の今のお考えをお聞きしまして、那珂市の子育ての環境がますます充実し、住んでよかったと思える町になるであろうことを実感いたしました。

続きまして、2番目の那珂市の特産品についてお伺いいたします。

昨年6月の一般質問で質問させていただきました折、那珂市の特産品の開発に当たっては、地場産業の振興や地域の活性化のために、当市のイメージに適した商品の開発については、事業に要する開発の経費の一部を補助する制度により、募集を行っているという答弁をいただきました。

さらに、インターネットを開いてみますと、那珂市では、那珂市の地域資源ヒマワリ、那珂かぼちゃを使った特産品の開発を積極的に進めており、ヒマワリ、カボチャの1次加工品を製造し、それを使った特産品開発に取り組んでいただける市内の業者、市民のアイデアを募集しているという記事があります。

この募集による成果についてお伺いいたします。

まず、この取り組みによって生まれた製品がありましたら教えていただきたいと思います。さらに、現在、生産者と協力のもと新しく特産品として開発しているもの、あるいは準備中のものがありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

まず、取り組みでございますけれども、特産品開発及び販路開拓支援事業といたしまして、平成22年と23年度に市が商工会に委託した事業でございます。地域資源を活用した商品の開発及び販路の開拓、拡大等、地域商業の活性化を図るものでございます。市内の事業者の協力のもと、まずは1次加工品の製品化とそれを素材に使用した2次加工品の製品に取り組みをいたしました。1次加工品といたしましては、ひまわりオイル、ひまわりパウダー、那珂かぼちゃパウダー、那珂かぼちゃペーストなど、8品目が素材として開発をされております。2次加工品でございますけれども、かぼちゃ米粉ロール、かぼちゃパイ、かぼちゃコロッケなど14品目が試作されまして、一般の市民の方からもアイデアとしてかぼちゃ、ひまわりオイルのドレッシングなど、7品目がそろいましたが、現在商品として販売されているというものは残念ながらございません。

しかしながら、現在は市内業者の独自の取り組みによりまして、ひまわりうどん、ひまわりカステラ、かぼちゃバームクーヘンが商工会のアンテナショップナカマロちゃんのお店で販売をされております。

また、ひまわりコロッケにつきましては、個人の商店で製造販売されておりました、これについては、東京の港区の区民まつりなどにも出品をしておりました、大変好評でございます。

続いて新たな特産品でございますけれども、市の産品開発補助事業を活用いたしまして、商工会の菓子製造販売業者研究会というところで、カボチャと米粉を使用した新たな産品を現在研究・開発中でございます。

それから、農政課でございますけれども、農政課におきましては、県の緊急雇用創出事業を活用いたしまして、農産物加工品事業をふれあいファーム芳野に業務委託をしております、事業内容につきましては、管理栄養士などの免許を有している者2名を雇用いたしまして、那珂市の農産物加工品を使用した特産品づくりを1年間かけて行うものでございます。カボチャ、それから青大豆のオカラを原料として使用しているものが多く、現在約70品ほどの試作品を製作中でございます。この中から評判のよかったものを直売所などで販売をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 平成23年度の特産品及び販路開拓業務、いわゆる産品開発事業において、ヒマワリ、那珂かぼちゃの2つに決められたのはどのような理由からでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

まず、ヒマワリについてでございますけれども、ヒマワリは市の花ということでございます。市のイメージ向上とPRに資するものであるとして広く市民に親しまれておると考えております。また、那珂かぼちゃにつきましては、品種はみやこかぼちゃというものでございますけれども、独自の生産管理をしております、品質がよいカボチャとして大変好評で、県の銘柄産地指定に向けた取り組みを以前から支援をしてきた農作物でございます。事業者のみならず、一般の市民の方からも広く特産品のアイデアを募集するために応募しやすいヒマワリと那珂かぼちゃの2つに絞ったものでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 私には外にもゴボウや干し芋、パパイヤなど、たくさんあると思いますが、その中で今回はパパイヤに注目いたしました。那珂市では、パパイヤは野菜として生産されております。

原産地沖縄の八重山地方では、昔から野菜としての青パパイヤは命の薬とされてきたそう

で、酵素と栄養素がたっぷりの美容と健康に最適の野菜です。特に血糖値の高い方には、大変効果があると言われております。

茨城県では、生産は北限とされ、大変珍しいとのことで、東京にあります茨城県のアンテナショップ茨城マルシェの店頭にも並んでおりますが、なかなか盛り上がりを見せているように見受けられました。そこで、那珂市の特産品として取り上げ、市民も生産者として加わり、さらに加工品として愛用していただきたいと考えますが、いかがなものでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

青パパイヤでございますけれども、議員からも今説明がございましたけれども、消化、それから栄養の吸収、新陳代謝や免疫の促進といったものにさまざまな働きをする酵素の含有量が非常に高いという特徴がございます。ただし、先ほど議員がおっしゃられたように、青パパイヤについては、茨城県が北限というようなこともありまして、関東方面ではパパイヤを野菜として食べるという習慣も今までなかったということから、知らない方が多いのではないかと思います。

市といたしましては、6次産業の推進も含めましてイベントなどにおいて、青パパイヤの加工品PRを行ってまいりました。現在市内において、青パパイヤを作付している方もふえていて聞いております。市としましても、今後農家の方がみずから生産、加工・販売に取り組む青パパイヤ加工品をはじめ、甘藷品種「いずみ」のほしいも、それから平飼いの鶏卵からつくるシフォンケーキなど、6次産品のブランド化に向けて農・商・工連携による各種イベントなどでさまざまな機会を通し、情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） ぜひ、インパクトのある特産品が誕生しますことを望んでおります。そして、特産品といいますと、食べ物と考えがちですが、木工品や陶芸品、文化的な製品も含まれると私は解釈しております。

その点からしますと、那珂市には「倭文織」という織物があります。奈良時代には倭文の一带は織物の里だったと言われております。そのことから、この地域は倭文とも言われたそうです。常陸二ノ宮の静神社には織物の神が祭られ、古代から織物の生産が盛んだったことがしのべられます。倭文織の復元運動は倭文織グループに引き継がれて現在に至っております。作品はタペストリーや敷き物など多岐にわたり、この秋、曲がり屋で作品展が開かれる予定でもあるとのこと。このように歴史のある文化的な財産を後世に引き継いでいくには、市民が一体となって理解を示し、那珂市全体で守っていくことが大切であると考えます。倭文織について理解を示していただければと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

倭文織というものは、常陸の風土記に「郡の西十里に静織（しどり）の里あり」と記されており、コウゾやカラムシなどの自然植物繊維を使用し、織られていた織物で朝廷にも献上されていたと言われております。そのような古文書が残っております。現在、文化協会に所属しております倭文機グループ「手しごと」が倭文織を復元し、作品づくりに取り組みながら八重桜まつりの外、ただいま議員のほうからありましたように、近々、曲がり屋においても展示販売をしながら、その傍らPR活動に励んでいるということを知っております。また、瓜連小学校の「しず織クラブ」では、実際に児童が機織り機で作品づくりに取り組みながら倭文織の継承活動をしております。倭文織は那珂市に古くから伝わる貴重な伝統工芸でございますので、市内外に広くPRをし、那珂市の伝統的な工芸品として育つように支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 今のお答えをお聞きしまして心強く感じました。私はこのような伝統を引き継ぐ若い力と感性が那珂市の発展のために必要不可欠であると痛感しております。

那珂市内には水戸農業高校、那珂高校、さらに茨城女子短期大学があります。この若い頭脳を取り入れて、那珂市の発展につなげていけないものでしょうか。高校生、大学生に参加していただき、市と共同開発の新しい特産品が誕生したならばなんとすばらしいことでしょうか。そして、若い方々の情報発信力で、市内外に向けてアピールしていくのも、これからの那珂市の明るい未来につながると大いに期待しております。

今回はこの件については、答弁を求めませんでしたでしたが、機会がありましたらぜひお願いいたします。また、那珂市の特産品や名産品は、市民みずからも自信を持って内外に発信し、元気な活気あるまちの実現のために盛り上げていきたいものと考えております。

以上で私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございます。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告5番、筒井かよ子議員の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開を2時55分といたします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時55分

○議長（福田耕四郎君） それでは、再開をいたします。

◇ 小 宅 清 史 君

○議長（福田耕四郎君） 通告6番、小宅清史議員。

質問事項 1. シティプロモーションについて。2. 行政評価のあり方について。

小宅清史議員、登壇を願います。

小宅議員。

〔3番 小宅清史君 登壇〕

○3番（小宅清史君） 議席番号3番、小宅清史でございます。ちょっとぜんそくで発作が出ておりました、一部お聞き苦しい点があるかと思いますが、ご了承いただければと思います。

では、通告に従いまして質問させていただきます。

シティプロモーションについて。シティプロモーションという言葉があります。定義としましては、地域を持続的に発展させるため地域の魅力を地域内外に効果的に訴求し、それにより人材・物財・資金・情報などの資源を地域内部で活用可能としていくことということです。積極的に取り組んでいる自治体では、シティセールス戦略プランを策定し、強い都市ブランドの構築をすることにより、ここで生活をしたい。ここでビジネスをしたい。ここに遊びに来たいと思わせるセールス活動を行っています。みずからの自治体をどうPRしていくか。どう魅力的なまちに見せていくかが重要なポイントで、わかりやすく言えば芸能事務所がタレントをプロモーションしていくように、何で売り出していくかを明確にし、私たち那珂市民が那珂市をプロモートしていくことがシティプロモーションです。

東洋経済社が出版した2013年度都市データパックによりますと、全国800自治体の住みよさランキングで那珂市は59位にランキングされました。これはすばらしい結果ではありますが、その細かい指標を見ると決してもろ手を上げて喜んでいい状況とは言えません。安心・利便・快適・富裕・住居という中科目を見ると、100位以内に入っている項目は一つしかありません。利便が71位になっていますが、安心は326位、快適は371位、富裕は382位、住居は181位です。成長力は593位、民力度553位と辛うじて中の下というところについています。小科目で見ると秀でたものがあるわけではなく、持家世帯比率が76位、乗用車保有台数89位、建物火災出火件数30位と生活基盤の有利性は認められますが、これは市民個々の努力によるところが大きいと思われまます。

地方自治体は、既に地域間競争に入っており、市民が自治体を選ぶ時代に来ております。ですが、すべての充実を図り満遍なく順位アップとは簡単にいくものではありません。那珂市として、今後どこを重点にしてそこをどうPRしていくのかについてお聞きします。ですので、私もここを重点にしていけばいいのではないかという部分をご質問いたします。

核家族化が進む中、若い世代にとってどこに居を構えるか。どこに生活の基盤を置くかは非常に広い選択肢から選ぶこととなります。モータリゼーションが進み、縦の移動も横の移動も容易になったことにより、那珂市は水戸市、旧勝田市、東海村、日立市のベッドタウンとして人口をふやしてきました。西から南にかけて那珂川、北を久慈川、東を国道6号が走

り、かつてはそれらが往来の障害となっていました。しかし、先人たちの努力により現在は
そのすべてに立派な高架橋がかかり、非常に利便性が上がりました。しかし、震災の際に、
橋が通行できなくなったとき、私たちはこの那珂市が陸の孤島であることを痛感させられま
した。さらには、先日のJ-PARCの事故など、近隣に多くの不安要素も内在しております
。そんな状況にありながら、今後若い世代に那珂市を選んでもらうため、どのようなアピ
ールが必要か。

まずは子育て環境について考えていきたいと思えます。少子高齢化と言われていますが、
子供を産まない理由のアンケート結果があります。大きな理由として経済的理由を挙げる人
の割合が一番ですが、次に子育て環境を挙げる人たちが多くいます。かつては三世同居が
当たり前であり、おじいちゃん、おばあちゃんが孫の面倒を見るという環境がありました。し
かし、現在は随分環境も変わり、夫は両親のそばではなく、奥さんの実家に住むという家庭も
ふえてきています。これは核家族化が進んできたこと、車による移動が楽になり、どこに住
んでも不便を感じないこと。日本人の行動範囲が広くなり遠方の人と結婚するケースがふえ
たことなどが考えられます。やはり住む場所、住む環境は子育て環境を重視する女性が主導
権を持っていることが多いことが考えられます。

那珂市で子育てをするとこんなメリットがあるよと言えるものが何かないものかなと考
えます。週刊東洋経済で先進自治体の例を掲載していましたので、紹介していきたいと思
います。

子育てにおいて評価が高い江戸川区を例にとりますと、乳児養育手当や保育ママ制度を
実施しています。乳児養育手当は零歳児を育てる世帯には月額で1万3,000円の補助を出
しています。さらに私立の幼稚園に通う世帯には入園料の8万円、保育料を最大で月額2
万6,000円補助しています。

そこでお聞きしたいのですが、このような幼い子供を持つ家庭の幼児養育手当の支給を
今後していく予定はございますでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） お答えいたします。

現在のところ、児童手当以外の現金の支給をする予定はございません。その理由を申し
上げます。現在、児童手当として3歳未満児については月額1万5,000円、3歳から小学校
終了前の第1子、第2子については1万円、第3子以降については1万5,000円、中学生に
ついては、一律1万円を支給しております。また、所得制限を設けており、限度額を超
えている方には、児童1人当たり一律月額5,000円をお支払いしております。昨年度、
児童手当の総額として本市が支出いたしましたのは、約8億9,000万円強の扶助費でござ
います。マル福の拡充や保育体制の整備、発達障害や子育ての相談体制の充実など、子
育て支援に関しましては、さまざまな課題がございます。現在の児童手当が十分な額
とは申しませんが、今後も外の施策とのバランスを考慮してまいりたいと考えており
ます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） ありがとうございます。江戸川区の制度は大盤振る舞いな感じもありますが、若い世代が移住して来てくれることで税収も上がるわけですから、そこに集中的に予算を使うというのは流入人口対策としては有効ではないでしょうか。

続けて、保育ママ制度についてお聞きします。

江戸川区では、子育てするには親のぬくもりとスキンシップということで、1969年から保育ママ制度にこだわって実施してきているそうです。そこで、共働き世帯への支援として保育ママ制度を活用していったらいかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） お答えいたします。

保育ママ制度につきましては、本市においても保育所の待機児童解消対策として平成14年度から家庭的保育事業という事業名で実施しておりました。保育ママは、平成14年度から18年度まで2名の方にお預かりし、お預かりしたお子様は平成14年度4人、15年度、16年度、18年度がそれぞれ5人、17年度は3人で行ってまいりました。しかしながら、19年度から21年度までは利用者がなく、保育ママの確保もできなかったため、それ以降、休止状態となっております。平成22年度から児童福祉法の改正により、家庭的保育事業が法定化され、基礎研修や現任研修などが義務づけられ、公立保育所が連携保育所となり支援体制をとるなど、よりサービスが拡充された形となりました。

本市においては、休止状態であったため新たな制度となつてからは実施しておりませんが、カウントされない待機者や育休明けの低年齢児の入所希望が多いこともあり、事業の再開に向けてまず来年度の総合計画の実施計画に保育ママ研修費用を乗せたところでございます。保育ママを募集し、研修を受けていただき利用者の募集につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 保育ママが有効に機能していけば地域の資源となる制度だと思いますので、適正な実施を期待いたします。

次に学童保育の現状についてお聞きいたします。

学童保育は、やはり共働き世帯にとっては非常に重要な制度です。地域によって差があるようですが、那珂市学童保育は、各地区施設が充実しており、老朽化が心配されていた芳野地区も現在建てかえが進んでいると認識しております。しかし、現在は小学校3年生までが対象で6年生以上は自宅に帰るか、また、市立図書館で時間をつぶすお子さんたちもいるとお聞きしています。学童の充実を図ることは重要ですが、こちらも予算がなければできません。ですので、お聞きしたいのですが、国や県の補助金が受けられる民間団体が運営する学

童保育を推進していったほうがいいでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷康男君） お答えいたします。

児童福祉法の改正によりまして、平成27年度から学童保育所の利用対象が小学校6年生までとなることから、当市においても現在6年生までお預かりができていない額田、菅谷、菅谷東、菅谷西、五台の各学童保育所において定員をふやす方法を考えなくてはならないところであります。今年度中に6年生までの対応ができていない小学校において、今後の4年生から6年生までの利用希望等を調査します。そのニーズ結果を見て公立で設置していくのか、補助を出して民間にお願いするのか、その際に公募という方法をとったほうがよいのか。さらに民間を利用する場合、保護者の負担がかなりふえることに対してどうするかなどについて方針を決めてまいりたいと考えております。

また、民間学童保育の動向について補足いたします。

現在、五台地区におきまして、1カ所民間の事業者が定員50名ということで、年内の開設を予定して準備を進めております。また、菅谷地区でも賃貸できる物件が見つかり次第、開設したいというお話がございましたが、こちらはその後、連絡がございません。

市としては、民間の学童保育所に対して預かっている人数に応じて運営費の補助を支給しておりますが、3分の2は県からの補助となっております。新規の設置につきましては、保育所と同様土地代は対象となりませんが、建物の建築改築費用は補助対象となります。ただし、建築改築は前年度7月が県補助の締め切りとなっており、なかなか民間の事業者からのご相談が間に合わず、同程度の補助がありますこども未来財団の補助を利用させていただいている状況でございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） はい、ありがとうございました。

こちらも今後課題が残っていく問題だと思いますので、慎重に進めていっていただいて那珂市で子供が育つ環境というところの充実を図っていただきたいと思います。

では続きまして、防災の強化に関しての施策についてお聞きします。ちばレポという言葉をお聞きになったことはあるでしょうか。これは千葉市で現在導入されているスマートフォン用のアプリです。市民がスマートフォンを通じて市役所に道路陥没の補修や倒木の処理依頼などができるシステムです。参加を希望する市民は市に登録し、専用のアプリをダウンロードします。道路の陥没箇所などを見つけたら写真を撮影し、対応が必要な内容を報告します。このようにネットを利用した双方市民参加型のネットワークをつくることで、市民同士の地域課題の共有にもなり、市民みずからが解決しようということが最大の目的だそうです。

そこでお聞きしたいのですが、そこまでは行かなくても那珂市でもそのような情報ステーションを構築し、市民から情報を積極的に公開できるシステムを構築してはいかがでしょうか。

か。現在、フェイスブックやツイッターは行われていますが、もっと発信力の強いインターネットテレビなどを利用して発信していったらいいでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） はい、お答えいたします。

インターネットテレビにつきましては、茨城県においてもいばキラTVを実施し、各種情報の発信をしているところですが、このインターネットテレビのシステム構築及び運営には莫大な金額がかかっていると同時に、専門のスタッフが必要となってくると考えられます。このようなことから、インターネットテレビの導入については、難しいものがあると考えますので、市からの積極的な情報発信としましては、現在導入しているフェイスブックやツイッターをより充実することはもちろん、いばキラTVを有効に活用するとともに、県庁記者クラブへの投げ込みや報道機関へ直接情報を提供するなど、さらに情報メール斉発信サービス、いわゆるメールマガジンの導入をすることで対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） ありがとうございます。確かにフェイスブックやツイッターは有効な手だてであると思います。であれば、フェイスブックは現在あるフェイスブックページだけではなく、市民がもっと自由に書き込めるグループページを作成することをお勧めします。フェイスブックを活用している那珂市の市役所の職員の方も少ないように感じられます。その点、副市長は非常に積極的にフェイスブックを活用されておりますので、ぜひご相談されてみてはいかがでしょうか。

フェイスブックやインターネットテレビは、地域の情報発信に非常に有効な手だてなのですが、パソコンに触れたことがない。スマホなんか使えないという方々もたくさんいらっしゃいます。そういった方々のために今テレビでインターネットが見られるシステムがございます。

そこでお聞きします。パソコン弱者のためにテレビでインターネットができて、配信を見られるシステムの設置費用を那珂市で補助してはいかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） 議員おっしゃるとおり、テレビにおけるインターネットの利用は地デジ以降、LAN回線の端子がついているテレビであれば、テレビに専用機器を設置することで可能となるサービスが開始されております。このサービスを受けるためには、専用機器の購入のために約9,000円程度、さらにフレッツ光等のブロードバンド回線及び対応するプロバイダーとの契約、料金、ルーター等の費用がかかることとなります。このようにテレビでインターネットを見るためには、それなりの費用がかかりますので、議員提案のシステム設置費の補助があれば負担の軽減につながると思われませんが、現在市ではパソコンを通しての市の情報を入手できない方には、広報なかや広報なかお知らせ版、その他各種の案内

など紙媒体により提供できていることから、補助することは難しいものと考えております。
以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） ありがとうございます。

長野県川上村というところで、こちらはレタスをはじめとする農業が村の産業の主体でありながら、村民の世帯年収が平均2,000万円を超えている場所があります。これをなし遂げることができたのは、大きな要因が20年以上前から始まった村営テレビの存在だそうです。村で放送局をつくり農家に向けて放送することで村民が一番知りたい野菜のその日の出荷指標や取引情報を得ることができたため、野菜の出荷時期が判断できるようになったことが、大きな原動力だったということです。今、インターネットを使えば昔より格段に簡単にテレビ局は開設できますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

今回はシティプロモーションというテーマでお話をさせていただきました。マーケティングでいえば、ターゲットは望むものは何かを考え、プロデュースしていくことです。流入人口をふやすことを考えるならば、那珂市に住むとどのようなメリットがあるかを考え、宣伝していかなければなりません。

そこでお聞きしますが、今後那珂市のイメージアップを図っていくために流山市のようにマーケティング室のような部署をつくってはいかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） 議員のおっしゃるとおり、住みよさランキングでは全国59位、関東ブロックで7位、県内で4位となっております。これは当市が水戸市やひたちなか市等のベッドタウンとして発展してきた経緯の中で、インフラ整備や保健福祉の充実、健全な財政運営を心がけてきたところに寄与するものと思っております。しかしながら、このような数字ランクに満足していたのでは地域間競争に負けてしまうと考えます。このためにも、議員提案のシティプロモーション活動を展開することは地域の魅力を創造し、その情報を地域の内外へ広めることで地域のイメージをブランド化することが可能です。そのブランドを育てることで、さらに市の魅力が増し、観光客や転入者がふえる。また住民に誇りや郷土愛が深まり豊かで安心した生活が送れるといった持続的に発展していく環境が構築されると考えております。

市としましては、住みよさを向上させるためにも今後も道路や下水道などのインフラ整備、保健福祉施策を着実に実施していかなければなりません。このような中、さらにイメージアップを図っていくためには、まずは人や物など地域にうもれた資源を発掘することが必要であると思います。あらゆる方面から総合的、戦略的に実施していくことが重要だと考えておりますので、部署等を含め先進事例等を調査してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） ありがとうございます。全くそのとおりだと思います。そして、那珂市という枠にとらわれず、外の市町村とも連携して魅力発信もしていくことも重要なポイントだと思います。今後、近隣の他の市町村と一緒に共同プロモーションもやっていくべきと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） お答えいたします。

現在市では、広域連携として県央地域首長懇話会や県水郡線利用促進協議会などを利用して、事業の実施やPR活動を実施しております。地域間競争が進む中、シティプロモーションに取り組む自治体がふえておりますが、営業という競争力を伴う要素もあり、民間企業等から学ぶことも多いため産官学連携による民間企業や大学からの支援と交流が重要と考えます。また、広域連携をしている他の自治体との共同により、費用の抑制と効率化を図りながら、那珂市はもとより県央地域の魅力を発信していくことも重要と考えますので、共同も視野に入れた取り組みを進めていく上で必要かと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 次へ移ります。

行政評価についてということでお伺いいたします。

昨年開催しました事業仕分けでございますが、本年も160万円の予算を割いて10月に行われます。そもそも行政を評価する、検分するという方法はいくつかございます。まずは外部評価、それから議会によるチェック、そして市民オンブズマンによる監査請求などです。

外部評価という方法は、各専門家の人たちがそれぞれの事業について評価していくもので、那珂市では従来より行ってきました。

そこでお聞きいたします。那珂市では、現在も外部評価は行っていますでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（平山俊夫君） お答えします。

外部評価につきましては、平成21年度から平成23年度まで実施してございました。平成24年度以降につきましては、外部評価にかわるものとしまして事業仕分けを実施しております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） では、外部評価から事業仕分けに移り、評価対象数はどうなりましたでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（平山俊夫君） お答えいたします。

評価対象数につきましては、平成21年度が46事業、平成22年度が31事業、平成23年度が22事業となっております。事業仕分けに移った平成24年度は16事業、今年度につきまし

では、12事業を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 外部評価が必ずしも正しいとは言いませんが、平成21年には46事業が対象になっているのに、昨年の事業仕分けでは16事業と、これでは効率を考えた場合、どうなのかと考えざるを得ません。では、外部評価から事業仕分けに移った昨年度はどのような成果がありましたでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（平山俊夫君） お答えいたします。

事業仕分けを実施する目的は、主に2つございます。一つは事務事業をはじめとした行政運営が効果的かつ効率的に行われているか。市民視点で客観的に判断してもらうことが1点目でございます。2つ目につきましては、事前準備や当日説明の過程を経ることで、職員の意識改革、資質向上を図るということでございます。職員の意識改革、資質向上が図れたかを客観的にお示しすることは難しいですけれども、事業シート等の作成過程におきまして、当該事業の経緯や数値を過去から調べ分析する。また、2つ目としましては、近隣市町村の現状を調査をする。3つ目としましては、近隣市町村の現状と市の状況を比較する。これらの過程を経ることによりまして、市の課題を浮き彫りにすることが可能となります。というような作業を行うことにより、市職員の意識改革、また資質の向上が図られていると考えております。また、不要の判定を受けました平成24年度をもって廃止しました民間交通安全指導員設置事業に要した経費、平成24年度の決算額で申し上げれば418万7,000円、これにつきましては、効果があると言えるかもしれません。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） あらかじめお伝えをいたします。本日の会議時間、議事の都合によりしてあらかじめ延長をいたしますので、ご理解を賜りたいと思います。

小宅議員。

○3番（小宅清史君） じゃ、160万の予算を使っての事業仕分けでございますが、結果としてトータルで全事業でどのくらいの予算が捻出できたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（平山俊夫君） お答えいたします。

必ずしも経費の削減することが事業仕分けの目的ではございません。昨年度の実績で先ほどお答えしました418万7,000円の予算が、今回その予算の捻出されたことになるかと思っております。また、議員にもご心配いただいているとおり、外部または市民の視点で評価してもらうことが必要としながらも、費用対効果についても考慮しなければならないのはそのとおりだと考えております。

今後につきましては、これまで行ってきた外部評価や事業仕分けの実績を分析し、もちろん費用対効果も考慮しながらどちらの手法を継続するか。あるいは新たな外部評価の方法を取り入れるか判断してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） はい、わかりました。先ほど紹介した外部評価のシステム以外に先進事例としましては、東村山市の市民参加の行政評価システムについて紹介させていただきます。

東村山市では、2011年から市版の株主総会を開催しています。企業の株主総会を模して市民が株主役となり、市長が前年度の市政運営全般について報告し、運営状況や施策が適切だったかを市民に投票してもらうというやり方です。今後新たな行政評価の一つになっていくかもしれません。

では、市とは別の機関である教育委員会、農業委員会というのがあります。こちら教育委員会等の外部評価というのは実施されているのでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（平山俊夫君） お答えいたします。

市といたしましては、教育委員会、農業委員会、議会事務局等が行っている事務事業につきましても、事務事業評価及び事業仕分けの対象としているところでございます。本年度につきましても、学校教育課、生涯学習課、それぞれ1事業が事業仕分けの対象事業として選定されているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） わかりました。今年は事業仕分けをやるということは既に決まっておりますので、まさに今準備に忙しいころだと思います。さまざまな手法がありますので、バランスよく活用していくことがよろしいかと思っております。今年は昨年以上の成果が出ますことを願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告6番の小宅清史議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（福田耕四郎君） 本日はこれにて終了し、残余の一般質問は明日9月5日に行うことにいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午後 5時03分

平成25年第3回定例会

那珂市議会会議録

第3号（9月5日）

平成25年第3回那珂市議会定例会

議事日程(第3号)

平成25年9月5日(木曜日)

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案等の質疑
- 報告第14号 平成24年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率の状況について
- 報告第15号 平成24年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による資金不足比率の状況について
- 報告第16号 平成24年度一般会計継続費精算報告書について
- 議案第49号 那珂市営住宅条例の一部を改正する条例
- 議案第50号 平成25年度那珂市一般会計補正予算(第2号)
- 議案第51号 平成25年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第52号 平成25年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第53号 平成25年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第54号 平成25年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)
- 議案第55号 平成25年度那珂市水道事業会計補正予算(第1号)
- 認定第 2号 平成24年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 平成24年度那珂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 3 議案等の委員会付託
- 日程第 4 請願陳情の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(22名)

1番	筒井かよ子君	2番	寺門厚君
3番	小宅清史君	4番	福田耕四郎君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	8番	中庭正一君
9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君

11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	助川則夫君	14番	君嶋寿男君
15番	武藤博光君	16番	遠藤実君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
21番	海野進君	22番	木内良平君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	松崎達人君
教育長	秋山和衛君	企画部長	山田行雄君
総務部長	宮本俊美君	市民生活部長	秋山悦男君
保健福祉部長	萩野谷康男君	産業部長	宮田俊三君
建設部長	小林正博君	上下水道部長	岡崎隆君
教育部長	檜山英夫君	消防長	根本榮君
会計管理者	柏村泉君	行財政改革推進室長	平山俊夫君
危機管理監	富田慶治君	総務部次長	川崎薫君

議会事務局職員

事務局長	城宝信保君	事務局次長	深谷忍君
次長補佐	渡辺荘一君	書記	二方尚美君
書記	萩谷将司君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（福田耕四郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（福田耕四郎君） 議案等説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席を求めたものの職氏名は、本定例会の冒頭に報告したとおりであります。

なお、出席者名簿については、2日目に配付してありますので、ご了承を願います。

本日の議事日程については、別紙のとおり、お手元に配付してあります。

◎一般質問

○議長（福田耕四郎君） それでは、昨日に引き続き一般質問を行います。

これより順次発言を許します。

◇ 中 庭 正 一 君

○議長（福田耕四郎君） 通告7番、中庭正一議員。

質問事項 1. 東海スマートインターチェンジについて。2. 核融合西地区について。3. 道路について。

中庭正一議員、登壇を願います。

中庭議員。

〔8番 中庭正一君 登壇〕

○8番（中庭正一君） 議席番号8番、中庭正一です。

通告に従いまして質問を行います。

質問は、東海スマートインターチェンジについて、核融合西地区について、道路問題についてであります。いろいろ絡んだご質問になりますが、前向きなご答弁をよろしくお願い申

上げます。

まず最初に、東海スマートインターチェンジについてご質問をいたします。

東海スマートインターチェンジが開通したのは平成21年3月29日と聞いております。利用状況は当初22年3月10日までは2,096台、23年度は東日本大震災によりETC無料措置が受けられたことから、大幅に増加をいたしました。そして24年度は11月31日現在で1日平均利用台数は2,994台という東海村における調査結果であります。利用者は年々増加の傾向にあるようです。

しかし、下り線については道路が狭隘の上わかりづらく、非常に不便を来しております。東海村の話によりますと、当時那珂市側の協力が必要であり、那珂市と協議を図ったが、那珂市が消極的なため、課題の解決に至らなかったと聞いておりますが、こういった経緯によるものかお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） お答えいたします。

東海スマートインターチェンジにつきましては、議員がおっしゃるとおり、平成21年3月に供用開始されておりますが、その建設場所は那珂市との境界付近であったことから、建設構想の段階でありました平成17年10月に東海村より当市に対し、共同で検討していきたいという旨の打診がございました。このことを受けまして、平成18年2月の庁議において検討した結果、東海スマートインターチェンジに接続する市道は狭隘で、その狭隘部分の拡幅には地形の関係により多額の費用がかかることが予想されること、また、将来常陸那珂地区から延びる高規格道路が常磐道と接続した場合のインターチェンジとしての関係はどうなるのか不明であること、さらには既に市のほぼ中央部に那珂インターチェンジがあるということから、市としては東海村がスマートICを設置することに異議はないが、構想に加わることは辞退するということとなりました。

このようなことから、下り線のアクセスについては、上り車線への入り口を過ぎ、二本松橋を渡ってから高速道路に乗るルートとなっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） 経緯はよくわかりました。

それでは、次の質問に入ります。

東海スマートインターチェンジの建設は、JCOの事故を教訓に避難を原点に建設したと聞いております。未曾有の原子力発電所の事故以来、広域避難ということが言われておりますが、現在の下り車線においては、大型車の利用ができない状況下にあります。

災害時にはバスで避難をすることにもなると思われまます。バス利用ができないとなれば大変なことになると考えます。那珂市では那珂インターチェンジを利用すれば十分対応できると考えているのかお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） お答えいたします。

過日、茨城県地域防災計画策定委員会の専門部会において、過酷事故を想定した住民の避難時間のシミュレーションが示され、これらのデータを参考に茨城県では、今年度末完成を目標にしている県広域避難計画を策定し、避難先や避難ルートの明示などを具体的に定めることとしております。この県広域避難計画については、市町村も加わり、作成することとなっております。その作成時に那珂インターチェンジ及び東海スマートインターチェンジを含めたあらゆる避難経路について検証をしていくこととなります。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） 一日も早く入念な検証をして、しっかりした対策をしていただきたいと思えます。

次の質問に入ります。

それでは、スマートインターチェンジの建設費用ですが、県・国の負担はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） お答えいたします。

国土交通省道路局スマートインターチェンジ制度実施要綱における事業区分におきまして、高速道路区域境から接続道路までの間の施設までのアクセス道路の整備については、当該道路管理者の負担となっております。

したがって、東海スマートインターチェンジ建設に伴うアクセス道路に係る費用については東海村が全額負担しております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） そうすると、当該道路の管理者ということでありますので、これはやる場合は那珂市の負担となるということではないんですね。わかりました。

次の質問に入ります。

現政権は原発再稼働が必要だと言っております。福島第一原発事故のあの惨状を見聞すれば、二度と起こしてはならない、起きてはならないと思わない人は誰一人といたないと思いません。

福島県において喉頭がんの検診を行ったところ、18人ががんと診断され、25人ががんの疑いありの報道がなされました。事故との因果関係はないと言っておりますが、疑わしい限りであります。いまだにタンクの水漏れ、ハイレベルの汚染水の流出など、重大な事象が起きております。人間のすることであります。必ずまた起きると言っても過言ではないと思えます。災害はいつ起こるかわかりません。備えは完璧なものにしておかなければなりません。

そして那珂市においては、米崎地区の学校が27年度に横堀小学校に統合されます。過疎化が加速されてしまいます。学校の跡地利用が非常に気になるところであります。過疎化は深刻な問題です。このような過疎化対策の面からも、ぜひアクセス道路の改善が重要です。備えあれば憂いなし。今やらなくて、いつ誰がやるのですか。そして先ほど費用は市の負担と聞きました。確かに地方自治体だけでは無理もあります。避難ゆえの道路改善なのですから、県を巻き込み国を動かすときであり、政局的にも絶好のチャンス、なせば成るの思いですが、市長の考えをお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

全国的に少子高齢化及び過疎化が進む中で、当市においてもこれらは大変深刻な問題であると認識をしております。おっしゃるとおり、道路環境含め、地域の活性化を促進することは重要な課題であるというふうに考えております。

東海スマートインターのアクセス道路の改善に関しましては、議員おっしゃるように、原子炉はとまっていますけれども、津波とか甚大な災害が発生した場合、あれで万全でということとは言えません。それから、旧動燃ですか、あそこに400トンの高レベル廃棄物等がありますので、これも大きい津波が来た場合に、福島以上の惨状になるというふうに考えております。そういったことから、災害時の避難対策などは大変重要なことであるというふうに考えておりますが、財政的な負担が大きな課題ともなります。

以前に中庭議員や、それから地元の本米崎の方々から避難道路として大型車両の通行が可能なインターチェンジに改修してほしいというような口頭要望でございますが、受けておりましたので、先般、東海村の村上村長を訪問しまして、原子力の事故等の際の避難道路の整備の一環として東海スマートインターの改修を県や国に対して要望すべきであると。那珂市としては資金負担は大変難しいけれども、全面的にバックアップしていきたいという旨の申し入れを行ってまいりました。

その後、村上村長は引退を表明されまして、現在選挙中ではありますが、このいきさつは後継に立候補してます元副村長の山田修さんも十分承知をしている内容でございます。選挙が終了したら、直ちに再度申し入れを行い、東海村と十分な協議を行うとともに、今後国及び県等の関係機関に働きかけを行うなど、地域の活性化及び市の発展に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。大変難しい案件ですけれども、おっしゃるように、今絶好のチャンスだというふうに考えております。ご要望に沿うよう、できる限りの努力をしてみたいということをお約束いたします。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） ありがとうございました。

原子力の事故の恐ろしさ、一たび起きれば東電福島第一原発事故のあの惨状です。原発事

故の惨状を東海村の村上村長さんは怪物だと言いました。その言葉どおり、人間の力ではどうにもならない妖怪変化そのものの感がいたします。原発は廃炉を望みますが、そうもいかない現状もありますので、東海村と十分な協議を重ね、県・国に働きかけ、大型車両や緊急車両が通行可能であり、そしてわかりやすい便利なインターチェンジに改善され、有事の際の備えとなり、安心して暮らせるよう万全な災害対策を期すとともに、過疎対策も急務であります。東海村では線引きを5回ほど市街化区域の面積の変更をしたと聞いております。バランスのとれた那珂市になりますよう期待をお願い申し上げます。

次の質問に入ります。

次は核融合研究所西地区についてであります。

核融合研究所西地区の売買契約が成立したと報告がありました。長年の思いがかない、うれしい限りであります。太陽光及びガス発電の企業のこと、原発の事故以来、代替エネルギーが急務となっております。雇用は余り生まれにくいかわかりませんが、原発の代替電源として、また市の大きな財源になると期待をしておるところであります。いつ事業が始まるのか大いに気になるところでございますので、質問をいたします。

所有権の移転、事業者からの開発行為、事業計画等の進展があったのか否か。なければいつごろになると聞いていますか、お伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） お答えいたします。

所有権移転につきましては、本年6月12日に売買契約が成立しております。その経過といたしましては、8月23日に所有権移転をしております。その他事業計画等につきましては、現在調整中であると聞いております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） わかりました。事業計画を調整中とのことですので、時期においてはまだ未定だということでもありますね。わかりました。

次の質問に入ります。

今までは核融合研究所が管理をされておりました。夜間照明灯の設置もあり、除草、枝払いなども適宜に行われ、安全管理がなされていたと思います。所有権が移転すれば、当然事業者管理となるでしょう。高額な投資ですから、できるだけ早い事業開始とは思いますが、遺跡などを考慮いたしますと、開発は容易でもなく、もし長期化した場合、管理費用は多額なものになるでしょう。今までのような行き届いた管理ができるのか心配であります。中学生の通学路にもなっております。最近は少しずつさんになってきたような気がいたしますので、この辺を執行部はどのように対応するのかお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） お答えいたします。

今回開発する施設は発電施設ということなので、事業を進めるに当たって警備員の配置や監視カメラを設置する計画があると聞いております。いずれにいたしましても、大規模な開発事業であり、広大な面積でもありますので、管理が行き届かず、周囲の環境に影響があると懸念される場合には、適切な管理をするよう働きかけてまいります。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） 以前、ここでは変死体騒動がありました。そのようなことにならぬようしっかりと監視をお願いをいたします。

次の質問に入ります。

税金についてお伺いをいたします。

当地は宅地1.1ヘクタール、雑種地13.5ヘクタール、山林16.6ヘクタールとなっており、うち7ヘクタールのストックヤードは21年から25年まで免税措置と認識をしておりますが、今後はどのような税になりますか、お伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

ストックヤードにつきましては平成24年度で終了していることから、平成25年度からは減免処置はなくなって、通常の課税となっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） わかりました。ちょっと言葉は悪くなりますが、30年以上も開発されず、しっかりした税金も上がらず、だらだらと来てしまったような感がいたしてなりません。だらり貧乏という言葉がありますが、そうならぬよう財源確保を目指して、しっかりと対応していただきたいと思います。

次の質問に入ります。

敷地内に福利厚生施設があります。体育館などは震災の被害もなく、しっかりしたものです。利用者も多く、地域では非常に重宝をしておりました。現在、利用が停止されておりますが、従来どおりの利用ができるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（山田行雄君） お答えいたします。

施設の所有権が移転したことにより、福利厚生施設の管理について、議員おっしゃるとおり、那珂核融合研究所と事業者で調整しているところであり、現在福利厚生施設の利用が一部停止されていると聞いております。

今後につきましては、事業者の事業計画の中で決定されることとなりますが、市としまして、従来どおり使用できるよう要望してまいります。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） わかりました。事業計画等の提出がなく、未定ということですが、ぜひ利用ができますようご尽力をお願い申し上げます。

次の質問に入ります。

道路管理について質問をいたします。

道路面においては、復旧・復興への努力がよくわかります。しかし、復旧後再び補修が必要な危険箇所も見受けられます。道路の維持管理に関しては、どのようなことをしておりますか、お伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（小林正博君） お答えいたします。

道路を常に良好な状態を維持するために4点のことを行っております。まず、1点目といたしまして、定期パトロールを実施しております。定期パトロールは月に2回程度、1級、2級道路を重点的に穴ぼこ、路肩、路面、その他道路構造物、側溝やガードレール等がございますけれども、それらの損傷、また危険箇所の発見と即時の補修作業を行っております。

2点目といたしまして、緊急パトロールを実施しております。これは台風や豪雨時、降雪等の際に、道路の状況を把握し、応急処置を行っているものでございます。

3点目といたしまして、日本郵便、郵便配達ですね、それと水戸ヤクルト販売等の事業所の方に配達業務中に発見した道路の異常箇所、これの情報提供をお願いしております。

4点目といたしまして、ホームページ上で道路の異常箇所を発見した場合に、情報提供を呼びかけております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） 路面においてはよくわかりました。しかし、道路側面がひどい草になっていたり、木の枝が道路にまで伸び出して、交通の妨げになっているところが多く見受けられ、危惧いたしておりますので、次の質問をいたします。

自治会制度に移行して2年数カ月が経過しました。会長さんを初めとする役員の方々のご苦勞により軌道に乗ってきたと思います。住みよい町にするには、なんと言っても一人一人が助け合い、支え合い、苦勞を分け合って初めて成り立つと考えます。人任せでできるものではありません。

そこで、那珂市では一斉清掃などがありますが、缶、瓶拾い、あつという間に終わってしまいます。古い話になりますが、前にも述べましたとおり、以前は道路の砂利敷き、こさ払いなど、自分たちの地域はみずから作業をしたものです。当たり前のこととしてやっていたのです。今でもボランティア活動をしている人たちもありますが、昔と違い、今は無報酬では限界があります。自治会の予算は非常に少なく、大変なご苦勞をしながら、地域のために頑張っております。プロに依頼している仕事で、自治会あるいは地域の方々でできる仕事が

たくさんあると思います。事故を起こしたら大変だという心配もあるでしょうが、ある程度の報酬を出して、自治会等で話し合い、やってみようという自治会などがあれば、試みてはどうでしょうか。例えば除草にしても、雑草が大きくなってから刈り取るのは大変ですが、小さいうちに、または出ないように抑制するのは除草剤を有効に使用すれば、割と楽に防げます。農家の方などは除草剤使用のノウハウを持っていると思いますので、能力が発揮できると思います。最近是人と人の触れ合う場が非常に少なくなっております。共同作業をし、みんなで汗を流すことによって、きずなも深まり、いざというとき大きな力になると思いますので、2点ほどお伺いをいたします。

1点は、自治会は報酬を得ての仕事が可能か否かをお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（小林正博君） お答えいたします。

自治会等が報酬を受けて作業することは特に問題がないかと思いますが、その報酬を個人に分配しますと源泉徴収税が発生したり、けがや事故が起きた場合に対する保険の適用等の問題がございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） はい、わかりました。

2点目は、話し合いの上でやってみようという自治会あるいは組織があった場合、適当な報酬を支払って、請負契約をし、モデル地区を定め、施策をしてみてもどうかお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（小林正博君） お答えいたします。

道路の除草等の管理に関しましては、国・県道において道路の里親制度等がございます。このような制度を市道の管理に取り入れることは可能かと考えております。地域と一体となって市道の管理を行うことは生活環境と地域コミュニティの充実を図る上で大変有効であると考えております。

しかし、現在いくつかの地域でボランティアにより除草作業等を行っていただいております。実態もございますので、報酬を支払って管理作業を行うことについては早急に精査していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） はい、わかりました。財源が豊かなときはプロ依存もよいでしょう。

しかし、自主財源が乏しく、依存財源で運営しているのですから儉約第一です。通学路もひどい状況です。農業従事者も高齢化して、道路側面の除草までは手が回らず、困難を来しています。今後ますます放棄されてしまうでしょう。市の負担が多くなるばかりであります。

市民が力を合せるとき、ともによい汗を流しましょう。人に任せるときは、まずはみずからやってみるのが大事と考え、試みはしておりますが、1人では大した成果も上がりませんが、やっているうち工夫が生まれ、なれもありまして効率がよくなり、楽になります。自治会等の収入にもなれば、これまたよりよい運営ができると思いますので、ぜひご検討のほどお願いを申し上げます。

次の質問に入ります。

農道について質問をいたします。

農道については、就業者の年齢は65歳以上、高齢者が7割弱となっております。後継者不足です。国では食料・農業・農村基本計画に基づき、農地の集積、大型化、6次産業化を目指しておりますが、馬車、リヤカー時代、昔のままの農道では大型機械は入れず、実現は厳しい状況であります。耕作放棄に伴い、無管理農業道もあり、通行不可もあります。このような状況でありますので、中畑などは特に借り手もなく、耕作放棄となってしまいます。まずは農道の整備が先決と考えます。国・県などの施策はどのようになっていますかお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

ただいま議員のほうからご指摘がありましたように、現在国におきましては、農業生産基盤を維持していく上で農地集積を重視しております。担い手の農地集積がおくれれば、耕作放棄地、それから遊休農地が拡大していくというおそれもあります。そのため、農地施策として、農地の面的集積をいかに進めるかというものが課題となっております。現在、このことから、市のほうとしては、ほ場の再整備を行うことにより、水田農業の再生基盤の整備を進めるとともに、農地利用集積を進め、担い手の育成、確保を行う経営体育成整備基盤事業、それから、地域住民などが参加をし、農村地域の資源である農地や農業用水、それから自然や環境を整備し、魅力ある農村づくりを進める農村振興総合整備事業などの国の補助事業において区画整理、農業用排水路、暗渠排水、農道等の整備を行っております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） はい、わかりました。

次の質問に移ります。

那珂市では、自治会等より申請があったものを整備基準、狹隘道路などの基準で進めているようですが、農道においては置き去り状態の気がしてなりません。どのような施策を考えているのかお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

現在、市の道路整備につきましては、平成13年度から導入されております道路整備基準、

それから道路後退敷地及び狹隘道路、これによりまして市の認定道路の整備が進められておるといのが現状でございますけれども、財源の確保が厳しく、そのようなところから生活道路の整備についてもおくれが出ているというような状況であります。農地の基盤整備に伴う農道整備以外は残念ながら進んでいないというのが現状でございますけれども、こういう厳しい財政状況ではありますけれども、必要性が高まっている事業については、やはり執行すべきではないかと考えております。今後、農道の整備につきましても、県単の農道整備事業というものを活用させていただきたいと思っておりますけれども、そのようなものが中心ではありますけれども、整備については進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） はい、わかりました。今、部長がおっしゃいましたとおり、水田においては整備されてきましたが、畑地が問題なのです。よろしく願いをいたします。

次の質問に入ります。

農地は面積あるいは駅からの距離などにより、1種、2種、3種に区分されているようですが、決定先はどうなっているのですか、お伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

優良農地の確保と計画的土地利用の推進を図るために、農地法に基づきまして、第1種農地というものは、10ヘクタール以上の規模の一団の農地、それから、土地改良事業等の対象となった農地等、良好な営農条件というものを備えている農地というものが第1種になります。第2種農地というものは、主に鉄道の駅あるいは公共の施設等が500メートル以内にあるなど、市街地化が見込まれる農地または生産性の低い小集団の農地というものが第2種と。第3種農地につきましては、鉄道の駅、それから、そういった公共的な施設が300メートル以内にある。または上下水道の管、それからガス管等2つ以上が埋設されている道路に隣接をしているなど、市街地化の傾向が特に著しい区域にある農地というものが第3種ということになっております。

このようなことから、農地法の農地転用許可基準に基づきまして、これにつきましては農業委員会において決定をしてございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） わかりました。農業委員会が決定ということですね。

それでは、昔ながらの狭い農道あるいは排水もなく、雨が降れば水がたまってしまう農地、このような農地は借り手もなく、太陽光発電の事業者にでもお願いをして貸すことができればと思い、役所の窓口に行けば、1種農地だからだめだと言われたという話も聞いております。仕方なく放棄をして、草むらにしてしまうか、耕起を繰り返して保全をするかしかなり

ません。作付しないとなると、有機物も入らず、保水力が低下して、湿地といえども晴天が続くと表面は乾いて砂状化となり、あの春先の先が見えないほどの土ぼこり、あるいは草の実を飛散させる源となってしまいます。農地として縛りつける前に、農道をはじめ、実情に合った施策が重要と考えますので、再度お伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたけれども、今後の農業施策といたしましては、農業生産を支える基盤づくり、それから地域の資源である農業水利施設の適切な保全管理、地域ぐるみで取り組む魅力ある農村づくりというものを推進してまいりたいと考えておりますけれども、それとともに、単独の農道整備事業につきましても、先ほど申し上げましたけれども、県単による補助事業等を活用したものが中心となりますけれども、積極的に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 中庭議員。

○8番（中庭正一君） はい、わかりました。よろしく願いをいたします。

T P P問題、農家が受ける打撃ははかり知れません。大型化、攻めの農業、6次産業化など、報じられておりますが、難題ばかりです。国の施策もころころ変り、なにをしたらよいのか難しい選択です。そして、地球温暖化により異常気象による自然災害、耕作放棄地等が温床となり、有害鳥獣類が増加し、被害が多発するなど、農業を取り巻く環境は厳しさを増すばかりであります。離農せざるを得ないのか不安が募ります。とにかく現況を見てください。見れば一目瞭然です。農業は国の礎、おろそかにすれば国は滅びます。農道整備は営農条件の第一と考えます。国や県の施策がもとですが、東海村では中畑解消農道整備要綱をつくり、対応していると聞いております。那珂市においても真剣に取り組んでいただきまして、私の質問を終わりといたします。ありがとうございました。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告7番、中庭正一議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を11時といたします。

なお、直ちに議会運営委員会を開催をいたしますので、委員においては第2委員会室にご参集を賜りたいと思います。

なお、その後、全員協議会を開きますので、議員においては10時50分までに全員協議会室にご参集を願います。

以上です。

休憩 午前10時43分

再開 午前11時00分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

◇ 古川洋一君

○議長（福田耕四郎君） 引き続き一般質問を行います。

通告8番、古川洋一議員。

質問事項 1. スポーツの振興について。

古川洋一議員、登壇を願います。

古川議員。

〔7番 古川洋一君 登壇〕

○7番（古川洋一君） 議席番号7番、古川洋一でございます。

今回も那珂市を住みたい、住んでよかった、ずっと住みたいと思えるまちにするために質問をさせていただきます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回の質問はスポーツの振興についてでございます。みずからもいろいろなスポーツに取り組む体育会系の古川議員にぜひ話を聞いてほしいと多くの方々からご要望を承っておりますので、その願いを代弁すべく、今回は3つの項目についてお伺いしてまいりますので、よろしく願いいたします。

1つ目は、事業の拡充についてお伺いいたします。

まずは本市のスポーツ振興について、何を目的として、どのような施策を行っているのか現状をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（檜山英夫君） お答えいたします。

那珂市では、生涯にわたりスポーツに親しめる環境を整えるということを施策としてございます。また、スポーツ振興の目的としましては、市民の健康の維持・増進とスポーツの人口の底辺拡大を図ることを主眼としてございます。

実施事業としましては、那珂市の体育協会主催の地区お父さんソフトボール大会、ママさんバレーボール大会を初めとします各種大会等の開催、さらには総合公園を活用しまして、水泳教室や各種スポーツ教室の開設、小中学校の屋体運動場を利用しました夜間開放事業の実施、さらには市内のコミュニティセンター等を会場に、総合型スポーツクラブによります健康体操などの軽スポーツ教室を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） ただいまご説明いただきましたように、さまざまな取り組みをさせていただいていることは認識しておりますが、全体的なイメージとしては、総合型地域スポーツクラブ、ひまわりスポーツクラブを中心に市民の健康の維持や増進を主目的とした、どちらかというと軽スポーツの普及に取り組んでいるような感じがいたしております。

ところで、その総合型地域スポーツクラブですが、現在の会員数と会員さんの平均年齢を教えてくださいませんか。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（檜山英夫君） お答えいたします。

議員お尋ねの総合型地域スポーツクラブ、ひまわりスポーツクラブの会員数と平均年齢でございますが、まず、現在の会員数でございますが、小学生から最高齢者では90歳代までの269人が現在会員となっております。10代以下の人数が6名、20代から30代が6人、40歳代が20人、50歳代が42名、60歳代が119名、70歳代が71名、80から90歳代が5名と、そのような構成で登録をされております。60から90歳の高齢者の割合が195人でございますので、全体で72.5%を占めております。平均年齢でございますが、10代6名を除きますと、63.7歳となっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 90歳代の方がいらっしゃるんですか。いや、それはすばらしいと思います。いずれにしても、高齢者の方が多いのかなという感じがいたします。もちろん高齢者の方々の健康維持のための施策は大切であり、もちろん必要であると思いますので、それはそれでぜひ進めていただきたいと思います。

私が今回申し上げたいのは、スポーツを通して那珂市をもっともっと元気に活性化させたいという思いでありまして、スポーツのさらなる振興のためにも、もっと事業を拡充してほしいというふうに考えておるわけでありまして、その1つとして、今回ご提案したいのが、常任委員会などでは何回かお願いはしているんですが、マラソン大会の開催であります。実際に多くの市民ランナーの方々から那珂市でもマラソン大会を開催してほしいといったお声を聞いております。健康のためにジョギングをしている方も含めて、市民ランナーと呼ばれる方がどれだけいらっしゃるのかは不明ですが、マラソンは幅広い年齢層の方々に参加できる競技であります。また、タイムを競うだけでなく、数種の距離設定をすることで、それぞれの目的で気軽に参加することができますので、やり方によっては数千名という参加者になります。

ただ、運営面においてはボランティアも含めて多くの方々の市民を巻き込まなければならないということもありまして、難しいということもありますが、それだけに実現をすれば、本市の活性化にもつながります。また、市外からの参加者も想定されることから、観光も含

めて経済効果も見込まれるのではないかというふうに考えるわけであります。マラソン大会の開催についてぜひ前向きに検討していただきたいのですが、市としてのお考えと問題を含めてその可能性についてお伺いをしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（檜山英夫君） お答えいたします。

議員よりただいまご提案がございましたマラソン大会の開催につきましては、スポーツの振興を図る上で、また地域振興においても大変有効であると考えております。現在、市においては那珂市体育協会主催の駅伝大会を開催しております。駅伝、マラソン、それぞれの競技において特性は違いますが、市民の健康の維持増進を図る上においては目指すものは同じと考えております。

しかし、大会を運営する上ではコースの設定、さらに運営スタッフの確保、安全管理のための人員配置、地域との連携等多くの課題がございます。今後は近隣市町村の開催しておりますマラソン大会等を参考に、実施の可能性を探ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） ただいまご答弁の中で駅伝大会を開催しているというようなご説明がございましたけれども、駅伝とマラソンの大きな違いは、駅伝はチームを組まなければならないということ、それゆえ順位やタイムを競わざるを得ないため、誰でも気軽に参加というわけにはまいりません。

一方、マラソンは個人参加でありまして、参加目的や目標設定、楽しみ方は多種多様ですので、駅伝大会を開催しているからマラソン大会は必要ないというような考えにならないでいただきたいというふうに願うわけであります。

また、実施する上での課題の1つにコース設定があるとのことでございます。それは多分交通規制を極力少なくしてということだと思いますが、となると現実的には総合公園を中心としたコースということになってしまうのかなと思います。今回はマラソン大会の開催を要望するものでありますので、場所まで問うものではございませんので、以下は私の理想論として述べさせていただきたいと思います。

あくまでも私が理想としておりますのは、町なかを走るコースであります。東京マラソンや、比較するものではないかもしれませんが、勝田マラソン、その縮小版といったものをイメージしております。今の総合公園内及び外周をコースとしている現在の駅伝大会は参加者と、その家族、そして体育協会の方々を中心とした運営スタッフだけの一部の市民だけでやっているというような感じがしており、経済効果もございません。那珂市を挙げて沿道の住民やボランティアスタッフも含めて、多くの市民が参加するイベントになってこそ那珂市も活性化され、まちづくりにも寄与できるものではないかというふうに思います。参加するランナーの健康増進や競技性だけを目的とするのではなく、あわせて那珂市のさらなる活性

化という副産物をも生むマラソン大会の開催を切に望むものであります。最初からできないというのではなく、どうすればできるかということを考えていただけないかというふうに思うわけであります。どうかよろしくご検討くださいますようお願いいたします。

2つ目は、宿泊施設の整備についてお伺いをいたします。

本市では、総合公園の多目的グラウンドを初めといたしまして、関東大会や全国大会でも使用している利用価値の高いスポーツ施設を有しております。そのような施設を有効に、また利用率を上げるためにも大学等のスポーツ合宿等で利用していただけないかと考えております。まず、総合公園内のスポーツ施設について、平日、土日、それぞれの利用率をお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（檜山英夫君） お答えいたします。

平成24年度の利用率でございますが、施設全体の平日の利用率は74%、施設別ではアリーナが99%、多目的広場63%、野球場が20%、サブアリーナが98%、テニスコート77%、プール100%でございます。

次に、土曜日、日曜日の利用率、施設全体で85%、施設別ではアリーナが99%、多目的広場77%、野球場82%、サブアリーナ97%、テニスコート94%、プール100%、そういった利用状況でございます。全体での年間通しての利用率は78%になってございます。

この利用率の算出でございますが、1日のうち1人でも利用者がいれば、その施設を利用した日数と、そしてそれを利用可能日数で除した数字ですので、利用率の数字としてはかなり高いものとなってしまいます。しかし、実際の利用状況としましては、施設ごとに差はありますが、利用する曜日や利用時間帯等によってはまだ利用者が少なく、あきがある施設もございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） ただいま利用率のほうを伺いましたけれども、最初伺ったときにはそんなに利用率高いのというふうに思ったんですが、補足説明にもございましたとおり、1日に1人でも使っておれば使ったことになる、そういう数字だということでございますので、特に平日はまだまだあきがあるようでございますので、スポーツ合宿等の誘致を積極的に行っていただきたいと思いますが、そのためには宿泊施設が必要不可欠なのではないかとなるわけであります。現状、那珂市には宿泊施設がほとんどございません。先進自治体では旅館・ホテル誘致促進条例などを制定し、多目的ホールや会議室等を有する旅館、ホテルを誘致することによって、都市機能の充実を図り、市民の利便に資するとともに、雇用機会を拡大することなどを目的に補助金や奨励金を交付するなど、積極的に誘致活動を行っておりますが、本市における需要の現実を考えますと、収益を優先する民間企業にそこまで求めるまでにはいかないのかなというふうに思います。

そのような現状において、総合公園等のスポーツ施設を利用する県内外からのお客様、宿泊するお客様に対し、そういう方々から宿泊に対するお問い合わせがあった場合、現状どのような回答、紹介ですとかあっせんをされているのか伺いたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（檜山英夫君） お答えいたします。

スポーツ施設を利用した方からの宿泊施設に関します問い合わせにつきましては、年に数件ございます。市内に宿泊できる大きな施設としましては1カ所ございますので、そこを紹介しているところでございます。

また、近隣の水戸市やひたちなか市、常陸太田市には公共の宿泊施設を含めまして、宿泊施設もございますので、そちらのほうを宿泊情報として紹介をしているところでございます。以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 仮に那珂市内に宿泊施設ができたとしても、その利用率を今度想定してみますと、スポーツ合宿だけではなく、児童生徒を中心とした研修宿泊所としても、また場合によっては観光目的の方々も、多少の割り増しがあったとしても、そういうような使い方で多目的に利用できるようにすべきなのかというふうに思います。そのような市内の宿泊施設の必要性についてどう思われるかお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（檜山英夫君） お答えいたします。

先ほどご答弁申し上げましたように、市内には大きな宿泊施設としまして民間の施設が1カ所ございますが、近隣の水戸市、ひたちなか市、常陸太田市には総合公園から約20分から30分程度で利用できる宿泊施設が多数ございます。現在、那珂総合公園の利用者は市内及び近隣からの利用者が大半でございます。宿泊しての利用としましては、横手市からのスポーツ少年団の交流や各種競技での関東大会、そういった大きい大会での利用が年に何回かございますが、市内及び近隣市町村の宿泊施設で対応しておりますので、利用者からの苦情や不満といった声は今のところございません。

しかし、市内には公共の宿泊施設がありませんので、利用率の向上に向けての大学等のスポーツ合宿の誘致とか、さらには青少年の社会教育研修施設としての必要性はあると考えてはおります。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 二、三十分圏内の近隣市町に宿泊施設が多いので、その必要性は特に感じないということだと思いますが、しかし、スポーツ合宿の誘致や研修施設としての宿泊所の必要性は感じていらっしゃるということでもあります。であれば、しどりの湯とか戸多小学校跡地ですね、そういったところを宿泊施設として改修または再活用してはどうかと考え

ます。しどりの湯の今後については、現在の市民が気軽に利用できる機能を残しつつ、宿泊可能な施設の改修を望むわけでありますが、昨日の石川議員の質問に対し、産業部長のほうから12月定例会で報告できるように検討を進めたいというご答弁もございましたし、また、戸多小学校の跡地については、現在地域の方々が検討されているということでございますので、本日はこういった案もあるということだけお伝えをしておきたいと思っております。

それから、通告はしておりませんので、答弁は結構であります。スポーツ施設そのものの整備をなんとかお願いしたいと思っております。私のところには特にサッカーや野球の少年団の関係の方々からグラウンドが確保できないというお話がたくさん届いております。実際に要望書も提出されており、地元那珂市内のグラウンドがなく、他市町村のグラウンドを使わせていただいているという現状もあるようであります。先ほどは施設の利用率を上げるために、また経済効果も見込んで宿泊施設の整備の是非についてお伺いいたしましたが、その前に地元の方が地元でスポーツを楽しめないという環境はいかなるものかなというふうに思います。宿泊施設がないから他市町村の施設をあっせん、紹介するのはいたし方ないとして、グラウンドがないからほかの市町村で借りてくれというのは残念でなりません。久慈川や那珂川の河川敷の利用は国交省との交渉など簡単に進められるものではないことは十分に認識しておりますが、そういった場所も含めてグラウンドの整備にご尽力をいただきたいと思っております。それがさらなるスポーツ振興に、また那珂市の活性化につながるものと思っておりますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

3つ目は、事業運営の体制についてお伺いをいたします。

きょうはさらなるスポーツ振興、事業拡充の1つとしてマラソン大会の開催を要望いたしました。現在のスポーツ振興に対する取り組みだけで十分だとお考えか、事業拡充は必要なのか、必要だと考えるのであれば、現体制では無理なのか、どうすればできると思うか、教育長にその辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 教育長。

○教育長（秋山和衛君） 先ほど部長のほうからも答弁がしてありますけれども、市のスポーツ振興の施策としまして、生涯にわたりスポーツに親しめる環境を整えるということを目指して、各事業を展開して、市民の体力向上や健康増進等を図っているところでございます。現在はスポーツの種類が多種多様化しております。市民の関心やニーズの広がりに対しての対応が必要になってきております。健康増進のためにもスポーツに取り組むきっかけづくりや意欲の向上を図っていくためにも、新たな事業の展開も必要であるというふうに考えております。

しかし、現在、設立3年目になりますけれども、先ほどの総合型地域スポーツクラブ、いわゆるひまわりクラブですけれども、この充実をさらに進めていきたいというふうに考えております。

現在のスポーツ推進室の業務は総合運動公園や市内の社会体育施設の管理運営とスポーツ

振興に関する事業や市体育協会の各種大会の開催等を行っております。議員がマラソン大会の開催という思いはしっかり受けとめてはおりますけれども、現状の職員の数、それから予算等について考えてみますと、なかなか事業の拡大は難しいなというふうに考えております。できるならば職員、事業、予算等の環境整備が整えば、スポーツ振興の拡充というのはさらに可能であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） その必要性は感じつつも、事業の拡充も施設の整備、管理運営も人員や予算を含めた運営体制を整えなければなかなか難しいというような結論になるのだと思います。

ところで、過去に体育協会の財団化の話があったと伺っておりますが、経緯と現状についてお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（檜山英夫君） お答えいたします。

過去にございました財団化の話につきましては、平成8年12月の市議会定例会におきまして、失礼いたしました。当時ですから町議会になります。その定例会におきましてスポーツ振興についての一般質問がございました。那珂総合公園の利用活性化、体育協会の組織の充実を図るためには公益法人を設立をしてはどうかとの意見がございまして、これを受けまして、文化スポーツの振興と総合公園の管理運営を受け皿となります公益法人の設立についての検討をするために、平成9年5月に公益法人設立検討委員会を設置しております。平成11年2月にはスポーツ、芸術文化の振興や総合公園等公共施設の管理運営をより充実しました幅広い事業の展開を図ることを目的に公益法人を設立し、事業の展開を図っていくといった報告がございました。

しかし、法人化に向けて当時の那珂町体育協会との調整が調わず、現在に至っている状況でございます。何を目的に法人化するのかを明確にし、さらにはコスト削減のための指定管理者制度導入との、そういった関係について再度整理をしていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） ただいまのご説明を聞く限り、財団の設立目的がスポーツ振興のための事業拡充というよりは体育協会を財団化して、指定管理者として施設を管理させようという行政の考えが見え隠れいたします。体育協会の同意が得られなかったのは、これは推察でございましてけれども、役所から丸投げされる感があったからではないかと思えますし、と同時に、安易に性格の違う文化振興も兼ねて行わせようとしたところに原因があったのではないかというふうに思います。各連盟の集合体である体育協会を組織の充実の名のもと、財団

化するのではなく、役所にかわる財団、いわゆるプロパー職員が体育協会をつかさどり、スポーツ振興事業の拡充に参画をしていただきながら、体育協会としての体力を強化していくのがベターだったのではないのでしょうか。

また、財団を設立して、あとはお任せではなく、最初は行政からの出向という形をとり、形ができてから移行していくなど、段階を経て進めるべきだったのではないかと等々、方法を誤ったというのが私なりの分析であります。

過去のことを言ってもいたし方ありませんが、そういうわけで、事業拡充のためにスポーツ推進室の職員を増員するというのも1つの手ではありますが、数年で異動してしまう役所職員では、これ以上のスポーツ振興事業の拡充が難しいというのであれば、プロパー職員で運営する公益財団法人の設立を再考してもよいのではないかとというような気がいたします。ただ、コスト削減の指定管理者制度との関係というお話がございましたが、財団の設立そのものはコスト削減にはなり得ません。結果として施設の管理イコール指定管理者という可能性もございますが、事業拡充を抜きにして施設管理や指定管理者ありきで設立しようという考え方には私は反対でありますので、財団化にもろ手を挙げて賛成するものではございません。そういった過去の反省などを踏まえて、さらなるスポーツ振興を目的とした財団の設立について市長の所見を最後にお伺いできればと思います。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

教育長、それから教育部長のほうから答弁をいたしました。現在の組織体制、財政状況の中でスポーツ振興の事業拡充については難しいと私も考えております。

新たに行政にかわる法人組織を設立して事業の拡充を図ることも考えられますが、法人設立のためにはかなりの人材及び財政支援が必要になってくると思われま。法人化や指定管理の案件については、これは独自の事業展開も含めて、体育協会の清水会長、また一部の方ですけれども、幹部の役員の方には水面下で打診をさせていただいているところでございます。したがって、今、議員のほうから御提案のありました法人設立については課題を整理して、関係機関、団体と時間をかけて協議をしていきたいというふうに思っております。

また、先ほどマラソン大会の件ですが、バードラインが平成27年に後台の跨線橋が完成して全面開通となりますので、そういったものを記念して、また那珂川の橋もできると思うのです。そういったものも考えて、かすみがうらマラソンですか、特に大きくて知名度が高いということなので、そういったものを早速調査をしていきたいというふうに考えております。

それから、河川敷の施設整備の件につきましても要望いただいておりますので、これは大変難しいと思うのですけれども、国・県への働きかけを議会終了後、よく内部で詰めまして行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） ありがとうございます。施設の整備、それからマラソン大会の開催、いずれも前向きなお答えをいただいたのかというふうに思います。いずれにしても、私は先ほども申しましたとおり、スポーツを通して那珂市がもっともっと元気になってほしい、活性化してほしい、そういう願いでありますので、ぜひそれは市民の願いでもあるかと思えますので、どうか今後ともよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終りにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告8番、古川洋一議員の質問を終了をいたします。

引き続き、一般質問は終了をいたしました。本議会を進めてまいりたいと思ひます。

◎議案等の質疑

○議長（福田耕四郎君） 日程第2、議案等の質疑を行います。

報告第14号から認定第3号まで、以上12件を一括議題といたします。

今定例会におきましては、質疑の通告がございましたので、質疑を終結をいたします。

報告第14号から報告第16号までの3件につきましては、地方自治法第180条第2項及び地方自治法施行令第145条第2項の規定により、報告事項となっておりますので、報告をもって終了をいたします。

◎議案等の委員会付託

○議長（福田耕四郎君） 日程第3、議案等の委員会付託を行います。

議案第49号から認定第3号までの9件については、お手元に配付してあります議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今会期中に報告されますよう望みます。

◎請願陳情の委員会付託

○議長（福田耕四郎君） 日程第4、請願陳情の委員会付託を行います。

今定例会におきまして受理しました請願陳情はお手元に配付いたしました請願陳情文書表のとおり会議規則第141条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託しましたので、報告をいたします。

つきましては、当該常任委員会において審査の上、今会期中に報告されますよう望みます。

◎散会の宣告

○議長（福田耕四郎君） お諮りいたします。議事の都合により、明日9月6日金曜日は休会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、9月6日の1日間を休会とすることに決定をいたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午前11時35分

平成25年第3回定例会

那珂市議会会議録

第4号（9月19日）

平成25年第3回那珂市議会定例会

議事日程(第4号)

平成25年9月19日(木曜日)

- 日程第1 産業建設常任委員会調査事項
道路行政について
- 日程第2 教育厚生常任委員会調査事項
より良い教育環境の整備について
- 日程第3 発議第2号 原子力安全対策特別委員会調査事項
- 日程第4 発議第3号 那珂市活性化対策特別委員会調査事項
- 日程第5 発議第5号 議会改革特別委員会調査事項
- 日程第6 議案第49号 那珂市営住宅条例の一部を改正する条例
議案第50号 平成25年度那珂市一般会計補正予算(第2号)
議案第51号 平成25年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
議案第52号 平成25年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算(第1号)
議案第53号 平成25年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第2号)
議案第54号 平成25年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)
議案第55号 平成25年度那珂市水道事業会計補正予算(第1号)
認定第2号 平成24年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について
認定第3号 平成24年度那珂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第7 請願第1号 教育予算の拡充を求める請願
- 日程第8 発議第3号 那珂市議会基本条例
- 日程第9 意見書第1号 地方税財源の充実確保を求める意見書
- 日程第10 議員派遣について
- 日程第11 委員会の閉会中の継続(調査・審査)申出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで議事日程に同じ

追加日程第1 意見書第2号 教育予算の拡充を求める意見書

出席議員(22名)

1番 筒井 かよ子 君

2番 寺門 厚 君

3番	小宅清史君	4番	福田耕四郎君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	8番	中庭正一君
9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君
11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	助川則夫君	14番	君嶋寿男君
15番	武藤博光君	16番	遠藤実君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
21番	海野進君	22番	木内良平君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	松崎達人君
教育長	秋山和衛君	監査委員	萩谷眞康君
企画部長	山田行雄君	総務部長	宮本俊美君
市民生活部長	秋山悦男君	保健福祉部長	萩野谷康男君
産業部長	宮田俊三君	建設部長	小林正博君
上下水道部長	岡崎隆君	教育部長	檜山英夫君
消防長	根本榮君	会計管理者	柏村泉君
行財政改革推進室長	平山俊夫君	危機管理監	富田慶治君
総務部次長	川崎薫君		

議会事務局職員

事務局長	城宝信保君	事務局次長	深谷忍君
次長補佐	渡辺荘一君	書記	二方尚美君
書記	萩谷将司君		

開議 午前10時10分

◎開議の宣告

○議長（福田耕四郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。欠席議員はおりません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（福田耕四郎君） 議案等説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、議場に出席を求めた者の職氏名は、本定例会の冒頭に報告したとおりであります。

なお、出席者名簿については、2日目に配付したとおりでございますので、ご了承を願います。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付してあります。

◎発言の一部取り消し及びそれに関連する執行部の発言の取り消しについて

○議長（福田耕四郎君） この際、お諮りいたします。

小宅議員から、9月4日の一般質問の中で一部不規則発言があり、発言の一部取り消しの申し出がありましたので、会議規則第65条の規定により、議員の発言の一部及び取り消し部分に関連する執行部の発言の取り消しを許可することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、小宅議員からの申し出による発言の一部取り消し及びそれに関連する執行部の発言の取り消しについて、許可することに決定をいたします。

◎産業建設常任委員会調査事項報告、質疑、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第1、産業建設常任委員会調査事項を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会、中庭正一委員長、登壇を願います。

〔産業建設常任委員会委員長 中庭正一君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（中庭正一君） 産業建設常任委員会よりご報告を申し上げます。
産業建設常任委員会報告書。

本委員会の調査事件については、下記のとおり、会議規則第110条の規定により報告いたします。

1、調査事件、1. 道路行政について。

2、結果、1. 継続調査とすべきもの。

3、理由、道路行政については、平成23年に、生活道路が整備されていないことから、市道整備基準・道路後退敷地及び狭あい道路の整備取扱い基準について審議を行い、同年6月の定例会にて調査を完了いたしました。今回は、執行部からその後の現状について説明を受け、今後の方針や対応策について、議員間で協議を行いました。

執行部の説明に対しては、委員から、市としての整備計画をもって整備に当たっているのかについて質疑がありました。これに対して、執行部からは、具体的な整備計画はなく、自治会からの申請に対応して整備を行っているとの答弁がありました。また、予算が限られており、申請への対応で精いっぱいであるため、現段階では整備計画の作成は難しいとのことでした。工事までの流れについては、申請が採択された後も、自治会の同意、事業化のための測量や設計、用地交渉などの手順が必要ということで、現在の道路改良率が22%、舗装率は49%とのことでした。

協議では、整備のおくれや整備率の低さを問題視する声が多く、それらの問題の解消のため、整備状況を把握するためのマップを作成するべきであるとの意見が出されました。さらに、道路整備には下水道が絡むこともあるため、工事への支出や工事そのものが重複することのないよう、担当課同士で調整をしていくべきであるとの意見も出されました。

以上のことから、道路行政については、整備の加速を図るとともに、費用の無駄を省くため、整備計画の作成及び予算の増加を今後も要望していきたいということから、全会一致で継続調査とすべきものと決定をいたしました。

以上であります。よろしく願いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

なお、会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑の回数は、1人3回までといたします。

質疑ございますか。特にないですか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） なければ、質疑を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。委員長の報告は継続調査とすべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会調査事項は、委員長報告のとおり継続調査とすることに決定をいたしました。

◎教育厚生常任委員会調査事項報告、質疑、採決

○議長（福田耕四郎君） 続きまして、日程第2、教育厚生常任委員会調査事項を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会、遠藤 実委員長、登壇を願います。

〔教育厚生常任委員会委員長 遠藤 実君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（遠藤 実君） 教育厚生常任委員会報告書。

本委員会の調査事件については、下記のとおり、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

1、会議事件、調査事件、より良い教育環境の整備について。

2、結果、継続調査とすべきもの。

3、理由、より良い教育環境の整備については、6月に成立した「いじめ防止対策推進法」や水戸市の「いじめ解決推進事業」について検討した外、執行部より、いじめ早期発見のためのチェックリストや、家庭や地域とのかかわりなどについて説明を受けました。

委員からは、法律ができただけではいじめはなくなる、具体的な策を考えねばならないなどの意見が出されました。

また、いじめ対策等に対する知識と理解を深めるため、調査、視察を実施することに決定いたしました。

以上のことから、さらに調査が必要と考えられ、採決の結果、全員異議なく継続調査とすべきものと決定いたしました。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。特にないですか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） なければ、質疑を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。委員長の報告は継続調査とすべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、教育厚生常任委員会調査事項は、委員長報告のとおり継続調査とすることに決定をいたします。

◎発議第2号の継続調査報告、質疑、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第3、発議第2号 原子力安全対策特別委員会調査事項を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

原子力安全対策特別委員会、須藤 博委員長、登壇を願います。

〔原子力安全対策特別委員会委員長 須藤 博君 登壇〕

○原子力安全対策特別委員会委員長（須藤 博君） 原子力安全対策特別委員会。

本委員会の調査事件については、下記のとおり、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

1、調査事件、発議第2号 原子力安全対策特別委員会調査事項。1. 住民の安全確保に関する事項、2. 周辺の環境保全に関する事項、3. 原子力安全協定に関する事項、4. 核融合研究施設に関する事項、5. その他関連する事項。

2、結果、継続調査とすべきもの。

3、理由、J-PARCハドロン実験施設からの放射性物質の漏えいについては、5月に現地調査を実施した後の進捗について、事業所からの報告を求め、審議しました。事故の原因は操作ミスによるものなのか、通報体制の改善について等の質疑が出され、事故原因は人為的なものではなく今後も起こらないとは言えないため、外部に影響を与えない施設を整備すること、通報体制は、判断に迷わないよう、余り細かな区分を設けず、変だと感じたら「注意体制」にするなどの答弁がありました。

放射性廃棄物焼却設備の設置については、株式会社ジェー・シー・オーが設置予定の焼却設備について、事業所からの報告を求め、審議しました。この設備の目的は、法律により、廃棄物を敷地外に持ち出すことができないため、作業に使っていた油類や紙類などの放射性廃棄物を焼却し、減容することと説明を受けました。焼却灰の扱いについて質疑があり、ドラム缶に詰め敷地内に保管すると答弁がありました。また、設置に関する住民説明会は、避

難対象となった本米崎を含む神崎地区のみが対象となっているが、福島事故のように離れたところでの被害もあり得ることも考えてほしいとの意見も出されました。

執行部より提出された、原子力事業所の気体廃棄物の放出状況については、全ての事業所において、放出管理目標値を下回っていたことを確認しました。

原子力災害対策指針の改定については、緊急時モニタリングは国が統括し、実施する体制となったこと、また、安定ヨウ素剤は発電所から5キロメートル圏内の本米崎地区を対象に、住民説明会を実施した後に事前配布すると説明を受けました。

また、当委員会として、原子力に対する知識と理解を深めていくため、国内の原子力施設と他県原発隣接自治体の調査視察を実施することに決定いたしました。

以上のことから、発議第2号については、住民の生命及び財産を守るという観点から、引き続き調査研究を行うとともに、原子力施設への監視を続けていく必要があります、継続して調査をしていきます。

以上でございます。どうぞよろしく。

○議長（福田耕四郎君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

20番、木村議員。

○20番（木村静枝君） 焼却するということですが、いつからいつまでなのか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 須藤委員長。

○原子力安全対策特別委員会委員長（須藤 博君） 焼却する日にちについては、特にお話はなかったけれども、以前のものについては焼却されたというふうに話しています。

○議長（福田耕四郎君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 焼却されたということは、もう焼却するものはないということですか。

○議長（福田耕四郎君） 須藤委員長。

○原子力安全対策特別委員会委員長（須藤 博君） この前の説明の中では、紙類については、焼却をしてドラム缶に入れて保管をしているということでございます。その外については、特にそれ以上のことについてはお話ありませんでした。

○議長（福田耕四郎君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） やはり、いつ焼却されるのか、また、されたのか、そういうことは住民がやはり知っておく必要があると思うんです。ですので、ぜひ、そういうこともきちんと説明を受けてほしいと思います。今後、そのようなことがあったら、もう少し突っ込んで、住民の立場から質問をし、明らかにしていただきたいと思います。これを要望いたします。

○議長（福田耕四郎君） 外にありますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） なければ、質疑を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。委員長の報告は継続調査とすべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、原子力安全対策特別委員会調査事項は、委員長報告のとおり継続調査とすることに決定をいたしました。

◎発議第3号の継続調査報告、質疑、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第4、発議第3号 那珂市活性化対策特別委員会調査事項を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

那珂市活性化対策特別委員会、加藤直行委員長、登壇を願います。

〔那珂市活性化対策特別委員会委員長 加藤直行君 登壇〕

○那珂市活性化対策特別委員会委員長（加藤直行君） 那珂市活性化対策特別委員会報告書。

本委員会の調査事件については、下記のとおり、会議規則第110条の規定により報告をいたします。

記。

1、調査事件、発議第3号 那珂市活性化対策特別委員会調査事項。1. 産業の活性化に関する事項、2. 観光の振興に関する事項、3. 企業誘致に関する事項、4. 土地利用に関する事項、5. 再生可能エネルギーに関する事項、6. 環境・防災対策に関する事項、7. 震災復旧・復興に関する事項、8. その他関連する事項。

2、調査の結果、継続調査とすべきもの。

3、理由、総合的な地域活性化対策について、引き続き調査研究を行う必要があり、継続して調査します。

主な調査内容は、調査事項の産業の活性化に関する事項で、初めに、農業後継者、担い手育成の事業及び地元産物のマーケティングについて、6月27日に実施した行方市での視察から得た感想、意見等を挙げつつ、那珂市でも力を入れていきたいこと、参考とすべきことについて協議を行いました。

その後、今後の農業による那珂市発展へのビジョンや、それに対する現在の取り組み等について質疑を行いました。これに対する執行部の答弁から、耕作放棄地の解消や地産地消の推進、農業の担い手育成、確保に関する問題への取り組み、農産物の生産から加工販売まで

取り組む6次産業化によるもうかる農業の展開等の重要性が確認されました。

当委員会としては、産業の活性化は農業の枠を越えて、幅広い可能性を模索した上で調査内容を絞る必要があるため、さらなる先進地視察を行うこととし、引き続き、産業の活性化に関する事項について調査していくことを全会一致で決定をいたしました。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑ございますか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） なければ、質疑を終結いたします。
これより採決をいたします。

お諮りいたします。委員長の報告は継続調査とすべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、那珂市活性化対策特別委員会調査事項は、委員長報告のとおり継続調査とすることに決定をいたします。

◎発議第5号の継続調査報告、質疑、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第5、発議第5号 議会改革特別委員会調査事項を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

議会改革特別委員会、君嶋寿男委員長、登壇を願います。

〔議会改革特別委員会委員長 君嶋寿男君 登壇〕

○議会改革特別委員会委員長（君嶋寿男君） 議会改革特別委員会報告書。

本委員会の調査事件については、下記のとおり、会議規則第110条の規定により報告いたします。

1、調査事件、発議第5号 議会改革特別委員調査事項。1. 議会基本条例の制定に関する事項、2. その他議会改革に関する事項。

2、結果、継続調査とすべきもの。

3、理由、当委員会では、6月の定例議会以降、議会基本条例の案を作成、パブリックコメントの実施、そして本定例会に議会基本条例を提出いたしました。その審議経過は別紙のとおりであります。

今後も、議会基本条例に基づく議会報告会の開催など、具体的な議会改革の取り組みを進めていくため、多くの課題を検討していくことが必要であります。

以上の理由により、今後も継続調査とすべきものといたしました。

よろしく願いいたします。

- 議長（福田耕四郎君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑ございますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

- 議長（福田耕四郎君） なければ、質疑を終結いたします。
これより採決をいたします。

お諮りいたします。委員長の報告は継続調査とすべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

- 議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、議会改革特別委員会調査事項は、委員長報告のとおり継続調査とすることに決定をいたしました。

◎議案第49号～認定第3号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決

- 議長（福田耕四郎君） 日程第6、議案第49号から認定第3号まで、以上9件を一括して議題といたします。

各常任委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務生活常任委員会、中崎政長委員長、登壇を願います。

〔総務生活常任委員会委員長 中崎政長君 登壇〕

- 総務生活常任委員会委員長（中崎政長君） 総務生活常任委員会報告書。

本委員会の付託事件については、下記のとおり、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

1、付託事件、議案第50号 平成25年度那珂市一般会計補正予算（第2号）、議案第52号 平成25年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）、認定第2号 平成24年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について。

2、結果、全て全会一致で、原案のとおり可決及び認定すべきものとする。

3、理由、議案第50号 平成25年度那珂市一般会計補正予算（第2号）は、妥当なものであります。

議案第52号 平成25年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）は、妥当なものであります。

認定第2号は、歳入歳出とも妥当なものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 続きまして、産業建設常任委員会、中庭正一委員長、登壇を願います。

〔産業建設常任委員会委員長 中庭正一君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（中庭正一君） 産業建設常任委員会報告書。

本委員会の付託事件については、下記のとおり、会議規則第110条の規定により報告をいたします。

記。

1、付託事件、議案第49号 那珂市営住宅条例の一部を改正する条例、議案第50号 平成25年度那珂市一般会計補正予算（第2号）、議案第51号 平成25年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第53号 平成25年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第2号）、議案第55号 平成25年度那珂市水道事業会計補正予算（第1号）、認定第2号 平成24年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成24年度那珂市水道事業会計決算の認定について。

2、結果、全て全会一致で、原案のとおり可決及び認定すべきものとする。

3、理由、議案第49号は、那珂市営住宅条例第7条第3項文中にて引用している福島復興再生特別措置法の第20条が、第29条に繰り下がったことにより、条項中の引用部分を第29条に改正するものです。

議案第50号、議案第51号、議案第53号、議案第55号は、妥当なものであります。

認定第2号、認定第3号は、妥当なものであります。

以上であります。よろしく願います。

○議長（福田耕四郎君） 引き続き、教育厚生常任委員会、遠藤 実委員長、登壇を願います。

〔教育厚生常任委員会委員長 遠藤 実君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（遠藤 実君） 教育厚生常任委員会報告書。

本委員会の付託事件については、下記のとおり、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

1、付託事件、議案第50号 平成25年度那珂市一般会計補正予算（第2号）、議案第54号 平成25年度介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）、認定第2号 平成24年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について。

2、結果、議案第50号及び議案第54号は、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものとする。

認定第2号については、賛成多数により原案のとおり認定すべきものとする。

3、理由、議案第50号、議案第54号は、妥当なものであります。

認定第2号は、歳入歳出とも妥当であります。

以上、よろしく願います。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、各委員長からの報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） なければ、質疑を終結いたします。

これより、議案等について討論を行います。

討論の通告がありましたので、木村静枝議員に発言を許します。

木村議員。

○20番（木村静枝君） 認定第2号、認定第3号に反対する立場から討論をいたします。

まず、認定第2号 平成24年度那珂市一般会計決算の認定に反対する立場から討論をいたします。

第3款民生費の中の保育所費。市の保育所で働く保育士は、正規職員の16人に対し、非正規職員がアルバイトも含めて46人と、実に正規職員の3倍近くにもなっています。非正規労働者は、一般労働者でさえ正規の3割か4割です。驚くべき状況です。ましてや、保育は物をつくる仕事ではありません。人を育てる仕事です。子供にとっては母親代りの職員が、1日3回も代ることもあると聞きました。それでは子供を不安に陥れ、伸び伸びと育てることはできません。また、職員が欠員になってもすぐに補充職員が見つからず、事故につながらなければよいなど大変心配です。

そもそも国が、公立の保育所に運営費を出さなくなってしまったことが、大きな原因です。国は、子育ての国の責任を放棄してしまったのです。今の政権は道徳の強化を言っていますが、実質が伴わないでどうして立派な人間が育てられるのでしょうか。国が責任を持って保育予算をとり、全国どこでも同じ保育が受けられるようにすべきです。保育所の正規化を図り、安心して仕事に励めるように、那珂市は保育所の正規化を早急に進めるべきです。

次、特別会計でございますが、国民健康保険特別会計に反対する立場から討論します。

収入未済額は6億6,000万円を超えました。全国でも5世帯に1世帯は未納世帯となっています。資格証明書発行は127世帯、短期保険証は651世帯に上ります。国保加入世帯は、低所得化が進んでいます。現在、国保加入世帯の7割は、非正規労働者や年金生活者などです。国保加入世帯の平均所得でも、1990年度の年276万5,000円から2010年度の141万6,000円で、大幅に落ち込んでいます。

一方、国保税の負担率は上昇を続けています。生まれたばかりの赤ちゃんにも一律で賦課される均等割が、低所得世帯の貧困化を加速しています。国保税を払えない人に対して、無慈悲な保険証の取り上げや、人権無視の取り立て、差し押さえが全国各地で広がっています。脅迫まがいの督促、預貯金、給与の口座凍結、生活必需品や営業道具の差し押さえなど、過酷な取り立ても横行しています。差し押さえなどの行政処分が県に新たに民間委託の滞納整理機構を設立して進められたり、自治体の市税事務所に委託され、民間のプロによる取り立

て方法の伝授や徴収専門員を採用し、取り立てを強めています。滞納者の生活実態と切り離された取り立てが先行していることが特徴です。

厚生労働省は、2010年度は全国の市区町村国保のうち、58%が赤字、一般会計から繰り入れた金額が3,979億円にも上ると報じられています。那珂市は毎年1億円も繰り入れています。国保が機能不全に陥っています。国保の財政難と高過ぎる国保税の原因は、国庫負担の削減です。国保会計の総収入に占める国庫負担の割合は、1980年度では57.5%であったものが、2011年度は25.1%と半分以下になっています。この根本問題を解決しない限り、滞納者や、そもそも加入できない無保険者の増加は避けられません。

しかし、国がこれから行おうとしているのは、国保の都道府県単位化です。後期高齢者医療制度と同じです。地域の実情や、市民の生活実態を無視した国保税を県が決め、その国保税の徴収に各自治体は振り回されることになります。市町村は、地域住民の安全と安心、健康を守るという本来の役割を見失い、収納率向上に向け、取り立て業務に追われるということになってしまいます。

加入者との距離が広がることは、きめ細かな顔の見える国保の運営を阻害し、資格証明書の発行や差し押さえなど、機械的な制裁措置が横行することになるのではないのでしょうか。国保の都道府県単位化とは、負担増、徴収強化という従来の路線を一層拡大し、国保の住民福祉としての機能を切り捨て、徹底した給付抑制に追い込む道にほかなりません。今でも高過ぎる国保税のさらなる値上げや取り立て、機械的な制裁措置の結果は、無保険者の大量出現を生み出し、国保制度を崩壊させることになるのではないのでしょうか。

国保は応益制度ではありません。国保は社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とする制度です。市の職員は、国、県の言いなりではなく、自覚を持って、市民の立場で国、県にものを言い、改善の努力をしていっていただきたいと思います。

次、介護保険特別会計事業勘定決算認定です。

平成24年度は介護保険料が引き上げられました。介護保険料の収入未済額は1,970万円です。未納者は少しずつふえてくると懸念される状況だということです。要介護認定調査は2,099件で、前年度2,223件より124件も少なくなっています。介護サービス給付は年々ふえているのに認定調査が減っているのは、保険料を払えない人が認定調査を控えているのではないかと思います。滞納した場合には、1割負担が3割負担になることなどが影響しているのではないのでしょうか。この人たちにとっては、介護保険制度があっても介護なしということです。国の負担をふやすことを求めるべきです。当面、均等割の減額などを行い、保険料の高騰を抑えるため、最大限の手だてをとるべきです。

次に、後期高齢者医療特別会計決算の認定です。

平成24年度の収入未済額は、481万2,000円です。多くの高齢者は、マクロ経済スライドによる毎年の年金削減、それに加え、今年10月からの年金は2.5%の減額です。自分と家族の行く末に不安を増大させています。今でも食料費や光熱費を抑え、親族や親しい友人の葬

儀にも出席できないという人がたくさんいて、これ以上の生活費削減はできない状況です。生活保護基準以下の収入なのに生活保護を受けられない人は、さらに深刻です。高齢者を年齢で差別する後期高齢者医療制度は廃止すべきです。

次、認定第3号 平成24年度那珂市水道事業会計決算の認定です。

1、那珂市の平成24年度水道事業の純利益は1億4,388万円となっています。企業債の残高も年々減少しています。確実に利益は上がっています。しかし、水道料金の収納率は、前年度より1ポイント下回っています。不納欠損処分も90件あり、前年度より2件多くなっています。市民の生活が苦しくなっていることがうかがわれます。

那珂市の水道料金は高いというのが以前からの市民の声です。その原因は、県から高い水を買わされているからです。今、茨城県民は297万人なのに、462万人分の水道を負担させられています。20年先には人口が250万人に減るだろうと予測されているのに、620万人分の負担がかぶさってきます。それは、県が霞ヶ浦導水事業や八ッ場ダムなどに参加しているからです。これらの事業の総額は1,900億円にもなります。水は今でも余っているのに、このような無駄なダムや過剰な施設は必要ありません。その負担は、全部個人の水道料金に加算されるからです。

現在、県企業局との過大な契約水量と過払い給水料金は、鹿行、県南、県西、県中央で年間約30億円にもなっています。水開発を続ける限り、水道料金の値上げは避けられません。

那珂市の平成24年度の水道の供給単価は、1立方当たり前年度より13円高い、199円になりました。給水原価は、前年度199円が8円安くなり、191円になりました。那珂市の決算から見れば、もっと安くなるはずですが、また、もっと安くすべきです。

そのためには、国や県に対し、無駄な水開発はやめるよう強く申し入れるべきです。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、討論を終結いたします。

続きまして、議案第49号 那珂市営住宅条例の一部を改正する条例から議案第55号 平成25年度那珂市水道事業会計補正予算（第1号）まで、以上7件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、議案第49号から議案第55号までは、委員長報告のとおり決することに決定をいたしました。

続きまして、認定第2号 平成24年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

認定第2号は、委員長報告のとおり原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田耕四郎君） 起立多数によって、認定第2号は委員長報告のとおり原案認定する

ことに決定いたしました。着席を願います。

続きまして、認定第3号 平成24年度那珂市水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。

認定第3号は、委員長報告のとおり原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田耕四郎君） 起立多数と認めます。着席を願います。

よって、認定第3号は、委員長報告のとおり原案認定することに決定をいたしました。

◎請願第1号の審査報告、質疑、討論、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第7、請願第1号 教育予算の拡充を求める請願を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会、遠藤 実委員長、登壇を願います。

〔教育厚生常任委員会委員長 遠藤 実君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（遠藤 実君） 教育厚生常任委員会報告書。

本委員会の調査事件については、下記のとおり、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

1、会議事件、付託案件、請願第1号 教育予算の拡充を求める請願。

2、結果、採択とすべきもの。

3、理由、請願第1号は、教育の機会均等と水準の向上をはかるため、少人数学級の推進や、義務教育非国庫補助制度の堅持などを求めるものです。

委員より、日本はGDP国内総生産が世界3位でありながら、OECD加盟国31カ国中教育予算が最下位であることについて、教育にこそこの国でも力を入れているのに、最下位では教育の危機であると意見が出されました。

また、少人数学級は先生が目が行き届くためいじめ対策になる、将来を担う子供に対する教育は大切であるなどの意見も出され、採決の結果、全会一致で採択とすべきものと決定しました。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） これより質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） なければ、討論を終結いたし、これより、請願第1号を採決いたします。

お諮りいたします。請願第1号の委員長報告は採択すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、請願第1号は採択とすべきものと決定をいたしました。

ここで暫時休憩をし、再開を11時15分といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第8、発議第3号 那珂市議会基本条例についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

君嶋寿男委員長、登壇を願います。

〔14番 君嶋寿男君 登壇〕

○14番（君嶋寿男君） 発議第3号 那珂市議会基本条例。

那珂市議会基本条例を、別紙のとおり提出する。

平成25年9月19日。提出者、那珂市議会議員、君嶋寿男。敬称略させていただきます。

賛成者、那珂市議会議員、綿引孝光、中庭正一、萩谷俊行、中崎政長、助川則夫、武藤博光、遠藤 実、須藤 博、木村静枝。

提案理由。我々は、現在、地方分権時代の到来により議会の果たすべき使命がますます大きくなっていることや、議会に対する市民の関心の希薄化などの現状を踏まえ、議会の活性化や市民参加の促進などの議会改革を推進しているところである。

そこで、議会の使命を果たし、市民に開かれた議会として、存在感のある信頼される議会を目指すため、議会運営及び議員活動の基本原則などを定め、市民の負託に応え、市民の生活及び社会の向上に寄与することを目的とし、那珂市議会基本条例を制定するものであります。

よろしく願いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） これより質疑に入ります。

質疑ございますか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） なければ、質疑を終結し、続いて、討論に入ります。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 討論を終結いたします。

これより発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、発議第3号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎意見書第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第9、意見書第1号 地方税財源の充実確保を求める意見書についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

中崎政長委員長、登壇を願います。

〔11番 中崎政長君 登壇〕

○11番（中崎政長君） 「地方税財源の充実確保」を求める意見書。

「地方税財源の充実確保」を、求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成25年9月19日。提出者、那珂市議会議員、中崎政長。

敬称略します。賛成者、萩谷俊行、小宅清史、綿引孝光、勝村晃夫、加藤直行、海野 進、木内良平。

「地方税財源の充実確保」を求める意見書。

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、

地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

記。

1、地方交付税の増額による一般財源総額の確保について。

(1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。

(2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。

(3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより対応すること。

(4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。

(5) 地方公務員給与の引下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。

2、地方税源の充実確保等について

(1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5：5」とすること。

その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

(2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。

(3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。

特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。

(4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。

(5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。

(6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(7) 地球温暖化対策において地方自治体の果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月19日。茨城県那珂市議会。

提出先。

内閣総理大臣、安倍晋三。財務大臣、麻生太郎。総務大臣、新藤義孝。内閣官房長官、菅

義偉。内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、甘利 明。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） これより質疑に入ります。
質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） なければ、質疑を終結し、これより、意見書第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、意見書第1号 地方税財源の充実確保を求める意見書は原案のとおり可決いたしました。

◎議員派遣について

○議長（福田耕四郎君） 日程第10、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第167条第1項の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、お手元に配付のとおり、それぞれの諸君を派遣することに決定をいたしました。

◎委員会の閉会中の継続（調査・審査）申出について

○議長（福田耕四郎君） 日程第11、委員会の閉会中の継続（調査・審査）申出についてを議題といたします。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続（調査・審査）の申出が提出されております。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおりこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、委員長から申し出のとおり、これを承認することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 28 分

再開 午前 11 時 28 分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

◎意見書第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田耕四郎君） お諮りいたします。ただいま、遠藤 実議員外 6 名から、意見書第 2 号 教育予算の拡充を求める意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、意見書第 2 号は日程に追加し、追加日程第 1 とし、議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第 1、意見書第 2 号 教育予算の拡充を求める意見書を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

16 番、遠藤 実議員、登壇願います。

〔16 番 遠藤 実君 登壇〕

○16 番（遠藤 実君） 意見書第 2 号 教育予算の拡充を求める意見書。

教育予算の拡充を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

平成25年 9 月 19 日。提出者、那珂市議会議員、遠藤 実。

賛成者、以下、敬称略させていただきます。那珂市議会議員、武藤博光、筒井かよ子、木野広宣、古川洋一、笹島 猛、木村静枝。

教育予算の拡充を求める意見書。

子供たちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとってきわめて重要なことである。特に学級規模の少人数化は保護者などの意見募集でも小学 1・2 年生のみならず、各学年に拡充すべきとの意見が大多数である。地方は独自の工夫で学級規模の少人数化を進めてきているが、地方交付税削減の影響や厳しい地方財政の状況などから、自治体が独自財源で学級の少人数化を拡充することは困難な状況になっている。

また、東日本大震災等において、学校施設の被害や子供たちの心のケアなど教育の早期復興のための予算措置、早期の学校施設の復旧など政府として人的・物的な援助や財政的な支援に継続的に取り組むべきである。

したがって、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させるため、次の事項を実

現されるよう、強く要望する。

1. きめ細かな教育の実現のために少人数学級を推進すること。

2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

3. 東日本大震災等における教育復興のための予算措置を継続して行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月19日。茨城県那珂市議会。

(提出先)

内閣総理大臣、安倍晋三。内閣官房長官、菅 義偉。文部科学大臣、下村博文。財務大臣、麻生太郎。総務大臣、新藤義孝。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） これより質疑に入ります。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） なければ、質疑を終結し、これより討論に入ります。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、意見書第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、意見書第2号 教育予算の拡充を求める意見書は、原案のとおり可決をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（福田耕四郎君） 以上で、本会議に付議された案件はすべて終了いたしました。

ここで、市長から発言の許可を求められていますので、これを許します。

海野市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 平成25年第3回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、平成24年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する報告をはじめとする12件の報告、議案等につきまして、慎重なるご審議を賜り、いずれも原

案どおり議決をいただきました。まことにありがとうございます。

また、常任委員会におきましては、3日間にわたり、平成25年度那珂市一般会計の外、各種特別会計に係る補正予算の外、平成24年度の各種会計歳入歳出決算につきまして、その内容を慎重にご審議いただき、また貴重なご意見を多数頂戴することができました。各常任委員会の委員各位に対しまして、重ねて感謝を申し上げます。

本定例会における審議を通しまして、議員の皆様から賜りましたご意見やご提言につきましては、今後十分に配慮しながら、引き続き、効果的、効率的な行政運営を図ってまいります。

結びに、議員各位におかれましては、市政運営になお一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、住民福祉の向上と那珂市発展のため、今後ともご健勝にてご活躍されますようご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

18日間、ご苦労さまでした。ありがとうございました。

○議長（福田耕四郎君） これにて平成25年第3回那珂市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時35分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

那珂市議会議長 福田 耕四郎

那珂市議会議員 木村 静枝

那珂市議会議員 海野 進

那珂市議会議員 木内 良平